



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

○土砂災害特別警戒区域の指定（海岸防災課）	1
監査委員事項	
○定期監査結果の公表	2
○財政的援助団体等監査結果の公表	3
○行政監査結果の公表	3
収用委員会事項	
○収用の裁決手続開始の決定・2件	3

告 示

沖縄県告示第25号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成31年1月22日

沖縄県知事 玉城康裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
運天	今帰仁村字運天の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
仲宗根－1	今帰仁村字仲宗根の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
仲宗根－2	今帰仁村字仲宗根の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(1)	今帰仁村字湧川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(2)	今帰仁村字湧川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(3)	今帰仁村字湧川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(4)－1	今帰仁村字湧川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(4)－2	今帰仁村字湧川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(4)－3	今帰仁村字湧川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(5)－1	今帰仁村字湧川の区域のうち、急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり	

	次の図に示す区域		
湧川(5)-2	今帰仁村字湧川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吳我山(1)	今帰仁村字吳我山の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吳我山(2)	今帰仁村字吳我山の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吳我山(3)	今帰仁村字吳我山の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吳我山(4)	今帰仁村字吳我山の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吳我山(5)	今帰仁村字吳我山の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吳我山(6)-1	今帰仁村字吳我山の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吳我山(6)-2	今帰仁村字吳我山の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川306-B13-4 5	今帰仁村字湧川の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
三謝306-A13-2 7	今帰仁村字吳我山の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
マッチャク306-A 13-28	今帰仁村字玉城の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
与那嶺306-A08 -06	今帰仁村字与那嶺及び字仲尾次の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
与那嶺306-A08 -16	今帰仁村字与那嶺の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
前原306-A08-1 0	今帰仁村字謝名の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
兼次306-B08-1 5	今帰仁村字兼次の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
謝名306-B08-1 7	今帰仁村字謝名の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)

監査委員事項

沖縄県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊1のとおり公表する。

平成31年1月22日

沖縄県監査委員	當 間 秀 史
沖縄県監査委員	鈴 木 啓 子
沖縄県監査委員	西 銘 純 恵

沖縄県監査委員 座 喜 味 一 幸

沖縄県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、一般財団法人沖縄県私学教育振興会ほか32団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊2のとおり公表する。

平成31年1月22日

沖縄県監査委員	當 間 秀 史
沖縄県監査委員	鈴 木 啓 子
沖縄県監査委員	西 銘 純 恵
沖縄県監査委員	座 喜 味 一 幸

沖縄県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、沖縄県の事務の執行について監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊3のとおり公表する。

平成31年1月22日

沖縄県監査委員	當 間 秀 史
沖縄県監査委員	鈴 木 啓 子
沖縄県監査委員	西 銘 純 恵
沖縄県監査委員	座 喜 味 一 幸

収用委員会事項**沖縄県収用委員会告示第1号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成31年1月22日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 那覇市
- 2 事業の種類 那覇広域都市計画公園事業4・3・那1号緑ヶ丘公園
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積 (m ²)		収用しようとする土地の面積 (m ²)
		登記簿	現況	登記簿	実測	
那覇市牧志1丁目	516番1	墓地	墓地	23.00	23.35	23.35
那覇市牧志1丁目	517番	墓地	墓地	9.62	9.62	9.62
那覇市牧志1丁目	559番	墓地	墓地	20.00	20.45	20.45
那覇市牧志1丁目	573番	墓地	墓地	76.00	76.28	76.28

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
不明	不明

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成31年1月10日

沖縄県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成31年1月22日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 那覇広域都市計画道路事業3・5・25号小禄名嘉地線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積 (m ²)		収用しようとする土地の面積 (m ²)	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
那覇市宇栄原4丁目	1051番	畠	宅地	339	323.95	38.11	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の101、213、109、120、121及び101の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
平良勝秀	那覇市宇栄原4丁目1番15号マンションタートル2階

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成31年1月10日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--

平成31年1月22日 火曜日

公 報

第4712号別冊1



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

平成29年度定期監査の結果報告書

目 次

<財務・事務に関する事項>	
第 1 監査の概要	17
1 監査対象年度	17
2 監査の実施方法及び実施方針	18
3 監査実施機関数及び実施状況	18
第 2 監査の結果	18
1 財務に関する事項	1
2 事務に関する事項	1
3 部局別指摘件数	1
第 3 監査所見	1
1 収入事務の適正化について	10
2 支出事務の適正化について	11
3 契約事務の適正化について	12
4 財産管理の適正化について	13
5 その他の財務事務について	14
6 事務処理の適正化について	15
第 4 部局別の指摘事項	16
【各部局共通】	16
1 貢務に関する事項	16
[収 入]	16
(1) 記録紙収納に係る事務が適正でなかったもの	16
[支 出]	16
(1) 支出負担行為書の作成時期が適正でなかったもの	16
[契 約]	16
(1) 契約に定める手続が適正でなかったもの	16
[その他]	17
(1) 記載書類に係る記載用具が適正でなかったもの	17
【知事公室】	17
1 財務に関する事項	17
[支 出]	17
(1) 給与が不足払いとなっていたもの	17
[契 約]	17
(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの	17
(2) 契約書を作成していないかたるもの	17

21	【財産】	24
(1)	物品整理票を貼付していないかったもの	24
(2)	公用車の利活用が図られていなかったものの	24
(3)	公用車の亡失損傷報告書を提出していなかったもの	24
(4)	公有財産台帳の管理が適正でなかったもの	24
(5)	公舎の管理が適正でなかったもの	24
[その他]	24	
(1)	公費と私費の区分が適正でなかったもの	24
(2)	不適正な事務処理が多数あつたもの	24
21	【商工労働部】	24
1	財務に関する事項	22
[取入]	22	
(1)	徴収に努力を要するもの	22
[契約]	22	
(1)	契約事務が適正でなかったもの	22
[財産]	22	
(1)	物品処分に係る一連の事務処理が適正でなかったもの	22
[その他]	22	
(1)	単価契約に係る事務処理が適正でなかったもの	22
21	【文化観光スポーツ部】	23
1	財務に関する事項	23
[契約]	23	
(1)	委託業務の仕様等に改善を要するもの	23
(2)	物品購入に係る一連の事務処理が適正でなかったもの	23
[財産]	23	
(1)	物品の処分手続が適正でなかったもの	23
23	【土木建築部】	23
1	財務に関する事項	23
[取入]	23	
(1)	徴収に努力を要するもの	23
(2)	調定事務が適正でなかったもの	23
(3)	現金収納に係る事務が適正でなかったもの	24
(4)	債権管理が適正でなかったもの	24
(5)	徴収に係る一連の事務処理が適正でなかったもの	24
[支出]	24	
(1)	給与が過払いとなっていたもの	24
21	【財産】	21
(1)	備品台帳の管理が適正でなかったもの	21
(2)	被服等貸与の管理が適正でなかったもの	21
(3)	公有財産台帳の管理が適正でなかったもの	21
21	【病院事業局】	24
1	財務に関する事項	24
[取入]	24	
(1)	医業未収金の徵収に努力を要するもの	24
(2)	現金収納に係る事務が適正でなかったもの	25
[支出]	25	
(1)	給与が過不足払いとなっていたもの	25
(2)	手当の事後確認が適正でなかったもの	25
(3)	報酬が不足払いとなっていたもの	25
(4)	資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	25
(5)	執行予定額を上回って支出していたもの	26
(6)	その他支出事務が適正でなかったもの	26
[契約]	26	
(1)	契約方法について改善を要するもの	26
(2)	契約事務が適正でなかったもの	26
(3)	契約書を作成していないかったもの	26
(4)	履行確認が適正でなかったもの	26
[財産]	26	
(1)	被服等貸与の管理が適正でなかったもの	26
[その他]	26	
(1)	預り金の管理に改善を要するもの	26
(2)	支出負担行為を整理する時期について改善を要するもの	27
23	【教育庁】	27
1	財務に関する事項	27
[支出]	27	
(1)	給与が過払いとなっていたもの	27
(2)	報酬の支給事務が適正でなかったもの	27
[契約]	27	
(1)	入札手続が適正でなかったもの	27
(2)	契約方法について改善を要するもの	27
(3)	契約事務が適正でなかったもの	28

2 事務に関する事項	28
〔勤務管理〕	28
(1) 勤務管理が適正でなかったもの	28
〔事務決裁〕	28
(1) 事務決裁が適正でなかったもの	28
【警察本部】	28
1 財務に関する事項	28
〔支 出〕	28
(1) 給与が過払いとなつていたもの	28
(2) 執行予定額を上回って支出していたもの	28
〔契 約〕	28
(1) 契約書を作成していないかたるもの	28
第 1 監査の概要	29
1 監査対象	29
2 監査期間	29
3 監査の方法及び着眼点	29
4 監査の実施状況	29
第 2 監査の結果及び所見	31
1 設計等の確認に改善を要するもの	31
2 計画・施工・検査等で改善を要するもの	32
3 安全・安心への配慮が必要なもの	33
4 施設の改修が必要なもの	34

<財務・事務に関する事項>

〔勤務管理〕
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施するとともに、併せて、同條第2項の規定により、県の事務の執行について監査を実施した。

監査の概要是次のとおりである。

1 監査対象年度
 平成29年度

2 監査の実施方法及び実施方針

(1) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。
 イ 書面監査
 監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

(2) 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げようとする運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも留意して実施した。
 また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

ア 財務に関する事項

- (ア) 未収金の債権管理について
- (イ) 調定等を行っていない債権について
- (ウ) 備品の適正な管理について

3 監査実施機関数及び実施状況

(1) 監査実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部局名	監査対象機関数	監査実施機関数	左の内訳	書面監査
知事公室	6	6	6	0
総務部	17	17	16	1
企画部	8	8	8	0
環境部	6	6	5	1
子ども生活福祉部	20	20	20	0
保健医療部	16	16	15	1
農林水産部	43	43	41	2
商工労働部	13	13	12	1
文化観光スポーツ部	9	9	9	0
土木建築部	22	22	22	0
出納事務局	2	2	2	0
企業事業局	9	9	7	2
企画部	7	7	7	0
環境部	1	1	1	0
議会事務局	102	102	58	44
教育局	46	46	39	7
警察本部	7	7	7	0
その他の行政委員会事務局				
合計	334	334	275	59

(2) 実地監査の実施状況

実地監査の実施機関は、次のとおりである。
実地監査は、平成30年1月17日から同年8月22日までの間で実施した。

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
知事公室	平成30年7月10日、17日～18日 〃8月20日	子ども生活福祉部	平成30年4月20日
消防学校	〃3月1日 〃4月12日	平和祈念資料館	〃3月20日
本庁各課	平成30年7月11～13日 〃8月7日	本庁各課	平成30年6月8～12日～13日
総務事務センター	〃6月19～21日	看護大学	〃5月11日
官古事務所各課	〃5月22～23日 〃6月8日	衛生環境研究所	〃3月13日 〃4月13日
八重山事務所各課	〃5月15～16日 〃6月13日	中央食肉衛生検査所	〃3月14日 〃4月19日
総務部	保育研修所	北部食肉衛生検査所	〃2月6日 〃3月26日
名護県税事務所	〃4月26日 〃5月10日	北部保健所	〃3月14日 〃4月25日
コザ県税事務所	〃4月17日 〃5月25日	中部保健所	〃3月14日 〃4月24日
那霸県税事務所	〃5月10日 〃6月6日	南部保健所	〃2月22日 〃3月13日
自動車税事務所	〃6月15日 〃7月10日	宮古保健所	〃5月25日 〃6月13日
企画部	本庁各課	八重山保健所	〃5月17日 〃6月11日
環境部	本庁各課	本庁各課	平成30年7月10～13日
		平成30年7月14日	〃8月13日
	本庁各課	平成30年7月24～27日 〃8月20日	北部農林水産振興センター各課 〃2月20～23日 〃3月28日
		〃3月13日 〃4月25日	宮古農林水産振興センター各課 〃5月22～25日 〃6月13日
	北部福祉事務所	〃3月8日 〃4月27日	八重山農林水産振興センター各課 〃5月15～18日 〃6月11日
	中部福祉事務所	〃2月22日 〃3月12日	農業研究センター 石垣支所 〃4月18日
子ども生活福祉部	農業研究センター 林名護支所 〃5月24日 〃6月18日	農業研究センター 石垣支所 〃4月24日 〃5月11日	
女性相談所	〃5月18日 〃6月25日	農業研究センター 宮古島支所 〃5月22日 〃6月7日	
若夏学院	〃3月9日 〃4月23日 〃5月9日	畜産研究センター 〃5月15日 〃6月5日	
コザ児童相談所	〃4月18日 〃5月25日	森林資源研究センター 〃2月6日 〃3月28日	
中央児童相談所	〃5月11日 〃6月6日	水産技術センター 〃2月7日、3月20日 〃3月9日	
身体障害者更生相談所 (知的障害者更生相談所)	〃3月2日 〃4月19日	水産技術センター 〃5月16日 〃6月5日	

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日	
中央卸売市場	平成30年3月1日 " 4月24日	八重山土木事務所	平成30年5月29～30日 " 6月13日	本庁各課	平成30年7月17～20日 " 8月14日	北部農林高等学校	平成30年2月9日 " 3月26日	
病害虫防除技術センター	" 3月8日 " 4月26日	下地島空港管理事務所	" 5月23日 " 6月7日	国頭教育事務所	" 2月22日 " 3月14日	南部農林高等学校	" 1月23日 " 2月22日	
中部農業改良普及センター	" 3月7日 " 4月12日	都市モノレール建設事務所	" 4月19日 " 5月15日	中頭教育事務所	" 1月30日 " 2月7日	美来工科高等学校	" 1月26日	
南郷農業改良普及センター	" 3月8日 " 4月19日	下水道事務所	" 4月19日 " 5月24日	那覇教育事務所	" 1月25日 " 2月21日	沖縄工業高等学校	" 1月23日 " 2月6日	
農業大学校	" 4月24日 " 5月11日	出納事務局	平成30年7月6日 " 7月27日	島尻教育事務所	" 1月30日 " 2月21日	浦添工業高等学校	" 1月18日 " 2月8日	
中央家畜保健衛生所	" 3月14日 " 4月27日	本庁各課	平成30年6月5～7日 " 7月23日	宮古教育事務所	" 2月15日 " 3月14日	中部商業高等学校	" 1月24日 " 2月8日	
家畜改良センター	" 2月21日 " 3月14日	石川浄水管理事務所	" 2月20日 " 3月28日	八重山教育事務所	" 2月15日 " 3月6日	南部商業高等学校	" 1月19日 " 2月27日	
中部農林土木事務所	" 4月26～27日 " 5月17日	西原淨水管理事務所	" 2月21日	総合教育センター	" 1月25～26日 " 2月26日	浦添商業高等学校	" 1月31日	
水産部	農業大学校	水質管理事務所	" 2月20日 " 3月28日	離島児童生徒支援センター	" 3月9日 " 4月23日	具志川商業高等学校	" 2月13日	
中部農林土木事務所	" 4月24～25日 " 5月23日	県立病院課	平成30年7月3～4日 " 8月21日	辺土名高等学校	" 2月9日	球陽高等学校	" 1月23日 " 2月26日	
南部農林土木事務所	" 4月13日 " 4月27日	北部病院	" 5月30～6月1日 " 7月4日	北山高等学校	" 2月7日 " 3月9日	球陽中学校	" 1月23日 " 2月7日	
栽培漁業センター	" 5月18日	平成30年7月3～6日	中頭病院	" 6月19～21日 " 7月24日	名護高等学校	" 2月8日	宮古高等学校	" 2月16日
本庁各課	" 7月31日	病院事業局	南部医療センター・こども医療センター	官野原高等学校	" 2月9日 " 3月13日	官古工業高等学校	" 2月16日 " 3月13日	
工業技術センター	" 3月6日 " 4月20日	精神和病院	" 5月31～6月1日 " 6月18日	石川高等学校	" 1月31日 " 2月15日	伊良部高等学校	" 2月15日 " 3月13日	
商工労働部	工具振興センター	" 3月6日 " 4月19日	宮古病院	" 6月26～27日 " 7月24日	読谷高等学校	" 1月30日 " 2月15日	名護商工高等学校	" 2月8日 " 3月28日
文化観光部	工具能力開発校	" 3月7日 " 4月20日	八重山病院	" 5月31～6月1日 " 6月25日	普天間高等学校	" 2月1日	那覇特別支援学校	" 1月24日 " 2月8日
文化観光芸術大学	平成30年6月8日、6月12～13日	議会事務局	平成30年6月12日 " 8月22日	首里高等学校	" 2月1日	宮古特別支援学校	" 2月14日	
博物館・美術館	" 7月27日			真和志高等学校	" 1月19日 " 2月5日	島尻特別支援学校	" 1月31日 " 2月27日	
本庁各課	" 5月10日 " 6月8日			小禄高等学校	" 1月24日 " 2月8日	八重山特別支援学校	" 2月16日 " 3月5日	
北部土木事務所	" 2月2日 " 3月1日	平成30年7月24～27日		陽明高等学校	" 1月17日 " 2月6日	森川特別支援学校	" 2月2日 " 3月12日	
木建築部	木中部土木事務所	" 4月17～18日 " 5月10日		与勝高等学校	" 1月17日 " 1月31日	泡瀬特別支援学校	" 1月19日	
木建築部	木南部土木事務所	" 6月4日 " 5月29～30日		与勝緑が丘中学校	" 1月17日 " 1月31日	桜野特別支援学校	" 2月7日 " 3月12日	
木建築部	木官古土木事務所	" 6月22日 " 5月24～25日		具志川高等学校	" 1月18日 " 1月31日	西崎特別支援学校	" 1月18日 " 2月5日	
木建築部	木官古土木事務所	" 6月18日		嘉手納高等学校	" 1月17日 " 2月7日	やえせ高等支援学校	" 1月19日 " 2月27日	
木建築部	木首里東高等学校			首里東高等学校	" 2月2日	陽明高等学校	" 1月17日 " 2月6日	

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日	
中央卸売市場	平成30年3月1日 " 4月24日	八重山土木事務所	平成30年5月29～30日 " 6月13日	本庁各課	平成30年7月17～20日 " 8月14日	北部農林高等学校	平成30年2月9日 " 3月26日	
病害虫防除技術センター	" 3月8日 " 4月26日	下地島空港管理事務所	" 5月23日 " 6月7日	国頭教育事務所	" 2月22日 " 3月14日	南部農林高等学校	" 1月23日 " 2月22日	
中部農業改良普及センター	" 3月7日 " 4月12日	都市モノレール建設事務所	" 4月19日 " 5月15日	中頭教育事務所	" 1月30日 " 2月7日	美来工科高等学校	" 1月26日	
南郷農業改良普及センター	" 3月8日 " 4月19日	下水道事務所	" 4月19日 " 5月24日	那覇教育事務所	" 1月25日 " 2月21日	沖縄工業高等学校	" 1月23日 " 2月6日	
農業大学校	" 4月24日 " 5月11日	出納事務局	平成30年7月6日 " 7月27日	島尻教育事務所	" 1月30日 " 2月21日	浦添工業高等学校	" 1月18日 " 2月8日	
農林水産部	中央家畜保健衛生所	本庁各課	平成30年6月5～7日 " 7月23日	宮古教育事務所	" 2月15日 " 3月14日	中部商業高等学校	" 1月24日 " 2月8日	
家畜改良センター	" 2月21日 " 3月14日	石川浄水管理事務所	" 2月20日 " 3月28日	八重山教育事務所	" 2月15日 " 3月6日	南部商業高等学校	" 1月19日 " 2月27日	
中部農林土木事務所	" 4月26～27日 " 5月17日	西原淨水管理事務所	" 2月21日	総合教育センター	" 1月25～26日 " 2月26日	浦添商業高等学校	" 1月31日	
水産部	農業大学校	水質管理事務所	" 2月20日 " 3月28日	離島児童生徒支援センター	" 3月9日 " 4月23日	具志川商業高等学校	" 2月13日	
中部農林土木事務所	" 4月24～25日 " 5月23日	県立病院課	平成30年7月3～4日 " 8月21日	辺土名高等学校	" 2月9日	球陽高等学校	" 1月23日 " 2月26日	
南部農林土木事務所	" 4月13日 " 4月27日	北部病院	" 5月30～6月1日 " 7月4日	北山高等学校	" 2月7日 " 3月9日	球陽中学校	" 1月23日 " 2月7日	
栽培漁業センター	" 5月18日	平成30年7月3～6日	中頭病院	" 6月19～21日 " 7月24日	名護高等学校	" 2月8日	宮古高等学校	" 2月16日
本庁各課	" 7月31日	病院事業局	南部医療センター・こども医療センター	官野原高等学校	" 2月9日 " 3月13日	官古工業高等学校	" 2月16日 " 3月13日	
工業技術センター	" 3月6日 " 4月20日	精神和病院	" 5月31～6月1日 " 6月18日	石川高等学校	" 1月31日 " 2月15日	伊良部高等学校	" 2月15日 " 3月13日	
工具振興センター	" 3月6日 " 4月19日	宮古病院	" 6月26～27日 " 7月24日	読谷高等学校	" 1月30日 " 2月15日	名護商工高等学校	" 2月8日 " 3月28日	
工具能力開発校	" 3月7日 " 4月20日	八重山病院	" 5月31～6月1日 " 6月25日	普天間高等学校	" 2月1日	那覇特別支援学校	" 1月24日 " 2月8日	
工具能力開発校	" 3月1日 " 4月24日	平成30年6月12日 " 8月22日		首里高等学校	" 2月1日	宮古特別支援学校	" 2月14日	
芸術大学	" 5月10日 " 6月8日			真和志高等学校	" 1月19日 " 2月5日	島尻特別支援学校	" 1月31日 " 2月27日	
博物館・美術館	" 2月2日 " 3月1日			小禄高等学校	" 1月24日 " 2月8日	八重山特別支援学校	" 2月16日 " 3月5日	
本庁各課	平成30年7月24～27日			陽明高等学校	" 1月17日 " 2月6日	森川特別支援学校	" 2月2日 " 3月12日	
北部土木事務所	" 4月17～18日 " 5月10日			与勝高等学校	" 1月17日 " 1月31日	泡瀬特別支援学校	" 1月19日	
木建築部	木中部土木事務所	" 6月4日 " 5月10～11日		与勝緑が丘中学校	" 1月17日 " 1月31日	桜野特別支援学校	" 2月7日 " 3月12日	
木建築部	木南部土木事務所	" 5月29～30日 " 6月22日		具志川高等学校	" 1月18日 " 1月31日	西崎特別支援学校	" 1月18日 " 2月5日	
木建築部	木官古土木事務所	" 5月24～25日 " 6月18日		嘉手納高等学校	" 1月17日 " 2月7日	やえせ高等支援学校	" 1月19日 " 2月27日	
木建築部	木首里東高等学校			首里東高等学校	" 2月2日	陽明高等学校	" 1月17日 " 2月6日	

監査の結果 第2

監査の結果、各機関における財務及び事務についてはおおむね適正に処理され
ていると認められたが、一部について、是正・改善を要するものを指摘事項とし
て掲記した。

指摘事項の概要は、次のとおりである。

なお、指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述して
いる。

(1) 収入に残りるもの		機関名	
指摘の内容	件数		
徴収に努力を要するもの	16	税務課 那覇県税事務所 自動車税事務所 八重山税事務所 管理課 八重山少年・子ども家庭課 中部福祉事務所 南部福祉事務所 八重山福社事務所 農政経済課 中小企業支援課 住宅課 中部土木事務所	コザ県税事務所 宮古事務所 富古政策課 富古事務所 官古福社事務所 官古事務所 水産課 情資産業振興課 (22機関)
医業未収金の徴収に努力を要するもの	1	県立病院課 南部医療センター、こども医療センター 八重山病院 八重山病院	北部病院 中部病院 中部病院 (7機関)
調定事務が適正でなかつたもの	1	宮古土木事務所	(1機関)
現金収納に係る事務が適正でなかつたもの	2	中部土木事務所 八重山病院	(2機関)
証紙収納に係る事務が適正でなかつたもの (各部局共通)	1	総務私学課 労働政策課 中部農林土木事務所	看護大学 中部土木事務所 (5機関)
債権管理が適正でなかつたもの	1	中部土木事務所	(1機関)
徴収に係る一連の事務処理が適正でなかつたもの	1	中部土木事務所	(1機関)
	計	23	(39機関)
(2) 支出に関するもの		機関名	
指摘の内容	件数		
支出負担行為書の作成時期が適正でなかつたもの (各部局共通)	1	広報課 糖業農產課 輶光振興課 県立学校教育課 八重山警察署	防災危機管理課 南嶺農林土木事務所 芸術大学 博物館 美術館 港湾課 義務教育課 官古島警察署 (15機関)

注： 1 監査対象機関は、平成30年4月1日現在を表記している。
2 監査実施期日欄の日付が二段書きのものは、下段が監査委員が監査対象機関に
査を行った日である。

3) 舟面監査の実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。
書面監査は、平成30年8月8日から同月31日まで

監査実施機関	八重山病院 (2機関)	中部工木事務所	八重山病院 (2機関)
総務部	東京事務所	看護大学	中部農林土木事務所 (5機関)
環境部	動物愛護管理センター	看護大学	中部土木事務所 (5機関)
保健医療部	総合精神保健福祉センター	看護大学	看護大学 中部農林土木事務所 (5機関)
農林水産部	海洋深層水研究所	看護大学	中部土木事務所 (1機関)
商工労働部	大阪事務所	看護大学	中部土木事務所 (1機関)
企業局	久志浄水管理事務所	看護大学	中部土木事務所 (1機関)
	計	23	(39機関)
(2) 支出に関するもの			
指摘の内容	機関名	件数	
支出負担行為書の作成時期が適正でなかったもの (各部局共通)	広報課 防災危機管理課 保健医療総務課 看護大学 南部農林土木事務所 南部農業振興課 芸術大学 博物館 光振興課 宮古島警察署 県立学校教育課 義務教育課 宮古島警察署 八重山警察署 (15機関)	1	

機関名	件数	指摘の内容
契約に定める手続が適正でないもの（各部局共通）	1	高齢者福祉介護課　障害福祉課　健康長寿課 観光振興課　工業技術センター（5機関）
履行確認が適正でなかったもの	2	障害福祉課　八重山病院（2機関）
物品購入に係る一連の事務処理が適正でなかったもの	1	芸術大学（1機関）
計	23	(27機関)
(4) 財産に関するもの		
機関名	件数	指摘の内容
衛生薬務課　住宅課（2機関）	2	備品台帳の管理が適正でなかつたもの
家畜改良センター（1機関）	1	物品整理票を貼付していないなかつたもの
施設建築課　八重山病院（2機関）	2	被服等貸与の管理が適正でなかつたものの
中部農林土木事務所（1機関）	1	公用車の利活用が図られていなかつたもの
東京事務所（1機関）	1	ICカードの亡失損傷報告書を提出してなかつたもの
畜産課（1機関）	1	公用車の亡失損傷報告書を提出してなかつたもの
芸術大学（1機関）	1	物品の処分手續が適正でなかつたもの
具志川職業能力開発校（1機関）	1	物品処分に係る一連の事務処理が適正でなかつたもの
消防学校　空港課（4機関）	4	公有財産台帳の管理が適正でなかつたもの
畜産研究センター（1機関）	1	公舎の管理が適正でなかつたもの
計	15	(15機関)
(5) その他		
機関名	件数	指摘の内容
秘書課　障害福祉課　ものづくり振興課　雇用政策課 空港課（5機関）	1	証拠書類に係る記載用具が適正でなかつたもの（各部局共通）

機関名	件数	指摘の内容
消防学校　官古福利事務所　畜産課　畜産研究センター 南部農業改良普及センター・北部病院　南部医療センター・こども医療センター 那原警察署	15	給与が過不足払いとなっていたもの
官古農林水産振興センター　中部農林土木事務所 (2機関)	2	給与の支給事務が適正でなかつたもの
北部病院（1機関）	1	手当の事後確認が適正でなかつたもの
北部病院（1機関）	1	報酬が不足払いとなっていたもの
八重山教育事務所（1機関）	1	報酬の支給事務が適正でなかつたもの
中部病院　官古病院（2機関）	3	資金前渡による支出事務が適正でなかつたもの
中部病院　組織犯罪対策課　交通規制課　うるま警察署 (4機関)	4	執行予定額を上回って支出していたもの
八重山病院（1機関）	1	その他支出事務が適正でなかつたもの
計	29	(39機関)
(3) 契約に関するもの		
機関名	件数	指摘の内容
消防学校　八重山保健所　海洋深層水研究所 (3機関)	3	予定価格に係る事務が適正でなかつたもの
看護大学　八重山特別支援学校（2機関）	2	入札手続が適正でなかつたもの
空手振興課（1機関）	1	委託業務の仕様等に改善を要するもの
中部病院　八重山病院　琉陽高等学校　球陽中学校 (4機関)	4	契約方法について改善を要するもの
南部病院　南部保健所　南部教育センター（6機関）	6	契約事務が適正でなかつたもの
中央卸売市場　中部病院　豊見城警察署（3機関）	3	契約書を作成してなかつたもの

3 部局別指摘件数

部局別の指摘件数は、次のとおりである。

指摘の内容	件数	機関名	財務に関する事項						合計	増減	
			予算	収入	支出	契約	工事	財産	その他		
H29	H28	H29	H28	H29	H28	H29	H28	H29	H28		
単価契約に係る事務処理が適正でなかったもの	1	アジア経済戦略課 (1機関)	中部病院 (2機関)	南部医療センター・こども医療センター	1	1	1	1	1	3	1 △ 2
預り金の管理に改善を要するもの	2	県立病院課 (1機関)	総務部	企画部	3			1	4	4	△ 8
支出負担行為を整理する時期について改善を要するもの	1	農業大学校 (1機関)	環境部	子ども生活福祉部	4	1	2		0	0	0
公費と私費の区分が適正でなかつたもの	1	畜産研究センター (1機関)	保健医療部		3		2		5	5	0
不適正な事務処理が多數あつたもの	1	計 (11機関)	農林水産部	商工労働部	2	7	2	5	2	18	17 △ 1
			文化観光スポーツ部		2		1	3		3	6 △ 3
勤務管理が適正でなかつたもの	2	国頭教育事務所 (2機関)	土木建築部	7	1		3	11		11	△ 12 △ 1
事務決裁が適正でなかつたもの	3	辺土名高等学校 (3機関)	出納事務局					0	0	0	0
		計 (5機関)	企業局					0	0	1	△ 1
			病院事業局	2	11	6	1	3	23	23	22 △ 1
			議会事務局					0	0	0	0
			教育庁		3	4		7	5	12	△ 10
			警察察本部		4	1		5	5	1	4
			その他行政委員会事務局					0	0	0	0
			各部局共通	0	1	1		1	4	4	2 △ 2
			計	H29	0	23	29	0	15	7	97 △ 14
				H28	3	16	47	1	15	1	112 △ 116
			増	減	△ 3	7	△ 18	△ 6	△ 1	0	6 △ 15 △ 1
										102	

なお、指摘件数の多い部局は、次のとおりとなつている。

病院事業局 : 23件 (前年度比 1件増)
農林水産部 : 18件 (前年度比 1件増)
教育庁 : 12件 (前年度比 10件減)
警察察本部 : 11件 (前年度比 1件減)
木造建築部 : 7件 (前年度比 3件減)
子ども生活福祉部 : 7件 (前年度比 3件増)

2 事務に関する事項

指摘の内容	件数	機関名
勤務管理が適正でなかつたもの	2	八重山教育事務所 (2機関)
事務決裁が適正でなかつたもの	3	嘉手納高等学校 名護商工高等学校 (3機関)
	5	計 (5機関)

第3 監査所見

平成29年度における監査結果において、財務及び事務についてではおおむね適正に処理されていると認められたが、一部に沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）以下「財務規則」という。）に基づかない事務処理等が依然として見られた。

財務規則は、地方自治法等と併せて、県における財務事務の公正性と能率的な運営を確保する上で必要な手続等を規定したものであり、職員にあっては財務規則等の理解及び遵守に留意し、職務を遂行しなければならない。

管理職員及び出納員等においては、会計事務が法令等に適合しているかの確認及び指導を徹底すると共に、部局主務課においては、財務規則に定められた手続が適正に行われるよう職員相互のチェック体制の構築を図っていただきたい。また、指導監督にあたる管理者等への研修等、各種研修の充実強化を図り内部統制機能の強化に努めていただきたい。

特に県立病院においては、昨年度に引き続き契約事務や各種手当に係る基本的な事務において不適切な事務処理が多く確認された。各県立病院においては地方公営企業法（昭和27年法律第292号）等に基づき、多岐にわたる業務を行っていることから、財務規則に加え、病院事業局の独自規程に関する研修や事務指導の強化等についても併せて取り組んでいただきたい。その他、組織体制の見直し等、膨大となっている事務量を適正に処理するための抜本的かつ効果的な方策を組織として検討していただきたい。

これらを踏まえ、各部局等においては、特に次の点に留意して是正・改善に取り組んでいただきたい。

1 収入事務の適正化について

(1) 収入未済額の縮減等について

一般会計の収入未済額は35億1,032万円で、景気の拡大により県税の調定額が増となつたこと等から、前年度より1億6,354万円（4.9%）増加している。
特別会計の収入未済額は43億9,470万円で、前年度より1億5,781万円（3.5%）減少している。病院事業会計の医業未収金（個人負担分）は18億6,059万円で、前年度より737万円（3.9%）減少している。

収入未済額の縮減は、住民負担の公平性と財源確保の観点から極めて重要な課題である。収入未済額については、滞納者の実態把握に努め適切な債権管理を行うとともに、市町村、福祉部門等との連携強化や指定管理者の指導・連携を図るなど、効率的な徵収対策を講ずることにより、引き続きその縮減と発生防止に努めていた

だときたい。

また、債権管理の事務処理に当たつては、関連法令の知識と債権管理の手法に関する実務的知識が必要なことから、会議や研修等の充実強化を図り、職員の債権管理能力の向上に努めていただきたい。

- (2) 証紙収納事務について
証紙収納にかかる事務について、証紙に消印がないもの、証紙への消印が遅れていたもの、申請書から証紙を分離して保管していたもの等、証紙収納に係る事務が適正でない事例が多く見られた。このため、証紙条例施行規則（昭和48年2月7日規則第13号）等に基づく適正な処理を図り、併せて、複数職員によるチェック体制の確保に努めていただきたい。

2 支出事務の適正化について

- (1) 給与の支出事務について
職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなつたものが21件合計2,166,556円（過払い額1,243,594円、不足払い額922,962円）であった。

知事部局等職員の諸手当に関する、総務事務センターへ移管された事務については、指摘件数は減少傾向にあるが、各部局で所管する期末手当及び勤勉手当等の事務については依然として支給誤りが多く見られる。
このため、研修等による担当者への給与制度の周知強化や、指導監督にあたる管理者等への給与事務のチェックポイントの研修等、効果的な対策を検討していただきたい。

- (2) その他の支出事務について
予算を執行する際は決裁を受けた金額を超えてはならないが、単価契約について決裁額を上回る金額で支出していたものが多く見られた。適宜執行状況を確認し、超過が見込まれる場合には決裁権者の決裁を得てから支出することを徹底していただきたい。

また、資金前渡の精算が遅れていたもの、職員個人が立替払いをしていたものがあった。資金前渡の取扱いについては、財務規則に基づき適正に行っていただきたい。更に、県立病院においては、本庁が所管する規程及び通知の不備が原因で事務処理が不適切となつていると考えられるものがあつた。規程及び通知の見直しを行い、

その周知徹底及び指導の強化を図っていただきたい。

3 契約事務の適正化について

(1) 支出負担行為について
支出負担行為の決議の時期が大幅に遅れていたものや、出納機関への合議を行つてないものが依然として多く見られた。

度重なる指摘にもかかわらずこのような事務処理が減少しない理由の一につに、この指摘が単なるシステムへの入力遅れと理解されやすいことにあるのではないかと思われる。
支出負担行為は、普通地方公共団体の支出の原因となる契約その他の行為である。当該行為の決議を行わないまま受託が見込まれる者へ業務を命じ、或いは適正な審査を経ずに事実上の契約等に至った場合、その相手方や県に損失を与える恐れがあることを厳に自覚し改める必要がある。

2 その他契約事務について

予定価格調書を作成していないものの、見積書を取っていないかったもの、履行確認を十分にしていないものの、契約書の作成等をしていないかったものなどがあった。

また、委託業務について、企画競争型随意契約に係る選考委員が役員を勤める団体に対し、受託業者が業務の一部を再委託していたものがあった。契約相手の選考に当たって、再委託を含む委託業務の関係について、透明性・公平性等の確保に留意する必要がある。

更に、指名競争入札において、入札者が一者の場合は入札そのものが不適となり再度入札を行う必要があるが、一般競争入札の例にならい一者と随意契約を締結していったものがあった。

関係法令及び財務関係諸規程の周知を図り、適正な事務処理を行う必要がある。

4 財産管理の適正化について

備品登録をしていないものの、公有財産台帳に登録していないかったものの、被服等貸与整理簿を作成していないものの、亡失損傷報告書を提出していないものの、物品処分伺をせずに物品を処分していたものがあった。県有財産は貴重な行政資源であることから、沖縄県公有財産規則（昭和47年沖縄県規則第3号）及び財務規則等に基づき、適正な管理に努めていただきたい。

5 その他の財務事務について

証拠書類は鉛筆その他消えやすいものを用いて記載してはならないとされているが、予定価格調書の作成、切手等の受払簿の記載について、いわゆる「消せるボールペン」を使用していたものがあった。消せるボールペンの使用については、容易に文書が改ざんされるおそれがあり、公文書の作成に認められないものであるので十分に留意していただきたい。

6 事務処理の適正化について

県立学校において、在学証明及び卒業証明書の発行に関して、決裁を受けずに處理していたものがあった。関係する規程、通知文等を確認した上で、明確な根拠に基いて事務処理を行う必要がある。

第4 部局別の指摘事項

【各部局共通】 1 財務に関する事項

〔収入〕

(1) 証紙収納に係る事務が適正でなかつたもの

ア 証紙に消印が押されてなかつたもの

- ・ 保健医療部（看護大学）
- ・ 土木建築部（中部土木事務所）

イ 証紙の消印が遅れて押されていたもの

- ・ 総務部（総務私学課）
- ・ 商工労働部（労働政策課）
- ・ 土木建築部（中部土木事務所）

ウ 証紙収納簿の登記が誤っていたもの

- ・ 土木建築部（中部土木事務所）

エ 誤って証紙を収納していたもの

- ・ 保健医療部（看護大学）

オ 申請書から証紙を分離して保管していたもの

- ・ 農林水産部（中部農林土木事務所）

〔支出〕

(1) 負担行為書の作成時期が適正でなかつたもの

契約を締結するときは交付を決定するときは、財務規則で定めた整理区分に従い支出負担行為書の決議が必要であるが、これが大幅に遅れていたもの又は出納機関に合議していなかつたものがあつた。

ア 知事公室（広報課、防災危機管理課）

・ 保健医療部（保健医療係務課、看護大学）

・ 農林水産部（糖業農産課、南部農林土木事務所）

・ 商工労働部（企業立地推進課）

・ 文化観光スポーツ部（観光振興課、芸術大学、博物館・美術館）

・ 土木建築部（港湾課）

・ 教育厅（県立学校教育課、義務教育課）

・ 警察本部（宮古島警察署、八重山警察署）

〔契約〕

(1) 契約に定める手続が適正でなかつたもの

ア 実施計画書の提出に係る手続が行われていなかつたもの

- ・ 子ども生活福祉部（障害福祉課）

・ 保健医療部（健康長寿課）

・ 商工労働部（工業技術センター）

イ 経費の変更に係る手続が行われていなかつたもの

・ 子ども生活福祉部（高齢者福祉介護課）

ウ 業務の再委託に係る手続が行われていなかつたもの

・ 文化観光スポーツ部（観光振興課）

〔その他〕

(1) 証拠書類に係る記載用具が適正でなかつたもの

予定価格調書、郵便切手受払簿等の財務処理に係る関係書類は、鉛筆その他消えやすいものを用いて記載してはならないが、いわゆる「消せるボールペン」を使用していたものがあつた。

ア 予定価格調書、検査調書等に使用していたもの

- ・ 知事公室（秘書課）
- ・ 商工労働部（ものづくり振興課、雇用政策課）

イ 郵便切手受払簿、出勤簿等に使用していたもの

- ・ 土木建築部（空港課）

【知事公室】

1 財務に関する事項

〔支出〕

(1) 給与が不足払といとなつたものの

時間外勤務手当の支給に当たつて、時間外勤務に係る1時間未満の端数処理や月60時間を超えた部分に係る時間数の支給割合を誤つたため、33,159円の不足払となつた。

ア 給与

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかつたもの

沖縄県消防学校自動火災報知設備及び非常・業務用放送設備更新業務委託（執行予定額10,800,000円）の契約に当たつて、予定価格調書を作成していなかつた。（消防学校）

【財産】

(1) 公有財産台帳の管理が適正でなかつたもの

沖縄県模擬消防訓練設備製造設置業務委託により製造し設置した訓練設備（取得金額77,760,000円）について、公有財産台帳に登録していなかつた。（消防学校）

〔契約〕

(1) 契約に定める手続が適正でなかつたもの

ア 実施計画書の提出に係る手続が行われていなかつたもの

- ・ 子ども生活福祉部（障害福祉課）

【総務部】	1 財務に関する事項	工 児童扶養手当返還金	50,429,168円	63.5%	10.8%
		(青少年・子ども家庭課)			

〔収入〕

〔1〕徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりであった。

ア	県税	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
	平成29年度	128,358,876,878	126,765,609,156	158,050,803	1,932,195,235	98.8
	平成28年度	124,149,688,349	122,452,429,960	169,267,945	1,804,553,796	98.6
	対前年度比	103.4	103.5	93.4	107.1	-

(税務課、各県税事務所、自動車税事務所、官古及びひ重山事務所県税課)

イ	土地賃料	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
		44,726,741円	6.1%	△6.1%	(管財課)

(管財課)

(東京事務所)

〔2〕ICカードの亡失損傷報告書を提出していないかたもの

ICカード乗車券の亡失(金額4,850円)について、亡失損傷報告書を知事に提出していなかった。

(東京事務所)

〔財産〕

〔1〕ICカードの亡失損傷報告書を提出していないかたもの

ICカード乗車券の亡失(金額4,850円)について、亡失損傷報告書を知事に提出していなかった。

(東京事務所)

〔子ども生活福祉部〕

〔1〕財務に関する事項

〔収入〕

〔1〕徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりであった。

ア	生活保護費返還金	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
		162,677,183円	57.4%	32.8%

(福祉政策課、各福祉事務所)

(福祉政策課)

(青少年・子ども家庭課、各福祉事務所)

〔2〕介護福祉士等修学資金 貸付金元利収入

イ	介護福祉士等修学資金 貸付金元利収入	2,197,143円	90.0%	3.3%
				(福社政策課)

(福社政策課)

(青少年・子ども家庭課、各福祉事務所)

〔3〕母子父子寡婦福祉資金 貸付金元利収入 違約金及び延納利息

ウ	母子父子寡婦福祉資金 貸付金元利収入 違約金及び延納利息	113,686,490円 1,499,672円	51.8% 54.5%	△9.2% △47.8%
				(衛生業務課)

(衛生業務課)

〔4〕備品台帳の管理が適正でなかつたもの

イ	備品台帳の管理が適正でなかつたもの
	(1) 備品台帳の管理が適正でなかつたもの

(南部保健所)

〔支出〕

〔1〕給与が不足払いつながったもの

(1) 給与が不足払いつながったもの

期末手当の支給に当たって、産前・産後休暇に引き続き育児休業している職員について、在職期間から休暇の期間を除算したため、97,350円の不足払いだった。

(宮古福祉事務所)

〔契約〕

〔1〕契約事務が適正でなかつたもの

パソコンの賃貸借契約(契約金額384,912円)について、正規の見積書を微取せず、参考見積書により契約者を選定していた。また、2者から微取した参考見積書は条件が異なっていた。

(障害福祉課)

〔履行確認が適正でなかつたもの〕

農福連携マーシェ事業委託(契約金額3,406,000円)について、仕様書に定めている委託内容のうち、アンケートの集計及び今後の展開に資する提案の提出が遅れていた。

〔保健医療部〕

1 財務に関する事項

〔契約〕

〔1〕予定価格に係る事務が適正でなかつたもの

公用車の取得(執行予定額1,525,816円)について、予定価格調査を作成していなかった。

〔2〕入札手続が適正でなかつたもの

指名競争入札において入札者が一者しかいない場合は、入札そのものが不調となるため再度入札手續を行う必要があるが、沖縄県立看護大学附属図書館開架書庫整備工事委託執行予定額12,175,000円)の指名競争入札に当たって、入札者の辞退により一者となつたが、再度入札せずに随意契約を締結していた。

〔3〕契約事務が適正でなかつたもの

業務用自動車の賃貸借契約(契約金額648,000円)について、正規の見積書を微取せず、参考見積書により契約者を選定していた。

〔財産〕

1 備品台帳の管理が適正でなかつたもの

(1) 備品台帳の管理が適正でなかつたもの

薬局等を活用した健康情報拠点推進事業委託で取得した全自动血圧計(取得金額1,080,162円)について、備品台帳に登録していなかった。

(2) 公有財産台帳の管理が適正でなかつたもの
県の所有する出資による権利について、出資先の沖縄県看護学術振興財團の資本が減少していたが、公有財産台帳を調整していなかつた。
(保健医療総務課)

【農林水産部】

1 財務に関する事項

〔収入〕

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となつてゐるもののが次のとおりあつた。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 農業改良資金 貸付金元利収入	338,796,507円	80.1%	△12.9%
違約金及び延納利息	78,818,914円	86.6%	0.0%
			(農政経済課)
イ 沿岸漁業改善資金 貸付金元利収入	37,905,269円	65.6%	△17.2%
違約金及び延納利息	387,625円	12.4%	△39.4%
			(水産課)

〔支出〕

(1) 給与が過不足払いとなつていたもの
職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかつたため、過不足払いとなつていたものが次のとおりあつた。

ア 住居手当の支給に当たつて、職員の住居変更の届出遅れによる過払い分の返納について、届出のあつた年度のみ戻入処理したため、過年度分243,000円が過払いたくなつていた。

イ 期末手当の支給に当たつて、産後休暇に引き続き育児休業している職員について、在職期間から休暇の期間を除算したため、207,735円の不足払いとなつた。

ウ 期末手当の支給に当たつて、基準日以前から引き続き育児休業している職員について、基準日からの休業期間が1ヶ月未満として除算したため、80,706円の過払いとなつていた。

エ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たつて、当該所属に臨時の任用職員として採用される以前に勤務した期間を在職期間に算入していなかつたため、176,200円の不足払いとなつていた。
(南部農業改良普及センター)

オ 時間外勤務手当の支給に当たつて、勤務実績の給与システムへの入力を誤った

ため、30,490円の過払いとなつていた。

(2) 給与の支給事務が適正でなかつたもの
ア 時間外勤務手当の支給に当たつて、給与システムへ入力した時間数と時間外勤務命令簿の時間数が異なつていた。
(宮古農林水産振興センター)

イ 用地等交渉業務に從事している職員について、特殊勤務実績簿が整備されておらず、手当を支給していなかつた。
(中部農林土木事務所)

〔契約〕

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかつたもの
放水処理研究施設屋根修繕工事(執行予定額1,500,000円)について、予定価格調書を作成していなかつた。
(海洋深層水研究所)

(2) 契約書を作成していなかつたもの
冷蔵庫防熱扉の修繕(契約金額204,120円)について、契約書の作成又は請書を提出させる必要があるが、いずれの手続もされていなかつた。
(中央卸売市場)

〔財産〕

(1) 物品整理票を貼付していなかつたもの
購入した5つの備品(取得金額合計4,292,136円)について、物品整理票を貼付していなかつた。
(家畜改良センター)

(2) 公用車の利活用が図られていなかつたもの
故障や車検切れのため使用していない公用車2台について、必要な手続が行われていなかつた。
(中部農林土木事務所)

(3) 公用車の亡失損傷報告書を提出していなかつたもの
公用車の損傷について、亡失損傷報告書を知事に提出していなかつた。
(畜産課)

(4) 公有財産台帳の管理が適正でなかつたもの
南大東村駐在庁舎の修繕(契約金額1,674,000円)について、公有財産台帳に登録していなかつた。
(南部農業改良普及センター)

(5) 公舎の管理が適正でなかつたもの
職員宿舎について、入居の要件を欠く者が入居していた。
(畜産研究センター)

〔その他〕

(1) 公費と私費の区分が適正でなかつたもの
授業料以外に学生から教材費、給食費、学生寮の維持管理費等として私費(校納金)を徴収しているが、明確な会計区分、処理方法を定めておらず、学生寮の改修工事費について私費(校納金)から支出するなど不適正な管理となつていた。
(農業大学校)

(2) 不適正な事務処理が多數あつたもの
財務に関する事務について、調定漏れ、契約書の未作成、支払いの遅れなど、財務規則等に基づかない不適正な事務処理が多數あり、また管理者等の内部統制機能も十分でなかった。
(畜産研究センター)

[その他]
(1) 単価契約に係る事務処理が適正でなかつたもの
航空コンテナスペースの確保及び関連業務に係る単価契約（執行予定額134,701,000円）について、予定価格調書を作成しておらず、また、執行予定額を上回る金額で支出していた。
(アジア経済戦略課)

【商工労働部】

1 財務に関する事項

〔収入〕

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となつているものが次のとおりであった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 小規模企業者等設備導入資金 貸付金元利収入	3,592,003,781円	92.0%	△2.3%
	違約金及び延納利息	50,368,088円	99.3%
イ 賃貸工場施設使用料	33,812,326円	8.8%	0.0%
		(企業立地推進課)	

	沖縄国際物流拠点産業集積地城那覇地区 使用料	5,111,419円	1.4%	0.0%
	損害金等諸収入	51,241,033円	22.2%	0.0%

〔収入〕

	沖縄情報通信センター 使用料	23,905,291円	30.9%	皆増
	雑入（光熱水費）	17,591,640円	18.8%	皆増

〔収入〕

	ノートパソコンの質賃借契約（執行予定額41,472円）について、正規の見積書を徴取せず、参考見積書により契約業者を選定していた。	（雇用政策課）
--	--	---------

〔財産〕

	大型特殊グレーダー等重要備品の売却（売却代金1,620,000円）について、必要な入札手續や契約書の作成を行っていないかった。	（具志川職業能力開発校）
--	---	--------------

(2) 調定事務が適正でなかつたもの
道路占有料(1件5,540,530円)について、調定金額の誤り及びその後の手続の遅れ

【文化観光スポーツ部】

1 財務に関する事項

〔契約〕

(1) 委託業務の仕様等に改善を要するもの
沖縄空手継承・発展事業の委託業務（契約金額29,000,000円）について、企画競争型随意契約に係る選考委員が役員を勤める団体に対し、受託業者が業務の一部を再委託していた。

(2) 物品購入に係る一連の事務処理が適正でなかつたもの
ワーグナーチューバ（執行予定額5,800,000円）の購入について、随意契約とする明確な理由及び契約保証金を免除とする資料が無く、また、契約書を未作成のまま取扱業者へ発注し、購入後の支払いも遅れていた。
(芸術大学)

〔財産〕

(1) 物品の処分手續が適正でなかつたもの
ペーソナルコンピューター他22件の備品（台帳価格合計4,044,642円）の処分に当たって、物品処分伺いをしていなかった。
(芸術大学)

【土木建築部】

1 貢務に関する事項

〔収入〕

(1) 徴収に努力を要するもの
収入未済額が多額となつていているものが次のとおりであった。

	ア 県営住宅駐車場使用料	683,393,099円	11.9%	△6.2% (住宅課)
	イ 県営住宅駐車場使用料	31,109,295円	9.3%	△8.0% (住宅課)

〔契約〕

(1) 契約事務が適正でなかつたもの
ノートパソコンの質賃借契約（執行予定額41,472円）について、正規の見積書を徴取せず、参考見積書により契約業者を選定していた。

〔財産〕

(1) 物品処分に係る一連の事務処理が適正でなかつたもの
大型特殊グレーダー等重要備品の売却（売却代金1,620,000円）について、必要な入札手續や契約書の作成を行っていた。
(中部土木事務所)

れにより、1年以上遅れて収納していた。

(宮古土木事務所)

(3) 現金収納に係る事務が適正でなかつたもの
納入義務者から現金を直接収納したときは、財務規則で定める領収証を交付しなければならないが、多目的広場及び庭球場の使用料について、独自に作成した使用券の半券をもつて領収証に代えていた。

(4) 債権管理が適正でなかつたもの

金武港湾区域使用料及び宜野湾港施設使用料について、納入期限から20日以上経過しているが、財務規則で定める督促状の発行及び滞納整理票の作成が行われていない債権があった。

(5) 徴収に係る一連の事務処理が適正でなかつたもの

中城湾新港地区内野積場の使用許可に基づく占有料（1件89,964円）について、使用開始後に許可しており、また、許可日以前に占有料を調定し、納入期限から20日以上経過して納入通知書を発行していた。

(1) 債権管理が適正でなかつたもの

勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月の全日数勤務しなかつたにもかかわらず、在職期間から除算しなかつたためにかかわらず、在職期間から除算しなかつたため、職員Aについては167,144円、職員Bについては149,844円の過払いとなっていた。

[財産]

(1) 備品台帳の管理が適正でなかつたもの

勤勉手当の支給に当たって、産前・産後休暇に引き続き育児休業している職員2名について、基準日以前6ヶ月の全日数勤務しなかつたためにかかわらず、在職期間から除算しなかつたため、職員Aについては167,144円、職員Bについては149,844円の過払いとなっていた。

(2) 傷病等賃与の管理が適正でなかつたもの

職員に貸与している作業服及び作業靴について、関係規程で定める被服等貸与整理簿を整備していない。

(3) 公有財産台帳の管理が適正でなかつたもの

購入した土地（取得価格13,999,098円）について、公有財産台帳に登録していないかった。

(4) 資金前渡による支出事務が適正でなかつたもの

ア パソコンソフトウェアの購入に当たって、資金前渡できる経費でないが、資金前渡により購入していた。

イ 学会参加料に係る資金前渡の精算について、1ヶ月以上遅れているものがあった。

ウ 研修会の受講料等について、資金前渡の手続によらず、職員が受講料を私費で立替払いでいた。

(5) 現金収納に係る事務が適正でなかつたもの
洗濯機・乾燥機の利用に係る現金の収納に当たって、関係規程で定める現金収納報告書が作成されていなかった。

(6) 現金収納に係る事務が適正でなかつたもの
報告書が作成されていなかった。

[支出]

(1) 給与が過不足払いとなつたものの
職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかつたため、過不足払いとなつたものが次のとおりあった。

ア 通勤手当の支給に当たって、病気休暇により月の全日数勤務しなかつたにもかかわらず同手当を支給したため、職員Aについて78,600円、職員Bについて65,000円、職員Cについて46,580円の過払いとなつた。

イ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、病気休暇を取得している職員2名について、在職期間から休暇の期間を除算したため、職員Aについて67,678円、職員Bについて192,192円の不足払いとなつた。

ウ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月の全日数勤務しなかつたにもかかわらず、在職期間から除算しなかつたためにかかわらず、98,648円の過払いとなつた。

（南部医療センター病院）
(3) 報酬が不足払いとなつたもの
嘱託員の報酬の支給に当たって、報酬日額を誤って支給したため、105,300円の不足払いとなつた。

（北部病院）
(4) 資金前渡による支出事務が適正でなかつたもの
ア パソコンソフトウェアの購入に当たって、資金前渡できる経費でないが、資金前渡により購入していた。

イ 学会参加料に係る資金前渡の精算について、1ヶ月以上遅れているものがあった。

ウ 研修会の受講料等について、資金前渡の手続によらず、職員が受講料を私費で立替払いでいた。

【病院事業局】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 医業未収金の徴収に努力をするもの

平成29年度末における医業未収金（個人負担分）は、前年度末より7,373,241円（0.4ペーセント）減少し1,860,595,014円となつているが、依然として多額となつ

- (5) 執行予定額を上回って支出していたもの
燃料費の支出に係る単価契約について、執行予定額を上回る金額で支出していた。
(中部病院)
- (6) その他支出事務が適正でなかつたもの
関係規程で入居者の負担と定められている公舎の共益費（清掃費、浄化槽の汚水処理費等）について、病院の費用として支出しているものがあつた。
(八重山病院)
- [契 約]**
- (1) 契約方法について改善を要するもの
ア 透析液供給装置の定期部品交換について、一括契約が可能であるにもかかわらず、請書の提出が省略できる20万円未満に分割して発注していた。
- [教育庁]**
- 1 財務に関する事項
- 〔支 出〕
(1) 給与が過払いとなつたもの
職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかつたため、過払いとなつていたものが次のとおりであった。
- ア 扶養手当の支給に当たつて、扶養親族の変更認定後に、改定額を給与システムに入力していくが、減価償却費等が控除された所得証明書の金額で認定したため、260,875円の過払いとなつていた。
(首里東高等学校)
- イ 事業所得等のある扶養親族の認定に当たつて、総収入から経費実額のみを控除すべきだが、減価償却費等が控除された所得証明書の金額で認定したため、260,875円の過払いとなつっていた。
(具志川商業高等学校)
- (2) 報酬の支給事務が適正でなかつたもの
スカラカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの報酬について、業務日誌報告の勤務時間数の記載が誤っていた。
(八重山教育事務所)
- (3) 契約書を作成していなかつたもの
文献管理・論文作成支援ソフトの購入（価格674,122円）について、契約書を作成していなかつた。
(中部病院)
- (4) 履行確認が適正でなかつたもの
食事療養業務委託（契約金額121,824,000円）について、仕様書に定めている従業員への研修教育が実施されていなかつた。
(八重山病院)
- [財 産]**
- (1) 被服等貸与の管理が適正でなかつたもの
看護師に貸与している靴について、関係規程で定める被服等貸与整理簿を整備していないなかつた。
- (2) 契約方法について改善を要するもの
ア コピー用紙（価格合計237,276円）及びインク等消耗品（価格合計469,800円）の購入について、一括購入が可能であるにも関わらず、相見積書が省略できる10万円以下に分割して発注していた。
(球陽高等学校)

なつている月があり、また、その他預り金について、内容を確認できない残高があつた。

イ 公衆電話料金等について、総勘定元帳の差引残高がマイナスとなつてゐる月があり、また、健保険料及び厚生年金保険料について、毎月の支払い額を上回る残高があつた。
(南部医療センター・こども医療センター)

- (2) 支出負担行為を整理する時期について改善を要するもの
病院事業局では、医療消耗備品及び消耗品の物品購入に係る支出負担行為として整理する時期について、契約を締結するときではなく、支出命令のときとして運用していた。

なつている月があり、また、その他預り金について、内容を確認できない残高があつた。

イ 公衆電話料金等について、総勘定元帳の差引残高がマイナスとなつてゐる月があり、また、健保険料及び厚生年金保険料について、毎月の支払い額を上回る残高があつた。
(南部医療センター・こども医療センター)

- (2) 支出負担行為を整理する時期について改善を要するもの
病院事業局では、医療消耗備品及び消耗品の物品購入に係る支出負担行為として整理する時期について、契約を締結するときではなく、支出命令のときとして運用していた。

イ 血液ガス分析用紙（価格87,480円）及びコピー依頼伝票（価格68,040円）の購入について、一括購入ができるにもかかわらず、相見積書が省略できる10万円以下に分割して発注していた。

ア 災害時対応パソコンの購入（価格305,316円）及び救急自動車の修繕（費用202,500円）について、正規の見積書により契約者を選定していた。
(八重山病院)

イ 自動精算機ロール紙の購入（価格174,960円）について、2者以上から見積書を微取せず、1者の見積書により契約業者を選定していた。
(八重山病院)

イ 文献管理・論文作成支援ソフトの購入（価格674,122円）について、契約書を作成していなかつた。
(中部病院)

イ 文献管理・論文作成支援ソフトの購入（価格674,122円）について、契約書を作成していなかつた。
(中部病院)

イ 食事療養業務委託（契約金額121,824,000円）について、仕様書に定めている従業員への研修教育が実施されていなかつた。
(八重山病院)

〔その他の問題〕

(1) 預り金の管理を要するもの
ア 健康保険料、厚生年金保険料等について、総勘定元帳の差引残高がマイナスとされている。

- (2) 契約方法について改善を要するもの
ア コピー用紙（価格合計237,276円）及びインク等消耗品（価格合計469,800円）の購入について、一括購入が可能であるにも関わらず、相見積書が省略できる10万円以下に分割して発注していた。

イ 中学校用消耗品（価格合計107,290円）及び体育授業用消耗品（価格合計162,572円）の購入について、一括購入が可能であるにも関わらず、相見積書が省略できる10万円以下に分割して発注していた。

- (3) 契約事務が適正でなかつたもの
沖縄県教育情報ネットワークシステム管理及び機器保守業務委託（契約金額39,023,640円）について、正規の見積書を徵取せず、参考見積書により契約者を選定していた。

2 事務に関する事項

〔勤務管理〕

- (1) 勤務管理が適正でなかつたもの
スクールカウンセラーの勤務について、関係法令等に基づく休憩時間が適正に付与されていなかつた。

〔事務決裁〕

(1) 事務決裁が適正でなかつたもの

在学証明書及び卒業証明書の発行について、関係規程で定める決裁を受けずに事務を処理していた。（辺土名高等学校、嘉手納高等学校、名護啓工高等学校）

【警察本部】

1 財務に関する事項

〔支出〕

(1) 給与が過払いとなつていたもの

勤勉手当の支給に当たつて、産前・産後休暇に引き続き育児休業している職員について、基準日以前6ヶ月の全日数勤務しなかつたにもかかわらず、在職期間から除算しなかつたため、67,635円の過払いとなつていた。（与那原警察署）

(2) 執行予定額を上回って支出していたもの

ア 不当要求防止責任者講習委託に係る単価契約について、執行予定額を上回る金額で支出していた。

イ 自動車保管場所関係事務委託に係る単価契約について、執行予定額を上回る金額で支出していた。

ウ 被留置者健康診断委託に係る単価契約について、執行予定額を上回る金額で支出していた。

〔契約〕

- (1) 契約書を作成していないかつたもの
遺失物の売払い（売却代金20万円以上）について、契約書の作成又は請書を提出させる必要があるが、いずれの手続もされていなかつた。（豊見城警察署）

<工事等に関する事項>

1 監査の概要

- 1 監査対象
(1) 監査対象年度 平成29年度
土木建築部7機関、農林水産部3機関、企画部1機関
企業局1機関
(2) 監査対象機関
(3) 監査対象工事等
工事については、土木建築部及び企画部並びに企業局は当初請負額5,000万円以上の工事、農林水産部は当初請負額3,000万円以上の工事から37件を抽出し監査対象とした。また、設計委託業務については、当初契約額が2,000万円以上のもので工事を未発注のものから4件を抽出し監査対象とした。

- 2 監査期間
平成30年4月20日から同年11月30日まで

3 監査の方法及び着眼点

- (1) 監査の方法
監査は工事の施工及び委託業務が法令等に準拠しているか、経済性、効率性、有効性、安全性等の観点から適正に行われているか、及び契約等の事務手続きを行った。あるかについて、関係書類の調査、現場の施工状況の確認を行う方法で実施した。技術面の監査については、工事技術調査業務委託契約に基づき派遣された技術士と共に、工事及び委託業務を担当した職員等から説明を聴取し現場確認を行つた。

- (2) 監査の着眼点
監査を実施するに当たつては、監査対象工事及び委託業務の執行について、主に次の点に着目し実施した。
ア 計画、設計は、適正に行われているか。
イ 発注前、発注後の手続は、適正に行われているか。
ウ 請負契約事務は、適正に行われているか。
エ 工事の施工は、適正に行われているか。
オ 基工検査及び精算手続は、適正に行われているか。

- 4 監査の実施状況
実地監査の実施機関、実施期日及び監査をした工事等は、次のとおりである。

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
施設建築課	平成30年7月24日～7月25日	平成28年度沖縄コンベンションセンター改修工事 沖縄コンベンションセンター劇場棟吊物機構改修工事 沖縄県家畜衛生試験場新築工事（建築・検査棟） 沖縄県家畜衛生試験場新築工事（機械）

監査実施機関	監査実施期日	工事等名	監査実施機関	監査実施期日	工事等名
北部土木事務所	平成30年6月13日～6月15日	県立那覇A特別支援学校（仮称）新築工事基本設計業務 名護本部線渡久地橋仮橋設置工事 国道331号災害復旧工事（平成27年災3号） 本部港（本部地区）防波堤（沖）工事（H28-9-北振） 伊那嘉原橋橋梁補修工事（H28） H28大保大橋詳細設計業務委託	八重山農林水産振興センター農林水産整備課 総合情報政策課	平成30年7月5日～7月6日	糸満漁港（北地区）-5.0m岸壁・-4.0m岸壁工事（H28） 新川第2地区耕土流出防止対策工事（H29-1） 磯辺川第3地区耕土流出防止対策工事（H29-1） 大浜地区畑地かんがい施設整備工事（H29-1）
中部土木事務所	平成30年6月19日～6月21日	県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（P16下部工） 比謝川河川工事（H28） 県道153号線Dランプ補修工事（H28-1） 浦添西原線（港川道路）道路改良工事（H29-2） 小波津川河川改修工事（H28-2） H28中城湾港（泡瀬地区）防波堤（北）調査測量設計業務委託（その1）	企業局建設課	平成30年7月17日～7月18日	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク整備工事（その2） 北谷浄水場特高受変電設備工事（松本工区）その1

第2 監査の結果及び所見

今回の工事監査は、12機関41工事等を対象として実施した。監査に当たっては、設計、積算、契約、工事監理等に係る関係書類の調査を行うとともに、現地確認を行った。その結果、各機関の工事等については、おむね適正に行われていると認められたが設計等の確認に改善を要するものや、安全・安心への配慮が必要と思われるものなどが、次のとおりあった。

今後とも、法令遵守を徹底し適正な工事の執行に努めていただきたい。

1 設計等の確認に改善を要するもの

- (1) 平成28年度沖縄コンベンションセンター改修工事において、次のとおり改善を要するものがあった。
ア 勝馬棟西面の外壁改修工事において、工事着手後に、ひび割れ・かぶりコックリートの爆裂・欠けなどが確認され、追加で補修等が実施されていた。改修設計業務の受託者に対し、十分な現地調査の実施を指導する必要がある。
また、当該受託者が作成すべき、施工数量調査の基となる設計図が不足していた。当該受託者に対し、適切な設計図・設計書の作成を指導する必要がある。
(施設建築課)

- イ 工事着手後の第2回設計変更時に、工事監理者が設計図を作成し、これに基づき設計数値や改修項目を大幅に変更したとされているが、当該設計図を確認できなかつた。設計変更に關わる記録の適切な整理保管を指導する必要がある。
(施設建築課)
- (2) 沖縄県家畜衛生試験場新築工事（機械）において、真空洗浄乾燥機（第2回設計

北部土木事務所	平成30年7月3日～7月4日	石垣空港線道路改良工事（H28-8工区） H28・サンナ公園ふれあい橋整備工事（上部工） H28石垣港伊原間橋梁補修工事（浦・西浜）	都市モノレール建設事務所	平成30年6月28日～6月29日	浦添西原線都市モノレール建設工事（浦西分岐器製作設置工） 市道国際センターライン都市モノレール建設工事 鋼軌道桁（H28-1） 市道石嶺線都市モノレール建設工事（鋼構造物H28）	下水道事務所	平成30年6月7日～6月8日	宜野湾浄化センター第一3系2/4反応タンク機械設備工事（その3）M16 宜野湾浄化センター水処理施設建築工事（その2）	北部農林水産振興センター農業水産整備課	平成30年7月9日～7月10日	伊江東部地区畑地かんがい施設工事（H29-3工区） 伊江東部地区畑地かんがい施設工事（H29-1工区） 辺名地区農地保全工事（H28繩）	南部農林土木事務所	平成30年7月11日～7月13日	南大東地区第2防波堤工事（H28-1） 旧東第2地区貯水池工事（H28-1）
---------	----------------	--	--------------	------------------	--	--------	----------------	--	---------------------	-----------------	--	-----------	------------------	---

変更対象）の承諾図及び完成図書が整備されていなかった。工事に係る関係図書を適切に整備する必要がある。

- (3) 県立那覇A特別支援学校（仮称）新築工事基本設計業務において、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」の適合判定対象施設であるにもかかわらず、壁面ルーバーについて一次エネルギー基準（BEI）の検討がされていなかった。基本設計時に検討が必要である。
（施設建築課）

- (4) 県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（P16下部工）において、仮橋張出部が当初発注の際に見落とされ工事発注後に追加していた。今後は、施工計画で必要な箇所を十分に検討のうえ発注する必要がある。
（中部土木事務所）
- (5) H28ベンナ公園ふれあい橋整備工事（上部工）において、当初設計時に設計荷重を過大に見積もっていたことが判明したため、支承の型式を変更し、沓座面を嵩上げ施工していく。今後、設計業務時における的確な設計が求められる。
（八重山土木事務所）

- (6) 報得川調査設計業務委託（H29-1）において、沖縄県土木工事設計要領河川編の規定を満たしていない区間（No. 17地点）があるにもかかわらず、照査済みとしていた。再度調査を行い、規定どおりとなつてあるか確認する必要がある。
（南部農林土木事務所）

- (7) 旧東第2地区貯水池工事（H28-1）において、擁壁の縦壁に収縮クラックが数スパンに発生していた。今後の同種工事において、誘発目地（コントロールジョイント）の目地間隔や目地構造等を十分に検討し設計する必要がある。
（南部農林土木事務所）

2 計画・施工・検査等で改善を要するもの

- (1) 沖縄コンベンションセンター劇場棟吊物機構改修工事において、ワイヤロープとギヤオイルがJIS規格品又は同等であることを示す性能資料が不足していた。完成図書に当該資料を追加する必要がある。
（施設建築課）
- (2) 沖縄県家畜衛生試験場新築工事（機械）において、試運転調整要領書が作成されていなかった。当該要領書の作成と内容確認が必要である。
（施設建築課）
- (3) 沖縄コンベンションセンター劇場棟吊物機構改修工事及び沖縄県家畜衛生試験場

新築工事（機械）において、材料の検査を出荷証明書で行っていた。JIS又はJAS規格品証明書、若しくは国土交通大臣が認定する民間団体の品質証明書又は試験成績書で検査を行う必要がある。
（施設建築課）

3 安全・安心への配慮が必要なもの

- (1) 平成28年度沖縄コンベンションセンター改修工事において、次のとおり安全衛生管理体制に改善を要するものがあった。
- ア 既設電気盤を含む電気新設盤や駆動装置の耐震計算書が整備されていなかつた。
耐震計算書を作成し耐震性能を確認する必要がある。
（施設建築課）
- イ 複数の請負工事が混在・並行作業で行われているにもかかわらず、労働安全衛生法第30条第2項に定める「統括安全衛生管理義務者」を指名していなかつた。今後、複数の請負工事を混在・平行作業で行う場合は、統括安全衛生管理義務者を指名する必要がある。
（施設建築課）
- (2) 平成28年度沖縄コンベンションセンター改修工事及び沖縄県家畜衛生試験場新築工事（建築・検査棟）において、書類を確認したところ、下請けを含む全ての事業所の主任技術者が適切な資格を有することの確認や法定福利費が計上されていることが確認されなかつた。また、受注者が発注した下請が一括下請となつていないかの実地確認が十分でなかつた。今後は、適切に確認する必要がある。
（施設建築課）
- (3) 沖縄県家畜衛生試験場新築工事（機械）において、P3実験室（ハイオクリーンルーム）の空調操作盤の耐震計算書が作成されていなかつた。作成の上、耐震性能を確認する必要がある。
（施設建築課）
- (4) 県道153号線Dランプ補修工事（H28-1）において、特記仕様書に給中毒予防規則に基づく鉛含有の旧塗膜の除去及び取扱いを定めていなかつた。今後は適正に記載する必要がある。
また、吊足場内での火災防止計画及び避難計画が作成されていなかつた。今後は適正に作成する必要がある。
（中部土木事務所）
- (5) 磯辺川第3地区耕土流出防止対策工事（H29-1）において、現場で発生した塩ビ管の処分を指示しているにもかかわらず建設廃棄物処理の設計変更がされていなかつた。適正に設計変更する必要がある。
（施設建築課）

また、横断工伏越しの2.1m程度の掘削箇所において、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に基づき土留工の実施を検討する必要がある。

(八重山農林水産振興センター農林水産整備課)

4 施設の改修が必要なもの

- (1) 平成28年度沖縄コンベンションセンター改修工事において、吊子のアンカーは、特殊モルタルを貫通して軸体コンクリートに30mm以上埋込みとされているが、引抜耐力試験結果表では埋込み長さがゼロのもののが3つあった。施工状況を確認し対応を検討する必要がある。

- (2) 沖縄県家畜衛生試験場新築工事（機械）において、改善を要するものが次のとおりであった。

ア 内部仕上げにおいて、ビニル床シートの凹みや平滑処理の不具合箇所が一部に見られた。必要な措置を講じる必要がある。

イ ビルマルチ室外機の据え付けボルトにステンレス製ではなく亜鉛メッキボルトが使われていた。ステンレス製に取り替える必要がある。

ウ P3実験室の危険度、室圧制御方法（-20Pa）、HEPAフィルター取替方法などを設計図書へ記述するとともに、試運転データの整備やP3実験室全体の運転方法及びメンテナンス方法の取扱説明書を作成し、現場へ説明する必要がある。

(施設建築課)

- (3) 安耐川河川改修工事（H28-3）において、先行設置していたハイブループNo.13の継手が後施工したNo.12の継手と接合できていなかった。上部の国道等へ影響が及ばないように対策を講じる必要がある。

- (4) 新川第2地区耕土流出防止対策工事（H29-1）において、函渠側溝から3号浸透池への流入口が法面の高い位置に計画されていた。大量の水量が流入した場合、流入水の水勢、衝撃等で法面保護工の破損・崩壊等が懸念されるため、流入水量等を再検討するとともに、流入口下部の補強等を行う必要がある。

また、6号砂池の吐口について、通水能力和吐口能力の不足から降雨時の排水が路面にまで溢れ用地外へ流出していた。早急な吐口の改修が必要である。

(八重山農林水産振興センター農林水産整備課)

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--

平成31年1月22日 火曜日

公 報

第4712号別冊2



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

平成29年度財政的援助団体等監査の結果報告書

目次

第1 監査の概要

監査の概要	監査対象年度及び実施期間	監査の結果	監査の着眼点	監査の実施状況
1 監査対象年度及び実施期間	平成29年度	1	1	1
2 監査の着眼点	監査実施期間	4	監査の結果	5
3 監査の実施状況	監査の結果	2	監査の着眼点	2

第2 監査の結果及び所見

監査実施団体の財政的援助等の概要	監査対象年度及び実施期間	監査の結果	監査の着眼点	監査の実施状況
○一般財団法人 沖縄県私学教育振興会	平成30年9月7日から同年11月1日まで	4	監査対象年度及び実施期間	5
○学校法人 カトリック学園		4	監査対象年度 平成29年度	1
○那覇空港ビルディング株式会社		5	(1) 監査対象年度 平成29年度	1
○公益財団法人 沖縄科学技術振興センター		5	(2) 監査実施期間 平成30年9月7日から同年11月1日まで	2
○沖縄ライフサイエンス研究センター指定管理者共同企業体		5		2
○株式会社・		5		2
○ミヤギ産業株式会社		5		2
○旭橋都市再開発株式会社		5		2
○沖縄県環境整備センター株式会社		5		2
○沖縄県森林組合連合会		5		2
○公益財団法人 沖縄県老人クラブ連合会		5		2
○社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会		5		2
○公益財団法人 沖縄県平和祈念財団		5		2
○公益財団法人 沖縄県保健医療福祉事業団		5		2
○社会医療法人 仁愛会 潤添総合病院		5		2
○沖縄県産業振興公社		5		2
○公益財団法人 沖縄県信用保証協会		5		2
○那覇空港貨物ターミナル株式会社		5		2
○沖縄国際物流拠点管理運営共同企業体		5		2
○沖縄県商工会連合会		5		2
○沖縄県中小企業団体中央会		5		2
○沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム		5		2
○公益財団法人 沖縄県立芸術大学芸術振興財団		5		2
○公益財団法人 沖縄県体育協会		5		2
○一般財団法人 沖縄美ら島財团		5		2
○一般財団法人 沖縄觀光コンベンションビューロー		5		2
○株式会社トラステック		5		2
○久米島空港ターミナルビル株式会社		5		2
○日本トランസオーシャン航空株式会社		5		2
○公益財団法人 うるま市シルバーパートナーセンター		5		2
○公益財団法人 南城市シルバーパートナーセンター		5		2
○公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財團		5		2
○一般財団法人 沖縄マリンレジャーセイフティービューロー		5		2

地方自治法第199条第7項の規定により、県の出資団体、補助金交付団体等、公の施設の指定管理者の33の財政的援助団体等の出納その他の事務について監査を実施した。

監査の概要是、次のとおりである。

第3 監査の結果及び所見

監査の結果及び所見	監査対象年度及び実施期間	監査の結果	監査の着眼点	監査の実施状況
1 監査の結果	平成29年度	1	監査対象年度及び実施期間	1
2 監査所見	監査実施期間	1	監査対象年度 平成29年度	1
3 監査の実施状況	監査の結果	2	(1) 監査対象年度 平成29年度	2
4 監査の結果	監査の結果	2	(2) 監査実施期間 平成30年9月7日から同年11月1日まで	2

3 監査の実施状況

監査の実施機関及び実施期日等は、次のとおりである。
なお、監査対象団体の財政的援助等の概要については、「第3 監査実施団体の財政的援助等の概要」に記述している。

商工労働部所管	監査対象団体名	監査実施期日	財政的援助等の内容
総務部所管			
一般財团法人 沖縄県私学教育振興会	平成30年9月14日	出資・補助金	出資・補助金 損失補償・賃付金
学校法人 カトリック学園	平成30年9月26日	補助金	出資・補助金 損失補償
企画部所管			
那覇空港ビルディング株式会社	平成30年9月14日 平成30年10月10日	出資・賃付金	平成30年9月25日 平成30年10月30日
公益財团法人 沖縄科学技術振興センター	平成30年9月12日	出資・補助金	平成30年9月28日 平成30年10月30日
沖縄ライフサイエンス研究センター指定管理者共同企業体 (沖縄ライフサイエンス研究センター)	平成30年9月12日 平成30年11月1日	指定管理	沖縄国際物流拠点産業集積地帯那覇地区
株式会社りゅうせき	平成30年9月7日	補助金	沖縄県商工会連合会
ミヤギ産業株式会社	平成30年9月7日	補助金	沖縄県中小企業団体中央会
企画部・土木建築部所管			
旭橋都市再開発株式会社	平成30年9月27日	出資・補助金	沖縄県立芸術大学芸術振興財团
沖縄県森林組合連合会 (沖縄県平和創造の森公園)	平成30年10月2日 平成30年10月31日	出資・賃付金	平成30年9月13日 出資
子ども生活福祉部所管	平成30年9月28日 平成30年10月31日	指定管理・補助金	沖縄県立奥武山総合運動場、奥武山公園
公益財团法人 沖縄県老人クラブ連合会	平成30年9月28日	出資・補助金	久米島空港ターミナルビル株式会社
社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会 (沖縄県総合福祉センター)	平成30年9月21日	指定管理・補助金	日本トランスクーション航空株式会社
保健医療部所管			
公益財团法人 沖縄県平和祈念財团 (平和の壁、平和祈念公園)	平成30年9月26日 平成30年10月11日	出資・補助金	久米島空港ターミナルビル株式会社
社会医療法人 仁愛会 浦添総合病院	平成30年9月26日	補助金	沖縄県立玉城青少年の家
県警本部所管			
公益財团法人 沖縄県保健医療福祉事業団	平成30年9月18日 平成30年10月10日	出資	沖縄マリンレジャーセイフティービーロー
社会医療法人 仁愛会 浦添総合病院	平成30年9月26日	補助金	平成30年9月21日 出資 注: 監査実施期日欄が2段書きとなっているものは、上段は職員監査の実施日、下段は監査委員が実地監査を行った日である。

第2 監査の結果及び所見

1 監査の結果

監査の結果、各団体への出資、補助金等財政的援助に係る事業及び公の施設の指定管理に係る管理事務は、それぞれの目的に沿っておむね適正に執行され、所期の目的を達成していると認められたが、一部について、是正・改善を要するものがあり、指摘事項として次のとおり掲記した。

(1) 会計事務等に関するもの

ア 会計事務の改善を要するもの
(ア) 公益財団法人沖縄県科学技術振興センターでは、嘱託員報酬について同センター嘱託員規程と異なる取扱いとなっていた。
(企画部所管)

(イ) 公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会では、同連合会給与規程に定める手当の認定手続きに必要な関係書類がなく、事後確認も行われていなかった。
また、期末・勤勉手当の支給について、同給与規程と異なる取扱いとなっていた。
(子ども生活福祉部所管)

(ウ) 公益社団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財团では、役員の通勤手当の支給に当たって、同財團規程と異なる取扱いとなっていた。
(文化観光スポーツ部所管)

イ 徴収に努力を要するもの

公益財団法人国際交流・人材育成財団では、高等学校奨学金事業に係る平成29年度末の収入未済額が、前回監査時点(平成27年度)に比べ1,917,678円(11.3%)増加し、18,914,023円となっていた。

また、高校育英貸与奨学金事業に係る平成29年度末の収入未済額が、前回監査時点(平成27年度)に比べ33,456,532円(51.9%)増加し、97,887,332円となっていた。

(2) 公の施設の管理に関するもの

ア 久米島空港ターミナル株式会社(久米島空港ターミナルビル)では、消防法に基づく消火、通報及び避難の訓練を実施していなかつた。
(土木建築部所管)

イ 一般財団法人沖縄觀光コンベンションビューロー(沖縄空手会館)では、消防法に基づく消火、通報及び避難の訓練や、消防用設備の機器点検等を必要な回数実施していなかつた。

(3) 補助事業の執行に関するもの

公益財団法人沖縄県体育協会では、スポーツコミュニケーション沖縄体制整備補助事業について、契約書に定められた期日を過ぎて委託料を受託事業者に支払っていた。
(文化観光スポーツ部所管)

2 監査所見

平成29年度の財政的援助団体等の監査においては、出納その他の事務の執行について、おおむね適正に執行されていると認められた。しかし、一部の団体においては、会計事務や公の施設の管理等に是正又は改善を要するものが見られた。
県においては、それぞれの財政的援助等のために沿って事業が適正かつ効率的に行えるよう、所管する団体への指導・監督に努めていただきたい。

(1) 会計事務の適正化について

財政的援助団体等の会計事務において、嘱託員規程と異なる取扱いとなっていたもの、手当の認定事務が不適正なもの、及び補助事業にかかる委託料の支払いが遅延したもののがあった。
各団体においては、関係規程等に基づいた適正な事務処理を行うとともに、内部統制機能の強化を図る必要がある。
県は、各団体における会計事務の現状を把握し、関係規程等に基づいた適正な業務執行となるよう指導を強化していただきたい。

(2) 奨学金貸与事業に係る未収金について

高校育英貸与奨学金事業等に係る未収金については、前回の監査時点に比して大きく増加していた。団体においては、当該債権が作成した「適切かつ能率的な債権管理のためのマニュアル(平成28年9月)」等も参考に適切な回収に取組むとともに、当該事業が教育の機会均等及び人材育成に資することを目的としていることを踏まえ、今後の債権管理のあり方について検討する必要がある。
県においては団体の債権管理の取組みを適宜把握し、未収金の縮減に向け指導・監督に努めていただきたい。

(3) 公の施設の管理の適正化について

各団体が管理している公の施設においては、消防法に規定された消防訓練や消防用設備の機器点検等が、適正に実施されてないものがあった。
公の施設は多くの県民に利用されその福祉を増進するものであることから、施設を管理する出資団体や指定管理者においては、各種法令や基本協定に定められた事項を遵守し、施設の維持管理、安全点検、緊急時を想定した訓練など定められた事項を適正に実施する必要がある。

県は、公の施設を管理する出資団体や指定管理者が行う施設の管理について絶えず検証・評価を行い、法令で定められた防火管理体制の整備の状況等を把握し、利用者の安全が確保されるよう必要に応じて適切な指示を行つていただきたい。

(4) 財政的援助団体等に対する県の指導・監督について

県が出資等を行つている公社等外部団体は、公益上の必要性や県行政の補完的役割を担う目的で設立されていることから、その設立目的が十分果たせるよう健全な運営を確保する必要がある。

県は、出資法人等については、その自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿つて業務が適正かつ効率的に運営され、県民への行政サービスが向上するよう適切な指導・監督に努めていただきたい。

また、補助金等交付団体に対しては、補助金等の目的に沿つて事業が適正に遂行されるよう適切な指導・監督に努めていただきたい。

公の施設の管理については、出資団体や指定管理団体との連携を密にし、設置目的に沿つた利用者へのサービスが安定的、継続的に提供され、異なる向上が図られるよう、施設の管理について指導・監督を行うとともに、管理者の経営状況の把握に努めいただきたい。

第3 監査実施団体の財政的援助等の概要

一般財団法人 沖縄県私学教育振興会 (出資・補助金)

1 事業の概要

当振興会は、沖縄県内の私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校及び各種学校の振興並びに教職員及び私学振興団体職員の福利厚生を図るために必要な事業を行い、私学教育の充実と振興に寄与することを目的として昭和47年4月に設立されたもので、その前身は、同43年9月創設の特殊法人「私立学校振興会」である。平成25年4月に一般財団法人へ移行した。

平成29年度に行なった主な事業は次のとおりである。

- (1) 融資あつせん事業
- (2) 助成事業
- (3) 退職資金給付事業

2 財政的援助等の内容

県は、当振興会に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

- (1) 基本金の出資
基本金600,000,000円のうち、518,000,000円、86.3%を出資している。
- (2) 补助金の交付
平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校教職員退職金補助金		327,132,326	105,401,628	私立学校教職員に係る退職金の積立
合 計		327,132,326	105,401,628	

3 収支状況について

平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

	入	支	出	(単位：千円、%)	
科 目	金 额	構成比	科 目	金 额	構成比
累補助金収入、 負担金収入	105,401 221,731	32.2 67.8	退職事業積立資産	327,132	100.0
合 計	327,132	100.0	合 計	327,132	100.0

4 財政状態について
平成29年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流动資産	503,909	13.4	流動負債	312,761	8.3
現金預金	124,175	3.3	未払金	160,763	4.3
未収金	105,402	2.8	預り金	151,998	4.0
有価証券	274,098	7.3	固定負債	2,612,999	69.4
仮払金	234	0.0	退職給付引当金	197	0.0
固定資産	3,259,249	86.6	退職事業引当金	2,612,802	69.4
基本資産	600,000	15.9			
特定資産	2,659,249	70.7	負債合計	2,925,760	77.7
			正味財産	837,398	22.3
			指定正味財産	519,268	13.8
			(うち基本財産)	(519,268)	(13.8)
			一般正味財産	318,130	8.5
			(うち基本財産)	(80,732)	(2.1)
資 産 合 計	3,763,158	100.0	負債及び正味財産合計	3,763,158	100.0

1 極助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。
なお、当法人は県内に小学校（1校）幼稚園（9校）を設置しており、平成30年5月1日現在における園児・児童数は1,296人となっている。

2 極助事業の内容

平成29年度における沖縄県学校法人に対する補助金等の交付に関する規則（昭和48年沖縄県規則第53号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金 (一般補助)	520,429,677	274,122,000	人件費、教育研究経費 設備費
沖縄県私立学校運営費補助金 (特別補助)	8,506,273	4,987,000	人件費、教育研究経費
沖縄県私立幼稚園特別支援教育 補助金	13,817,419	9,408,000	人件費、教育研究費
沖縄県私立幼稚園託書環境整備 事業費補助金	1,733,008	1,556,000	教育研究費、設備費
合 計	544,486,377	290,073,000	

3 収支状況について

平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

科 目	金 额	構成比	科 目	金 额	構成比
県補助金収入 学生生徒等納付金収入	290,073	56.6	人件費 教育研究経費 設備費	405,267 135,010 4,209	74.4 24.8 0.8
合 計	544,486	100.0	合 計	544,486	100.0

学校法人 カトリック学園
(補助金)

那覇空港ビルディング株式会社 (出資・貸付金)

3 財政状態について
平成29年度末の財政状態は次のとおりである。

1 事業の概要

当社は、那覇空港における旅客ターミナルビルの整備及び管理運営に当たるため、平成4年12月1日に第三セクター方式により設立された。

那覇空港は、国際交流拠点の形成、本県の基幹産業である観光リゾート産業の振興など県経済の自立的発展を図るために、位置づけられており、国内線及び県内路線網の拠点空港として重要であるとともに、我が国の南の交流拠点に相応しい旅客ターミナルの管理運営を行っている。

平成29年度における乗降客数は、国内線で約1,752万4,761人（対前年比3.7%増）、国際線で363万6,992人（対前年比18.2%増）となっている。

平成29年度に完成了した主要設備は次のとおりである。

- (1) 国内線第4次増築工事
- (2) 国内線搭乗橋更新工事（2基）
- (3) 国内線LED照明設備更新工事
- (4) 國際線保安機器（ボディスキャナー1台）

2 財政的援助等の内容

県は、当社に対して次のとおり資本金を出资するとともに資金の貸付けを行っている。

- (1) 資本金の出資
発行済株式48,000株のうち、12,000株、議決比率25.0%を出資している。
- (2) 貸付金の状況
平成29年度における沖縄県地域総合整備資金貸付規程に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	平成29年度		年度末残高
	前年度末残高	貸付金	
那覇空港新国際線旅客ターミナルビル新築工事業	630,372,000	0	575,558,000
合 計	630,372,000	0	575,558,000
			(48,794,420)

資産合計 48,794,420 100.0 負債及び純資産合計 48,794,420 100.0

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 额	構成比	科 目	金 额	構成比
流動資産	11,526,427	23.6	流動負債	5,479,922	11.2
現金預金	10,196,800	20.9	1年内返済長期借入金	1,771,627	3.6
売掛金	621,555	1.3	未払金	1,382,563	2.8
繰延税金資産	56,141	0.1	前受金・	224,996	0.5
その他の流動資産	651,931	1.3	その他の流動負債	2,100,736	4.3
固定資産	37,267,993	76.4	固定負債	22,736,864	46.6
建物	25,543,070	52.3	長期借入金	20,614,388	42.2
機械装置	1,309,642	2.7	預り保証金	1,719,634	3.5
器具備品	365,945	0.7	その他の固定負債	402,842	0.8
構築物	178,578	0.4			
その他の固定資産	9,870,758	20.2			
			負債合計	28,216,786	57.8
			純資産合計	20,577,634	42.2
			(うち資本金)	(3,566,854)	(7.3)

公益財団法人 沖縄科学技術振興センター
(出資・補助金)

3 収支状況について
平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

1 事業の概要

当法人は、亜熱帯地域、島嶼地域の有する諸問題に關し、国際的視野に立つて、学術的、総合的に研究することとともに、関係諸国との共同研究や学術交流、また、研究機関相互のネットワークを構築することにより、本県の振興開発のみならず、日本及びアジア太平洋地域の学術・研究の振興に寄与することを目的に、財団法人亜熱帶総合研究所として平成8年10月12日に設立された。さらに、平成20年8月1日に、本県の科学技術の振興を支援する中核機関としての役割も担うため、組織名称を変更し、平成24年4月1日付で、公益財團法人へ移行した。

- (1) 沖縄科学技術イノベーションシステム構築事業
- (2) 沖縄感染症研究拠点形成促進事業
- (3) 戰略的基盤技術高度化支援事業
- (4) 沖縄・ハワイ協力推進事業
- (5) 先端シーケンサー活用による研究支援事業
- (6) ライフサイエンス研究機能高度化事業
- (7) 沖縄ライフサイエンス研究センター指定管理事業
- (8) 成長分野リーディングプロジェクト創出事業

収支計算

(単位：千円、%)

収		支		出	
科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
県補助金収入	12,616	100.0	人件費 旅費 事務費	2,150 3,089	7,377 17.0 24.5
合 計	12,616	100.0	合 計	12,616	100.0

2 財政援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。

- (1) 基本財産の出資
基本財産167,000,000円のうち、100,000,000円、59.9%を出資している。
- (2) 補助金の交付
平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容	事業内容	負債及び正味財産合計	(単位：千円、%)
沖縄科学技術振興センター機能強化事業費補助金	12,616,445	12,616,445	沖縄科学技術振興セ ンターの機能強化			
合 計	12,616,445	12,616,445			553,676	100.0

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産	343,539	62.0	流動負債	216,529	39.1
現金預金	179,173	32.3	未払金	214,961	38.8
未収金	164,305	29.7	預り金	1,568	0.3
その他の流動資産	61	0.0	固定負債	0	0.0
固定資産	210,137	38.0			
基本財産	167,000	30.2	負債合計	216,529	39.1
特定資産	38,493	7.0			
その他の固定資産	4,644	0.8	正味財産	337,147	60.9
			指定正味財産	167,000	30.2
			(うち基本財産)	(167,000)	(30.2)
			一般正味財産	170,147	30.7
資 産 合 計	553,676	100.0	負債及び正味財産合計	553,676	100.0

沖縄ライフサイエンス研究センター指定管理者共同企業体 (公の施設の指定管理)

1 事業の概要
県は、沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例（平成24年沖縄県条例第57号）第3条の規定により、当共同企業体を指定管理者として平成28年4月から沖縄ライフサイエンス研究センターの管理を行わせている。

2 財政的援助等の内容
県が、沖縄ライフサイエンス研究センターの管理に関する年度協定書第3条に基づいて当共同企業体に対し交付した指定管理料は、10,808,000円となっている。
なお、平成29年度の利用料金収入は43,431,345円となっている。

3 収支状況について
平成29年度の収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

収			支		
科 目	金 領	構成比	科 目	金 領	構成比
指定管理料収入	10,808	19.2	人件費	31,026	55.8
利用料金収入	43,431	77.2	管理諸費	15,744	28.3
自主事業収入	2,040	3.6	光熱水費	2,497	4.5
			その他支出	6,314	11.4
合 計	56,279	100.0	合 計	55,581	100.0

1 極助の目的
県は、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品について、本島並みの価格の安定と円滑な供給を図るため、石油製品の販売事業者及び輸送業者等の当該石油製品の輸送等に要する経費について補助金を交付している。
当社は、宮古、八重山、久米島地区石油販売店等へ石油製品を輸送・販売している。

2 極助事業の内容
平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
石油製品輸送等補助金	389,228,884	389,228,884	石油製品の輸送等の経費
合 計	389,228,884	389,228,884	

3 収支状況について
平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

収			支		
科 目	金 領	構成比	科 目	金 領	構成比
県補助金収入	389,229	100.0	海上運賃	384,264	98.7
			桟橋通過料	4,965	1.3
合 計	389,229	100.0	合 計	389,229	100.0

株式会社りゆうせき (補助金)

ミヤギ産業株式会社
(補助金)

- 1 様助の目的**
県は、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品について、本島並みの価格の安定と円滑な供給を図るため、石油製品の販売事業者及び輸送業者等の当該石油製品の輸送等に要する経費について補助金を交付している。
当社は、宮古、八重山、久米島地区石油販売店等へ石油製品を輸送・販売している。
- 2 様助事業の内容**
平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

科 目				金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
県補助金収入	228,828	100.0	海上運賃 陸送料	210,255 18,573	92.0 8.0			
合 計	228,828	100.0	合 計	228,828	100.0			

- 3 収支状況について**
平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

科 目				金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
県補助金収入	228,828	100.0	海上運賃 陸送料	210,255 18,573	92.0 8.0			
合 計	228,828	100.0	合 計	228,828	100.0			

旭橋都市再開発株式会社
(出資・補助金)

- 1 事業の概要**
当社は、都市再開発法第2条の2第3項に基づく市街地再開発事業（モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業）を実施するため、平成15年9月に設立された。
平成29年度に行なった主な事業は次のとおりである。
(1) A街区（北地区、那覇バスタークナル跡地）工事
(2) 駐車場の賃貸事業

- 2 財政的援助等の内容**
県は、当社に対して次のとおり資本金を出資するとともに補助金を交付している。
(1) 資本金の出資
資本金9,600,000円のうち、4,850,000円、50.5%を出資している。
(2) 補助金の交付
平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。
(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
石油製品輸送等補助金	228,828,799	228,828,799	石油製品の輸送等の経費
合 計	228,828,799	228,828,799	

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
県補助金収入	1,271,752	21.8	工事費	4,586,818	78.5			
会社負担金	4,572,666	78.2	工事監理費等	1,257,600	21.5			
合 計	5,844,418	100.0	合 計	5,844,418	100.0			

収 支 計 算
(単位：千円、%)

(単位：千円、%)

出

支

入

収

4 財政状態について
平成29年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)					
科 目	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比
流動資産			流動負債		
現金・預金	3,309,412	17.8	短期借入金	4,555,205	24.5
未収入金	1,084,703	5.8	未払金	2,300,000	12.4
その他の流動資産	2,183,695	11.8	その他の流動負債	2,189,777	11.8
	41,014	0.2		65,428	0.3
固定資産	15,251,335	82.2	固定負債	13,867,461	74.7
有形固定財産	15,249,284	82.2	長期借入金	261,582	1.4
無形固定財産	1,535	0.0	特定事業参加者負担金	2,941,313	15.9
投資その他の資産	516	0.0	増床負担金	4,552,890	24.5
			保留床処分金	837,888	4.5
			借受補助金	5,219,420	28.1
			その他の固定負債	54,368	0.3
			負債合計	18,422,666	99.3
				138,081	0.7
				9,600	0.0
				128,481	0.7
			純資産		
			資本金		
			利益剰余金		
資 産 合 計	18,560,747	100.0	負債・純資産合計	18,560,747	100.0

沖縄県環境整備センター株式会社
(出資・補助金・貸付金)

1 事業の概要

当社は、産業廃棄物の適正な処理体制を確保し、生活環境の保全と健全な経済社会活動を支えることを目的に、公共（県）が関与し産業廃棄物管理型最終処分場の事業主体となる会社として、平成25年3月に設立された。
平成29年度に完了した主な事業は次のとおりである。

2 財政的援助等の内容

県は、当社に対し次のとおり資本金を出資するとともに補助金の交付及び事業資金の貸付けを行っている。
 (1) 資本金の出資
 資本金676,000,000円のうち、340,000,000円、50.3%を出資している。
 (2) 補助金の交付
 平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県公共開与産業廃棄物処理施設整備事業補助金	781,410,000	312,564,000	本体工事に要する経費
沖縄県公共開与産業廃棄物処理施設整備事業単独補助金	23,034,000	14,156,000	進入道路整備に要する経費
合 計	804,444,000	326,720,000	

(3) 貸付金の状況
平成29年度における貸付金の状況は次のとおりである。
(単位：円)

区 分	前年度末残高	貸付金	償還金	年度末残高
公共開与による管理型最終処分場	220,000,000	0	0	220,000,000
合 計	220,000,000	0	0	220,000,000

3 収支状況について
平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構 成 比	支 出
県補助金収入	326,720	70.6	本体工事費
その他の収入	136,000	29.4	進入道路工事費
合 計	462,720	100.0	合 計

4 財政状態について
平成29年度末の財政状態は次のとおりである。

資 借 対 照 表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比
流動資産	32,326	2.9	流动負債	452,360	40.0
現金預金	32,176	2.9	未払金等	1,782	0.2
前払費用	150	0.0	未払法人税等	448,564	39.7
固定資産	1,097,976	97.1	前受金	523	0.0
構築物	16,022	1.4	預り金	1,335	0.1
工具器具備品	68	0.0	賞与引当金	220,000	19.5
建物付属設備	182	0.0	長期借入金	220,000	19.5
建設仮勘定	630,164	55.8	負債合計	672,360	59.5
土地	449,593	39.8			
その他有形固定資産	106	0.0	純資産合計	457,942	40.5
投資その他の資産	1,841	0.1	資本金	676,000	59.8
資 産 合 計	1,130,302	100.0	利益剰余金	△218,058	△19.3

沖縄県森林組合連合会
(公)の施設の指定管理・補助金)

1 事業の概要

県は、沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例（平成10年沖縄県条例第14号）第3条の規定により、当会を指定管理者として平成24年度から沖縄県平和創造の森公園の管理を行なわせている。

2 財政的援助等の内容

県は、当連合会に対して次のとおり指定管理料及び補助金を交付している。
 (1) 指定管理料の交付
 県が沖縄県平和創造の森公園の管理に関する年度協定書第3条に基づいて当連合会に対し交付した指定管理料は31,320,000円となつてある。
 なお、平成29年度の当連合会の施設利用収入額は93,550円となっている。
 (2) 補助金の交付
 平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県森林整備専門手対策基金事業 補助金	53,580	40,000	林業退職金共済制度 助成等
合 計	53,580	40,000	

3 収支状況について
平成29年度の収支状況は次のとおりである。

収支計算

科 目	金 额	構 成 比	科 目	金 额	構 成 比
補助事業	54	0.2	補助事業	54	0.2
県補助金収入	40	0.1	森林整備専門手対策基金事業	14	0.0
自己負担金	14	0.0	自己負担金	14	0.0
指定管理事業	31,915	99.8	指定管理事業	31,881	99.8
指定管理料収入	31,320	98.0	人件費	17,344	54.3
施設利用料収入	94	0.3	事務費	2,976	9.3
自主事業	501	1.5	管理費	11,094	34.7
合 計	31,969	100.0	合 計	31,935	100.0

公益財団法人 沖縄県老人クラブ連合会 (出資・補助金)

4 財政状態について
平成29年度末の財政状態は次のとおりである。

1 事業の概要

当法人は、県内の老人に対し、その心身の健康の維持、教養の向上及び生活の安定を図り、健全で豊かな老後の生活をすることができるよう援助することを目的として認可された。平成24年4月から公益財團法人に移行し、現在に至っている。
平成29年度に行なった主な事業は次のとおりである。
 (1) 各地区・市町村及び単位老人クラブリーダー研修会の実施
 (2) 市町村老人連絡部研修会・市町村老人クラブ女性リーダー研修会の実施
 (3) 老人クラブ大会・老人の意見発表大会の開催
 (4) 介護予防体操普及推進事業等の推進
 (5) 高齢者相互支援事業の推進
 (6) 健康づくり支援事業の推進 等

2 財政的援助等の内容

県は、公益財團法人沖縄県老人クラブ連合会に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金を交付している。
 (1) 基本金の出資
基本金270,320,000円のうち、200,000,000円、74.0%を出資している。
 (2) 補助金の交付
平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号)に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県住宅老人事業補助金		25,947,000	19,606,000	・高齢者地域福祉推進事業 ・老人スポーツ普及事業 ・老人作品文化展事業 ・老人芸能祭事業
合 计		25,947,000	19,606,000	

3 収支状況について
平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

科 目	金 領	構 成 比	支 出		構 成 比
			人 件 費	旅 費	
補助金等収入 その他の収入	19,606 6,341	75.6 24.4			71.0 1.0
合 计	25,947	100.0	その他 合 計	18,416 7,273 258 28.0	400 8,387 1.0 2.7
				25,947	100.0

資 借 対 照 表

(単位：千円、%)

科 目	金 領	構 成 比	科 目	金 領	構 成 比
流动資産			流动負債		
普通預金	27,429	7.5	未払金	2,717	0.9
未収金	6,137	1.4	預り金	5,270	1.7
その他の流动資産	9	0.0	前受金	400	0.1
流动資産合計	33,576	10.9	流动負債合計	8,387	2.7
固定資産			固定負債		
基本財産	270,320	89.5	退職給付引当金	4,360	1.4
退職給付引当資産	4,360	0.9	固定負債合計	4,360	1.4
備品	1,118	0.7			
固定資産合計	275,798	89.1	負債合計	12,747	4.1
			正味財産	296,627	95.9
			(うち一般正味財産)	(296,627)	
資 産 合 計	309,374	100.0	負債及び正味財産合計	309,374	100.0

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会 (公の施設の指定管理・補助金)

1 事業の概要

当法人は、沖縄県における社会福祉その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に設置された。県は、民間社会福祉活動の充実と発展等を図るために、沖縄県総合福祉センターの規定により、当社センターの設置及び運営に関する条例(平成14年沖縄県条例第48号)第3条の規定により、当法人を指定管理者として平成18年度から沖縄県総合福祉センターの管理を行わせている。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の総合的企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、研究、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導助言及び助成
- (5) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (6) ボランティア活動の振興
- (7) 日常生活自立支援事業
- (8) 生活福祉資金貸付事業
- (9) 社会福祉振興基金の管理運営事業
- (10) 福祉人材及び高齢者無料職業紹介事業
- (11) 介護福祉士修学資金等貸付事業、保育士修学資金等貸付事業及び児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業
- (12) 沖縄県総合福祉センター指定管理運営事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり補助金及び指定管理料を交付している。

- (1) 補助金の交付
平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号)に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	分	対象事業費	補助金額	事業内容
社会福祉協議会県費補助金		30,595,717	27,581,000	民生委員活動推進
社会福祉活動促進費補助金		172,892,140	144,212,000	福祉活動指導員設置費、日常生活自立支援事業等
高齢者無料職業紹介事業補助金		2,755,832	2,753,000	高齢者を対象とした無料職業紹介事業
介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金		101,823,358	10,181,000	介護福祉士修学資金等貸付
保育対策総合支援事業費補助金		372,917,432	37,288,000	保育士修学資金貸付等事業
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業費補助金		21,702,282	2,169,000	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業
生活福祉資金貸付事業費補助金		53,217,785	17,571,000	生活福祉資金貸付事業
合 計		765,904,546	241,755,000	

- (2) 指定管理料の交付
県が沖縄県総合福祉センターの管理に関する年度協定書第2条第1項に基づいて、当法人に対し交付した指定管理料は、75,650,000円となつてある。
なお、平成29年度の沖縄県総合福祉センターの施設利用収入額は、16,334,600円となつている。

3 収支状況について

平成29年度の収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

科 目	金 領	支 出	
		構成比	金 領
補助事業	755,905	88.7	補助事業
県補助金収入	241,755	28.4	事務職員等設備費
その他収入	514,150	60.3	事業費
			617,944
指定管理事業	95,899	11.3	指定管理事業
指定管理料収入	75,650	8.9	人件費等
施設利用料収入	16,334	1.9	運営費
その他の収入	3,915	0.5	維持管理費
			30,149
合 計	851,804	100.0	合 計
			851,169
			100.0

公益財団法人 沖縄県平和祈念財団 (公の施設の指定管理・補助金)

3 収支状況について
平成29年度の補助事業及び指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

1 事業の概要

当法人は、沖縄全戦没者の御靈を奉慰顕彰し、靈域を維持管理するため必要な事業を行うことを目的として昭和32年10月に発足し、昭和35年6月に財団法人沖縄県平和祈念財団に改称した。昭和47年に財団法人沖縄県戰没者慰靈奉賛会、平成18年7月に財団法人沖縄県平和祈念財団に改称し、平成25年4月に公益財団法人へ移行した。

県は、沖縄県都公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第17条及び沖縄県平和祈念財団及
び平和の隕の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第11号）第13条の規定により、當
法人を指定管理者として平成18年度から平和祈念公園及び平和の隕の管理を行わせている。

平成29年度に行つた主な事業は次のとおりである。

- (1) 沖縄全戦没者の慰靈に関する事業
- (2) 霊域及び関連施設の維持管理等に関する事業
- (3) 平和の発信に関する事業
- (4) 平和の隕及び平和祈念公園指定管理に関する事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり補助金及び指定管理料を交付している。

- (1) 補助金の交付
平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）
に基づく補助金は、次のとおりである。

（単位：円）

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県援護事業補助金	28,566,000	7,867,000	戦没者遺族に対する支援事業 戦跡慰靈の清掃管理事業
合 計	28,566,000	7,867,000	

収支計算

（単位：千円、%）

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
補助事業 県補助金収入 その他の中の収入	28,566 7,867 20,699	29.7 8.2 21.5	補助事業 人件費 委託料等	28,566 17,923 10,643	30.2 18.9 11.3
平和祈念公園 指定管理料収入 追加的経費 施設利用料収入 自主事業収入	44,051 35,862 5,267 159 2,763	45.8 37.3 5.4 0.2 2.9	平和祈念公園 人件費 委託費 光熱水費 その他	42,644 8,773 20,709 3,258 9,904	45.1 9.3 21.9 3.4 10.5
平和の隕 指定管理料収入 追加的経費	23,525 20,634 2,891	24.5 21.5 3.0	平和の隕 人件費 委託費 その他	23,350 11,865 7,718 3,767	24.7 12.5 8.2 4.0
合 計	96,142	100.0	合 計	94,560	100.0

（2）指定管理料の交付

- ① 平和祈念公園の管理に関する年度協定書第4条に基づいて当法人に対して交付した指定管理料は35,862,000円、平和祈念公園の管理に関する基本協定書第26条、第41条により交付した追加的経費は、5,267,163円となつてている。
なお、基本協定書第33条から第35条に基づく平成29年度の施設利用収入額は158,620円となつていています。
- ② 平和の隕の管理に関する年度協定書第4条に基づいて当法人に対して交付した指定管理料は20,634,000円、平和の隕の管理に関する基本協定書第38条により交付した追加的費用は、2,891,478円となつていています。

公益財団法人 沖縄県保健医療福祉事業団
(出資)

社会医療法人 仁愛会 浦添総合病院
(補助金)

1 事業の概要

当法人は、県民の保健及び医療の向上と福祉の増進に関する事業を行い、もって本県の保健医療福祉に寄与することを目的として、昭和49年4月に設立された。

- (1) 健康づくり運動普及啓発事業
(2) 臨器移植普及推進事業
(3) フアミリーハウス事業
(4) 勤労者福祉事業
(5) 現有資産の活用

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本資産3,505,000円の金額を出資している。
また、それ以外に特定資産として、5,400,530,000円を出資している。

平成29年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 额	構成比	科 目	金 额	構成比
流动資産			流动負債		
現金預金	149,265	1.6	未払金	26,112	0.3
その他の流动資産	130,326	1.4	その他の流动負債	21,096	0.2
	18,939	0.2		5,016	0.1
固定資産			固定負債		
基本財産	9,088,275	98.4	退職給付引当金	61,894	0.7
特定資産	3,505,000	37.9	その他の固定負債	41,894	0.5
その他の固定資産	4,237,706	45.9		20,000	0.2
	1,345,569	14.6	負債合計	88,006	1.0
正味財産					
指定正味財産 (うち基本財産)	9,149,534	99.0			
一般正味財産 (うち基本財産)	61,692 (5,000) (0.1)	0.6 (0.1)			
	9,087,842 (3,500,000) (37.9)	98.4			
資 産 合 計	9,237,540	100.0	負債及び正味財産合計	9,237,540	100.0

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本資産3,505,000円の金額を出資している。

平成29年度末の財政状態は次のとおりである。

3 収支状況について

平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

区分	分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県救急医療対策費補助金 (補助事業)		279,668,988	250,549,000	ドクターへり運航経費 搭乗医師・看護師確保経費
沖縄県救急医療対策費補助金 (交付金事業)			17,748,000	ドクターへり運航調整委員会経費 ヘリポート管理等経費
沖縄県救急病院設備整備事業補助金	合 計	308,922,948	287,799,000	医療機器の整備に要する経費
				医療機器の整備に要する経費

(単位：円)

3 収支状況について
平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

科 目	金 额	構成比	科 目	金 额	構成比
県補助金収入	287,799	93.1	ドクターへり運航経費 搭乗医師・看護師確保経費	241,920	78.3
診療収入	11,311	3.7	ドクターへり運航調整委員会経費 ヘリポート管理等経費	34,897	11.3
寄付金	60	0.0			
その他の収入	9,753	3.2			
合 計	308,923	100.0	医療機器の整備に要する経費	29,254	9.5
			合 計	308,923	100.0

(単位：千円、%)

公益財団法人 沖縄県産業振興公社 (出資・補助金・損失補償・貸付金)

1 事業の概要

当法人は、県内商工業の生産技術向上及び経営の合理化等を促進するため、設備の近代化、下請取引の円滑化、情報の収集・提供、中小企業の活性化、創造的中小企業の支援、経営革新等をバックアップする中小企業支援センター業務、その他産業振興に必要な事業を行い、もつて本県産業の健全な発展に寄与することを目的として、昭和46年12月に財團法人沖縄県中小企業設備資金公社として設立された。平成元年4月に財團法人沖縄県産業振興公社に名称変更、平成24年4月に公益認定を受け公益財团法人となつている。

(1) 中小企業等の経営革新や経営基盤の強化に関する事業

(2) 創業及び新事業の創出やベンチャー企業の育成に関する事業

(3) 県内企業等の海外展開に関する事業

(4) 県内企業等の人材育成に関する事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金等の交付及び事業資金の貸付けを行つてある。

(1) 基本金の出資

(2) 補助金の交付

平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
産業振興基盤強化費補助金	72,935,584	72,935,584	人件費、事務費等
中小企業支援事業費補助金	75,789,648	75,789,648	支援体制整備事業等
沖縄県産業振興基金事業補助金	21,469,286	21,469,286	中小企業支援フオーラップ
海外事務所管理運営事業補助金	83,071,438	83,071,438	海外事務所管理運営
合 计	255,685,956	253,265,956	

(単位：千円、%)

科 目	金 额	構成比	科 目	金 额	構成比
県補助金収入	253,266	99.1	産業振興公社運営費補助	72,936	28.5
その他収入	2,420	0.9	中小企業総合支援事業	78,210	30.6
			沖縄県産業振興基金事業	21,469	8.4
			海外事務所管理運営事業	83,071	32.5
合 计	255,686	100.0	合 计	255,686	100.0

3 収支状況について 平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

(単位：千円、%)

科 目	金 额	構成比	支 出		
県補助金収入	253,266	99.1	産業振興公社運営費補助	72,936	28.5
その他収入	2,420	0.9	中小企業総合支援事業	78,210	30.6
合 计	255,686	100.0	合 计	255,686	100.0

4 財政状態について 平成29年度末の財政状態は次のとおりである。

貸 借 対 照 表

(単位：千円、%)

科 目	金 额	構成比	科 目	金 额	構成比
流動資産	2,401,210	56.9	流動負債	869,306	20.6
現金預金	1,079,771	25.6	借入金	536,432	12.7
割賦設備	945,581	22.4	未払費用	150,324	3.6
未収金	194,023	4.6	預り金	135,667	3.2
その他の流動資産	181,835	4.3	その他の流動負債	46,883	1.1
固定資産	1,816,422	43.1	固定負債	2,995,835	71.0
基本財産	36,100	0.9	賃与原資長期借入金	1,076,800	25.5
特定資産	1,780,321	42.2	投資減資長期借入金	1,210,165	28.7
その他固定資産	1	0.0	その他の固定負債	708,870	16.8
			負債合計	3,865,141	91.6
			正味財産合計	352,491	8.4
			(うち基本財産)	89,140	2.1
			一般正味財産	(36,100)	(0.9)
				263,351	6.3
資 产 合 计	4,217,632	100.0	負 債 及 び 正 味 财 产 合 计	4,217,632	100.0

沖縄県信用保証協会 (出資・補助金・損失補償)

4 財政状態について
平成29年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位:千円、%)

1 事業の概要
当協会は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの人に対する金融の円滑化を図ることを目的として、中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引を受けけること等により金融機関に対して負担する債務の保証、中小企業者等が発行する社債のうち銀行その他の金融機関が引き受けけるものに係る債務の保証等を行っている。
平成29年度の主な事業実績は、保証承諾額56,869百万円、保証債務残高117,307百万円、代位弁済額(元利) 2,422百万円となっている。

2 財政的援助等の内容

県は、当協会に対して次のとおり基本金を出資するとともに補助金等を交付している。

- (1) 基本金12,731,108,107円のうち、4,474,308,062円、35.1%を出資している。
本基金12,731,108,107円のうち、4,474,308,062円、35.1%を出資している。
- (2) 損失補償金の交付
小規模企業対策資金等8資金の損失補償契約に基づき60,995,843円を交付している。
- (3) 補助金の交付
沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号)及び沖縄県信用保証料補填補助金交付要綱に基づき、補助金75,018,000円を交付している。

(単位:円)

区分	分	対象事業費	補助金額	事業内容
県単融資制度資金損失補償金		395,479,267	60,995,843	小規模企業対策資金等
沖縄県信用保証料補填補助金		24,120,733,000	75,018,000	8資金 信用保証料補填補助
合 計		24,516,212,267	136,013,843	

3 収支状況について
平成29年度の補助金事業に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位:千円、%)

科 目	金 额	構成比	科 目	金 额	構成比
県補助金収入	136,014	0.6	県単融資制度資金損失補償金	395,479	1.6
その他の収入	24,380,198	99.4	沖縄県信用保証料補助金	24,120,733	98.4
合 計	24,516,212	100.0	合 計	24,516,212	100.0

科 目	金 额	構成比	科 目	金 额	構成比
現金	8,584,548	6.1	基本財産	12,731,288	9.1
預け金	10,878,742	7.8	収支差額変動準備金	1,468,875	1.0
有価証券	291,768	0.2	責任準備金	705,759	0.5
動産・不動産	1,765,730	1.3	求償権却準備金	162,134	0.1
損失補償金見返	111,307,174	83.8	退職給付引当金	632,827	0.5
保証債務見返	543,929	0.4	損失補償金	1,765,731	1.3
求償権	579,082	0.4	保証債務	111,307,174	83.8
雜勘定			借入金	1,727,000	1.2
			雜勘定	3,450,437	2.5
資 産 合 計	139,951,225	100.0	負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	139,951,225	100.0

**那覇空港貨物ターミナル株式会社
(出資・貸付金)**

3 財政状態について
平成29年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位:千円、%)

科 目	金 領	構成比	科 目	金 領	構成比
流动資産	1,063,210	12.8	流动負債	989,369	11.9
現金預金	1,013,507	12.2	1年以内返済長期借入金	496,280	6.0
未収入金	14,924	0.2	未払費用	306,630	3.7
施設未収入金	19,349	0.2	未払法人税等	51,251	0.6
前払費用	8,477	0.1	前受金	91,299	1.1
その他の流动資産	6,953	0.1	その他の流动負債	43,909	0.5
固定資産	7,230,574	87.2	固定負債	4,309,386	52.0
建物	5,595,701	67.5	长期借入金	3,827,659	46.2
建物附属設備	1,227,521	14.8	受入保証金	401,727	4.8
減価償却累計額	△2,779,917	△33.5	修繕引当金	80,000	1.0
長期性預金	2,500,000	30.1			
その他の固定資産	687,269	8.3	負債合計	5,298,755	63.9
			純資産 (うち資本金)	2,995,029 (365,000)	36.1
資 産 合 計	8,293,784	100.0	負債及び純資産合計	8,293,784	100.0

1 事業の概要

当社は、平成21年4月10日に那覇空港貨物ターミナル内施設の運営・管理・賃貸に関する事業等を目的に設立された。

平成29年度に行つた主な事業は次のとおりである。

- (1) 那覇空港貨物ターミナル内施設の運営・管理・賃貸に関する事業
- (2) 不動産の管理・賃貸に関する事業
- (3) 建物及び電気・給排水、空気調整等、保安、運転管理
- (4) 航空事業者、航空旅客並びに航空貨物に対する役務の提供
- (5) LCCターミナルバスの運営委託業務

2 財政的援助等の内容

県は、当社に対して次のとおり基本金を出資するとともに事業資金の貸付けを行つている。

- (1) 基本金の出資
基本金1,000,000,000円のうち、250,000,000円、25%を出資している。
- (2) 貸付金の状況
平成29年度における沖縄県地域総合整備資金貸付規程等に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位:円)

区 分	前年度末残高	平成29年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
新貨物ターミナル建設事業	746,676,000	0	93,332,000	653,344,000
合 計	746,676,000	0	93,332,000	653,344,000

沖縄国際物流拠点管理運営共同企業体 (公)の施設の指定管理)

1 事業の概要
県は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号）第3条の規定により、当共同企業体を指定管理者として平成28年度から沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の管理を行わせている。
平成29年度には次のとおりである。
 (1) 施設の維持管理等に関する業務
 (2) 入居企業の支援に関する業務
 (3) その他管理運営業務に附帯する業務

2 財政的援助等の内容

県が、沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の管理運営に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当共同企業体に対し交付した指定管理料は、92,075,000円となっている。
平成29年度の指定管理に関する収支状況は次のとおりである。

収支計算

収支計算 (単位：千円、%)					
収入			支出		
科 目	金 銭	構成比	科 目	金 銭	構成比
指定管理料収入	92,075	100.0	人件費	10,848	11.8
			設備管理費	13,647	14.9
			保安管理費	19,440	21.2
			清掃管理費	14,334	15.6
			その他経費	33,549	36.5
合 计	92,075	100.0	合 计	91,818	100.0

1 拠助の目的

県は、県内における商工会の健全な発展を図り、もって商工業の振興に寄与することを目的とする当連合会に対し、小規模事業の振興と安定に寄与するため、小規模事業者の経営又は技術の改善のための事業に要する経費等について補助金を交付している。

2 拠助事業の内容

平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県小規模事業経営支援事業費補助金	1,142,343,870	927,739,866	小規模事業者の経営改善発達の支援等
沖縄雇用・経営基盤強化事業補助金	8,621,343	8,169,000	経営基盤の強化を図り雇用環境の改善に資する事業
合 计	21,240,755	21,240,755	事業承継の促進及び創業直後の廃業を防止し、雇用機会の創出・確保を図る事業

3 収支状況について

平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算

収 支 計 算 (単位：千円、%)					
収 入			支 出		
科 目	金 銭	構成比	科 目	金 銭	構成比
県補助金収入	957,149	81.7	人件費（連合会分）	141,738	12.1
その他の収入	215,057	18.3	その他の経費（連合会分）	66,642	5.7
			市町村商工会人件費	725,323	61.9
			市町村商工会事業費	238,503	20.3
合 计	1,172,206	100.0	合 计	1,172,206	100.0

沖縄県商工会連合会 (補助金)

沖縄県中小企業団体中央会 (補助金・貸付金)

1 事業の概要

県は、県内における中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の組織、事業及び経営の指導並びに連絡、その他組合の健全な発展を図るために必要な事業を行い、併せて中小企業の振興を図ることを目的とする当中央会に対し、その事業を促進していくため、組織化指導費補助金を交付し、また組織強化育成資金貸付金の原資を貸付けを行っている。

2 財政的援助等の内容

県は、当中央会に対して次のとおり補助金を交付するとともに、貸付金の貸付けを行っている。
 (1) 補助金の交付
 平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県組織化指導費補助金		113,248,380	106,315,498	指導費・職員設置費組合等の指導事業等
合 計		113,248,380	106,315,498	

(2) 貸付金の状況
 平成29年度における沖縄県中小企業振興資金融資制度要綱に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	分	前年度末残高	平成29年度		年度末残高
			貸付金	償還金	
組織強化育成資金		0	331,114,000	331,114,000	0
合 計		0	331,114,000	331,114,000	0

3 収支状況について 平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

科 目	金 额	構成比	科 目	金 额	構成比
県補助金収入	106,315	93.9	指導員・職員の設置組合等の指導事業	92,818	82.0
その他の収入	6,933	6.1	地域産業実態調査事業 中央会指導員等研究会開催事業 組合指導情報整備事業 組合情報化推進研修事業 中小企業団体情報連絡員設置 中小企業連携組織支援事業	9,679 2,975 870 1,305 3,256 369	8.5 2.6 0.8 1.2 2.9 0.3
合 計	113,248	100.0	合 計	113,248	100.0

沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム (公)の施設の指定管理)

公益財団法人 沖縄県立芸術大学芸術振興財团 (出資)

1 事業の概要

県は、沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例（平成26年沖縄県条例第56号）第3条の規定により、平成27年度から平成29年度まで株式会社沖縄データセンターを、平成30年度からは当団体を指定管理者として沖縄情報通信センターの管理を行わせている。

平成29年度に株式会社沖縄データセンターが行つた主な事業は次のとおりである。

- (1) 施設運営業務
- (2) 建築設備の維持管理
- (3) 保安警備・清掃及び植栽管理
- (4) 防災管理等

2 財政的援助等の内容

県が、沖縄情報通信センターの管理運営に関する基本協定書第35条第2項、沖縄情報通信センターの管理協定に関する年度協定書第4条第1項に基づいて株式会社沖縄データセンターに対して交付した指定管理料は、108,456,650円となっている。

3 収支状況について

平成29年度の収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	支 出		構成比
			科 目	金 額	
指定管理料収入	108,457	100.0	人件費	13,835	12.8
			設備管理費	25,462	23.5
			設備保守点検費	40,347	37.2
			保安管理費	14,423	13.3
			その他管理費	14,362	13.2
合 計	108,457	100.0	合 計	108,429	100.0

3 収支状況について

平成29年度の収支状況は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
流動資産			流動負債		
現金預金	10,337	1.9	預り金	1,136	0.2
未取金	10,268	1.9	未払金	43	0.0
	69	0.0		1,093	0.2
固定資産			固定負債		
基本財産	527,204	98.1		0	0.0
特定資産	524,654	97.6			
その他固定資産	2,500	0.5			
	50	0.0	負債合計	1,136	0.2
			正味財産 (うち基本金)	536,405 (524,654)	99.8 (97.6)
資 産 合 計	537,541	100.0	負債及び正味財産合計	537,541	100.0

1 事業の概要

当法人は、沖縄県立芸術大学並びに沖縄県内における芸術文化の振興に関する必要な助成事業を行い、沖縄県立芸術大学及び地域社会の芸術文化の発展に寄与することを目的に、昭和62年11月4日に設立された。

平成29年度に行つた主な事業は次のとおりである。

- (1) 沖縄県立芸術大学の教育・研究活動及び社会貢献活動に対する支援
- (2) 沖縄県立芸術大学の学生及び研究学生に対する奨学金の給与
- (3) 地域社会の芸術活動に対する助成

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本金524,653,680円のうち、400,000,000円、76.2%を出資している。

3 財政状態について

平成29年度末の財政状態は次のとおりである。

公益財団法人 沖縄県体育協会
(補助金)

一般財団法人 沖縄美ら島財団
(公の施設の指定管理)

補助の目的

県は、本県スポーツの振興と県民の健康、体力の増進を図るため、当法人の行う事業並びに運営に要する経費に補助金を交付している。
また、沖縄21世紀ビジョンの施策であるスポーツアーランド構想の形成に向けて、スポーツコミュニケーション機能を有したスポーツアーランド受入体制に要する経費及び2020東京オリンピック・パラリンピック大会において多くの選手輩出を目指すための選手輩出を目標とした補助金を交付している。

補助事業の内容

平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

（単位：円）		
区分	対象事業費	補助金額
沖縄県社会体育活動費補助金	117,369,520	96,344,000
スポートミッション沖縄体制整備事業	44,138,767	42,453,720
2020東京オリンピック・パラリンピック選手輩出事業	11,338,072	11,337,772
合 計	172,846,359	150,135,492

3 収支状況について

平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

（単位：千円、%）		
科 目	金 銭	構成比
県補助金收入	150,135	86.9
その他の収入	22,711	13.1
合 計	172,846	100.0

3 収支計算

平成29年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

（単位：千円、%）		
科 目	金 銭	構成比
首里城公園	248,253	36.2
指定管理料収入	140,360	20.5
駐車場収入	100,339	14.6
自動販売機等収入	6,371	0.9
その他の収入	1,183	0.2
沖縄県立名護青少年の家	43,108	6.0
指定管理料収入	36,052	5.0
施設利用料収入	4,031	0.6
その他の収入	3,025	0.4
沖縄県立博物館・美術館	430,902	59.7
指定管理料収入	302,470	41.9
施設利用料収入	75,239	10.4
その他の収入	53,133	7.4
合 計	722,263	100.0

3 収支計算

平成29年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

（単位：千円、%）		
科 目	金 銭	構成比
首里城公園	248,253	36.2
指定管理料収入	140,360	20.5
駐車場収入	100,339	14.6
自動販売機等収入	6,371	0.9
その他の収入	1,183	0.2
沖縄県立名護青少年の家	43,108	6.0
指定管理料収入	36,052	5.0
施設利用料収入	4,031	0.6
その他の収入	3,025	0.4
沖縄県立博物館・美術館	430,902	59.7
指定管理料収入	302,470	41.9
施設利用料収入	75,239	10.4
その他の収入	53,133	7.4
合 計	722,263	100.0

1 極めて重要な事項

県は、当法人を指定管理者として、沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第17条の規定により平成18年度から首里城公園の管理を、沖縄県青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第4条の規定により平成25年度から沖縄県立名護青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第4条の規定により平成28年度から沖縄県立博物館・美術館の管理を行わせている。

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して下記のとおり指定管理料を交付している。

（単位：千円、%）		
科 目	金 銭	構成比
首里城公園	248,253	36.2
指定管理料収入	140,360	20.5
駐車場収入	100,339	14.6
自動販売機等収入	6,371	0.9
その他の収入	1,183	0.2
沖縄県立名護青少年の家	43,108	6.0
指定管理料収入	36,052	5.0
施設利用料収入	4,031	0.6
その他の収入	3,025	0.4
沖縄県立博物館・美術館	430,902	59.7
指定管理料収入	302,470	41.9
施設利用料収入	75,239	10.4
その他の収入	53,133	7.4
合 計	722,263	100.0

平成29年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

3 収支計算

平成29年度の指定管理に係る収支状況は次のとおりである。

（単位：千円、%）		
科 目	金 銭	構成比
首里城公園	248,253	36.2
指定管理料収入	140,360	20.5
駐車場収入	100,339	14.6
自動販売機等収入	6,371	0.9
その他の収入	1,183	0.2
沖縄県立名護青少年の家	43,108	6.0
指定管理料収入	36,052	5.0
施設利用料収入	4,031	0.6
その他の収入	3,025	0.4
沖縄県立博物館・美術館	430,902	59.7
指定管理料収入	302,470	41.9
施設利用料収入	75,239	10.4
その他の収入	53,133	7.4
合 計	722,263	100.0

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー^一 (公)の施設の指定管理・補助金)

1 事業の概要

当法人は、沖縄県の観光・コンベンション振興施策等に基づき沖縄県への観光客とコンベンションの誘致促進、観光・コンベンション施設の整備等を行うことにより、観光・コンベンション振興の向上並びに国際相互理解の増進に寄与することを目的として、平成8年4月に(財)沖縄ビジターズビューロー、(財)沖縄コンベンションセンター及びオキナワコンベンションビューロー(任意団体)が統合されて発足したものである。

県は、当法人の事業に要する経費について補助金を交付するとともに、沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例(平成17年沖縄県条例第44号)第3条、沖縄都市公園条例(昭和52年沖縄県条例第41号)第17条及び沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例(平成28年沖縄県条例第28号)第3条の規定により、当法人を指定管理者として平成18年度から沖縄コンベンションセンター及び海軍壕公園、平成29年3月から沖縄空手会館の管理を行わせている。

平成29年度に行つた主な事業は次のとおりである。

(1) 国内需要安定化事業
(2) 観光誘致対策事業
(3) カップルアーバーサリーリズム拡大事業
(4) 教育旅行推進強化事業
(5) 離島観光活性化促進事業
(6) 沖縄観光国際化ビッグバン事業

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり補助金及び指定管理料を交付している。

- (1) 補助金の交付
平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号)
に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区分	対象事業費	補助金額	事業内容
観光振興事業補助金※	99,336,420	72,583,000	人件費、管理費
観光振興事業補助金	720,000	720,000	日本観光振興協会拠出金
戦略的課題解決型観光商品等支援事業補助金	31,283,364	20,855,000	人件費、事業費
合計	131,339,784	94,158,000	

※ 沖縄観光コンベンションビューロー補助事業

(2) 指定管理料の交付

- ① 沖縄コンベンションセンター管理運営に関する協定書第35条第2項に基づいて、当法人に対して交付した指定管理料は、65,691,000円となっている。
- ② 海軍壕の管理に関する協定書第32条第2項に基づいて、当法人に交付した指定管理料は15,795,464円となっている。
- ③ 沖縄空手会館管理運営に関する協定書第40条第2項に基づいて、当法人に交付した指定管理料は、63,000,000円となっている。
- なお、平成29年度の施設利用収入額は、347,174,810円となっている。

3 収支状況について

平成29年度の収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

科 目	金 銭	構成比	科 目	金 銭	構成比
補助事業	131,340	19.7	補助事業	131,340	21.7
県補助金収入	94,158	14.1	人件費	49,375	8.2
その他の収入	37,182	5.6	事業費	81,245	13.4
			拠出金	720	0.1
指定管理事業	534,756	80.3	指定管理事業	475,162	78.3
ヨハ・ショジョタ-			ヨハ・ショジョタ-		
指定管理料	434,394	65.2	人件費	369,721	60.9
施設利用料	65,691	9.9	光熱水費	59,188	9.7
自主事業収入	347,175	52.1	修繕費	65,321	10.8
	21,528	3.2	委託費	23,069	3.8
			その他支	187,622	30.9
			出	34,521	5.7
海軍壕公園	16,972	2.6	海軍壕公園	16,822	2.8
指定管理料	15,796	2.4	人件費	3,008	0.5
施設利用料	2	0.0	光熱水費	1,580	0.3
自主事業収入	1,174	0.2	修繕費	2,435	0.4
			委託費	7,434	1.2
			その他支	2,365	0.4
			出		
沖縄空手会館	83,390	12.5	沖縄空手会館	88,619	14.6
指定管理料	63,000	9.4	人件費	39,404	6.5
施設利用料	9,746	1.5	光熱水費	15,224	2.5
自主事業収入	10,644	1.6	修繕費	50	0.0
			委託費	21,561	3.6
			その他支	12,380	2.0
合計	666,096	100.0	合計	606,502	100.0

株式会社トラステック (公の施設の指定管理)

1 事業の概要
県は、沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第17条及び沖縄県立奥武山総合運動公園の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）第3条の規定により、当社を指定管理者として平成21年度から奥武山公園、沖縄県立奥武山総合運動公園の管理を行わせている。

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して下記のとおり指定管理料を交付している。

(1) 奥武山公園の管理に関する年度協定書第3条第1項に基づいて当社に対し交付した指定管理料は、49,000,000円となっている。

(2) 沖縄県立奥武山総合運動場の管理に関する年度協定書第3条第1項に基づいて当社に対し交付した指定管理料は、2,294,775円となっている。

なお、平成29年度の施設利用収入額は、187,000,000円となっている。

なお、平成29年度の施設利用収入額は、40,594,319円となっている。

3 収支状況について

平成29年度の収支状況は次のとおりである。

収支計算

(単位：千円、%)

科 目	金 領	構成比	支 出		構成比	金 領	構成比
			科 目	金 領			
奥武山公園	59,765	20.1	奥武山公園	59,764	20.3		
指定管理料収入	49,000	16.5	人件費	9,184	3.1		
施設利用料収入	2,295	0.8	管理費	50,580	17.2		
自主売上	947	0.3					
その他収入	7,523	2.5					
奥武山総合運動場	237,731	79.9	奥武山総合運動場	234,219	79.7		
指定管理料収入	187,000	62.9	人件費	60,483	20.6		
施設利用料収入	40,594	13.6	管理費	173,736	59.1		
自主売上	10,136	3.4					
その他収入	1	0.0					
合 計	297,496	100.0	合 計	293,983	100.0		

(単位：千円、%)

科 目	金 領	構成比	科 目	金 領	構成比
流動資産	320,133	94.3	流動負債	12,286	3.6
現金預金	316,401	93.2	未払金	4,149	1.2
未収金	3,732	1.1	前受金	957	0.3
固定資産	19,454	5.7	その他の流動負債	7,180	2.1
有形固定資産	19,124	5.6	固定負債	11,415	3.4
無形固定資産	330	0.1	預り保証金	3,025	0.9
			長期借入金	8,390	2.5
			負債合計	23,701	7.0
			純資産 (うち資本金)	315,886 (294,000)	93.0 (86.6)
			資 産 合 計	339,587	100.0
			負 債 及 び 純 資 産 合 計	339,587	100.0

久米島空港ターミナル株式会社 (出資)

1 事業の概要
当社は、久米島空港を中型ジェット機対応の空港として整備する中、久米島空港ターミナルビルの管理運営に当たるため、平成9年2月に第三セクター方式により設立された。
平成29年度における乗降客数は257,271人で、前年度に比べ751人（0.3%）減少している。
平成29年度に行なった主要な事業は次のとおりである。

(1) ターミナルビルの維持管理業務
(2) 土産品店、事務所等の販売事業
(3) 壁面広告、自動販売機設置等の附帯業務

2 財政的援助等の内容
県は当社に対して、基本金294,000,000円のうち、135,000,000円、45.9%を出資している。
3 財政状態について
平成29年度末の財政状態は次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

日本トランസオーシャン航空株式会社
(補助金)

公益社団法人 うるま市シルバーパー人材センター
(公の施設の指定管理)

1 極助の目的

県は、航空機の不法奪取等の防止対策として、県が設置し管理する空港での乗客の所持品を検査するために、エックス線透視手荷物検査機器や金属探知機等の保安施設の設置及び当該保安施設に係る検査に要する経費について補助金を交付している。

2 極助事業の内容

平成29年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

（単位：円）

区分	分	対象事業費	補助金額	事業内容
空港保安施設設置事業等補助金		245,246,947	85,263,000	保安施設に係る検査事業 (石垣空港他2空港)
合 計		245,246,947	85,263,000	

3 収支状況について
平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算				
(単位：千円、%)				
科 目	金 領	構成比	科 目	金 領
県補助金収入	85,263	34.8	検査業務費	245,247
その他の収入	159,984	65.2		100.0
合 計	245,247	100.0	合 計	245,247
			合 計	100.0

1 事業の概要

県は、沖縄県青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成26年度から沖縄県立石川青少年の家の管理を行わせている。

平成29年度に行った主な事業は次のとおりである。

- (1) 青少年に対する研修事業の実施に関する業務
- (2) 青少年の家の利用料金の収受に関する業務
- (3) 青少年の家の施設等の維持及び修繕に関する業務

2 財政的援助等の内容

県が、沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書第3条に基づいて当法人に対して交付した指定管理料は、37,887,000円となっている。

なお、平成29年度の利用料金収入額は、2,361,600円となっている。

3 収支状況について
平成29年度の収支状況は次のとおりである。

収 支 計 算				
(単位：千円、%)				
科 目	金 領	構成比	科 目	金 領
指定管理料収入	37,887	86.7	人件費	18,951
施設利用料収入	2,362	5.4	備用費	7,188
自主事業収入	417	1.0	委託料	12,936
その他収入	3,020	6.9	使用料及び賃借料	2,110
合 計	43,686	100.0	その他の経費	2,501
			合 計	5.7
				100.0

公益社団法人 南城市シルバー人材センター
(公の施設の指定管理)

公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団
(補助金・貸付金)

重要事の概要

県は、沖縄県青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成26年度から沖縄県立玉城青少年の家の管理を行わせている。

平成29年度に行つた主な事業は次のとおりである。

- (1) 青少年に対する研修事業の実施に関する業務
- (2) 青少年の家の利用料金の収受に関する業務
- (3) 青少年の家の施設等の維持及び修繕に関する業務

財政的援助等の内容

県政の委託等の内容
県が、沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書第3条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、37,111,000円となっている。

収支計算						(単位:千円、%)
科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比	出
指定管理料収入	37,111	89.7	人件費	18,321	45.7	
施設利用料収入	2,399	5.8	需用費	8,366	20.8	
自主事業収入	282	0.7	委託料	8,314	20.7	
その他収入	1,604	3.8	使用料及び賃借料	1,855	4.6	
			その他の経費	3,282	8.2	
合 計	41,396	100.0	合 計	40,138	100.0	

事業の概要

沖縄県内に住所を有する者の子弟のうち、優秀な学生又は生徒により修学困難な者に対し、学資を貸与又は給与し、併せて留学助成、研究助成その他の必要な事業を行うとともに、海外からの留学生等の受入その他の国際交流・協力に関する事業を行い、もって本県の教育、文化及び産業の発展に資するための国際性豊かな有為な人材の育成並びに国際交流・協力拠点の形成を図ることを目的として設立された当法人に対し、県は人材育成推進費補助金等を交付し、また沖縄県人材育成資金貸付の原資を貸付けを行っている。

2 財政的援助等の内容

財政的授助等の内容
県が、沖縄県立青少年の家の管理に関する年度協定書第3条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、37,111,000円となっている。
年3月、平成29年度の利用料収入は、2,399,090円となつてある。

平成29年度の収支状況

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
人材育成推進事業補助金 高等学学校等授業費補助金 国際交流・協力推進事業費補助金	110,912,893 19,495,418 33,526,579	91,317,853 18,918,000 16,416,642	人件費、事務費等 奨学金費、人件費、事務費
合 計	163,844,890	126,652,495	

委託業者事務所に於ける留置金の支取
付要綱

(単位：円)				
区分	前年度末残高	平成29年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
育英奨学事業、留学助成事業（一括交付金事業）	456,926,000 4,370,000	0	86,925,000	370,001,000 4,370,000
合 計	461,296,000		86,925,000	374,371,000

3 収支状況について

平成29年度の補助事業に係る収支状況は次のとおりである。

算計支収

(単位:千円、%)						
科 目	金 額	構 成 比	科 目	金 額	構 成 比	出
累計補助金収入	126,653	77.3	人材育成推進事業	110,913	67.7	
その他の収入	37,192	22.7	高等学校奨学金事業	1,381	0.8	
			高校育英貸与奨学金事業	18,024	11.0	
			国際交流・協力推進事業	33,521	20.5	
合 計	163,845	100.0				163,845
						100.0

一般財団法人 沖縄マリンレジャーセイフティービューロー (出資)

1 事業の概要

当法人は、本県の海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等に伴う事故を防止するため海域レジャー環境の整備、海域レジャーに対する安全対策の指導及び県民に対する安全意識啓蒙活動等を行うことにより、海城レジャーの健全な振興に寄与することを目的として、平成6年12月に設立され、平成25年4月1日に一般財團法人へ移行した。

平成29年度に行つた主な事業は、次のとおりである。

- (1) ガイドダイバー及び水難救助員に対する安全対策講習（受託事業）の実施
- (2) 海域調査（受託事業）の実施
- (3) 安全対策情報提供事業
- (4) シュノーケリングインストラクター及び水難救助員の育成
- (5) 安全対策優良事業者指定制度の普及・推進及び審査業務（受託事業）

2 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して48,904,000円を出資している。

平成29年度末の正味財産合計額は、32,234,154円である。

3 財政状態について 平成29年度末の財政状態は、次のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円、%)

科 目	金 領	構成比	科 目	金 領	構成比
流動資産			流動負債		
現金預金	22,311	68.8	預り金	179	0.5
未収金	9,150	28.2	その他の流動負債	179	0.5
前払金	12,721	39.2	固定負債	0	0.0
	440	1.4	退職給付引当金	29	0.1
固定資産				29	0.1
特定資産	10,131	31.2			
定期預金	30	0.1	負債合計	208	0.6
その他の固定資産	10,000	30.8			
	101	0.3	正味財産	32,234	99.4
			指定正味財産	0	0.0
			一般正味財産	32,234	99.4
資 産 合 計	32,442	100.0	負債及び正味財産合計	32,442	100.0

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--

平成31年1月22日 火曜日

公 報

第4712号別冊3



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

平成30年度行政監査の結果報告書

目次

第1 監査の概要
　　地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、県の事務の執行について、平成30年度は次のとおり監査を実施した。

第1	監査の概要
1	監査のテーマ
2	監査の目的
3	監査対象機関
4	監査の着眼点
5	監査の実施期間
6	監査の実施方法
7	用語の説明
8	監査対象機関一覧
第2	指定管理者制度の概要・運用状況
1	指定管理者制度に関する条例、規則等の概要
2	導入施設の所管課、指定管理者、関係課（制度の所管課）の役割
3	運用状況の概要
第3	調査の結果
1	協定書の記載事項と協定書等の遵守状況
2	指定管理の状況確認、指導等
3	各施設の収支の状況
4	検証・評価の状況と課題
5	防火管理体制について
第4	監査の結果及び所見
1	監査の結果
2	監査所見
資料	調査の結果（全調査項目）
1	調査票1（所管課用）
2	調査票2（指定管理者用）
3	所管課追加調査票
4	指定管理者追加調査票
5	地方自治法（抜粋）第244条
6	公の施設の指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル
7	指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル
8	指定期間終了時にどのように対応するかについて
第5	監査の実施期間
	平成30年7月から同年11月までの間に監査を実施した。
第6	監査の実施方法
1	施設の運用状況等を調査票等により確認した。
2	団体等監査の対象機関については、これに併せて行った。
第7	用語の説明
1	（1）指定管理者制度とは （2）指定管理者制度へのヒアリングや実地調査は、必要に応じて実施し、財政的援助
2	（1）施設の運用状況等を調査票等により確認した。 （2）指定期間終了時にどのように対応するかについて
3	（1）指定期間終了時にどのように対応するかについて
4	（1）指定期間終了時にどのように対応するかについて
5	（1）指定期間終了時にどのように対応するかについて
6	（1）指定期間終了時にどのように対応するかについて
7	（1）指定期間終了時にどのように対応するかについて
8	（1）指定期間終了時にどのように対応するかについて

(3) 料金制度

- ① 利用料金
施設利用者から徴収した料金を指定管理者の収入とし、施設の管理運営費に充てるもの。
- ② 使用料
地方自治法225条に定められた公の施設の利用について徴収する料金。県の収入とするもの。管理運営経費は別途、県が負担する。
- ③ 料金徴収をしないもの(料金無し)
利用料金、使用料ともに徴収しないもの。

(4) 指定管理料

- 利用料金収入等で管理運営経費が賄えない施設又は料金無しの施設に対する対価。
- 県が指定管理者に支払う負担額の別称。指定管理業務の実施に関する対価。
- 自主事業
指定管理者が、協定書に定めた本業務の範囲外の業務を、自己の責任と費用において自主的に実施する業務。

8 監査対象機関一覧

表1 指定管理者制度導入施設・所管課・指定管理者一覧		(平成30年4月1日現在)	
	施設名称	所管課	指定管理者
1	沖縄県公文書館	総務部	公益財団法人沖縄県文化振興会
2	沖縄ライフサイエンス研究センター	企画部	科学技術振興課 指定管理者共同企業体
3	沖縄県平和創造の森公園	環境部	環境再生課 沖縄県森林組合連合会
4	沖縄県総合福祉センター	子ども生活福祉部	福祉政策課 青少年・子ども家庭課 社会福祉法人原福祉会(～H29)
5	石嶺児童園	農林水産部	社会福祉法人偕生会(H30～)
6	平和の壁	農林水産部	平和擁護・公益財団法人沖縄県平和祈念財團
7	沖縄県男女共同参画センター	農林水産部	沖縄県男女共同参画センターマンagement
8	沖縄県民の森	農林水産部	森林管理課 沖縄北部森林組合
9	沖縄健康ハイオテックセンター	商工労働振興課	男女参画課 ハイオセントラーコンソーシアム
10	沖縄ハイオ産業振興センター	商工労働振興課	ハイオ産業振興セントラーコンソーシアム
11	沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区	企業立地推進課	沖縄国際物流拠点管運営共同企業体
12	航空機整備施設	ANAスカイビルサービス株式会社	ANAスカイビルサービス株式会社
※1	沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区	沖縄国際物流拠点うるま地区管運営企業体	沖縄国際物流拠点うるま地区管運営企業体
13	沖縄国際物流拠点産業集積地城うるま地区内賃貸工場及び企業立地サポートセンター	情報産業振興課	株式会社沖縄ダイケン
14	沖縄IT津梁パーク施設	MICB推進課	株式会社沖縄データセンター(～H29)
15	沖縄情報通信センター	情報課	沖縄情報通信セントラーコンソーシアム(H30～)
16	沖縄コンベンションセンター	文化観光スポーツ部	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
17	万国津梁館	文化振興課	ザ・ホテルズホーリーズ株式会社
18	沖縄県立博物館・美術館	スポーツ振興課	一般財団法人沖縄美ら島財团
19	奥武山総合運動場	空手振興課	株式会社トラステック
20	沖縄空手会館	空手振興課	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
21	県民広場地下駐車場	土木建築部	道路管理課
22	海浜公園(中城湾港安座)	海岸防災課	株式会社一般社団法人南城市観光協会
23	海浜公園(金武湾港宇堅海浜公園)	港湾課	美ら島・宜野湾港マリーナ管理運営
24	宜野湾港マリーナ		共同企業体
25	西原・与那原マリンパーク		株式会社クリード沖縄

第2 指定管理者制度の概要・運用状況

1 指定管理者制度に関する条例、規則等の概要

(1) 公の施設の設置及び管理についての条例、規則等すべての公の施設について条例が制定され、必要に応じて規則、規程等が整備されている。なお、都市公園、県営住宅、青少年の家等は、複数の公の施設について一括して定められている。

(2) 公の施設の指定管理者制度に関する運用方針（以下「運用方針」という）
指定管理者制度の運用に関する事項を定めたものの
指定管理者制度導入に関する基本方針、運用委員会、選定手続に関する事項、指定管理者の指定、導入後の対応（モニタリング）等が定められている。

(3) 指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル（以下「モニタリングマニュアル」という）
運用方針で定めるモニタリングについて必要な事項を定めたもの
指定管理者が行う事項、県が行う事項、苦情等の対応、事故発生時の対応及び安全管理の徹底、運用委員会における検証、モニタリングの実施結果の公表、概念図、年間スケジュール、様式等が定められている。

2 導入施設の所管課、指定管理者、関係課（制度の所管課）の役割

運用方針、モニタリングマニュアルに規定された、導入施設の所管課、指定管理者、制度の所管課の主な役割について以下にまとめた。

（1）導入施設の所管課

表2 導入施設の所管課の役割	業務・時期	具体的な内容
指定管理者の選定	条例、運用委員会の開催、指定管理料の積算、募集要項の作成、応募資格審査、事業計画書類審査、評価基準及び選定結果の公表、指定（議決）、債務負担行為の設定、指定管理者の指定・告示	
指定管理の開始	協定書の締結、事業計画書の確認	
臨時	月報の確認、事業報告書の提出、実地調査、サービス提供状況の確認	
年度終了後	認、指示、経営状態の把握、連絡調整会議の開催 モニタリングの実施、運用委員会の開催、検証結果の報告	

（2）指定管理者

表3 指定管理者の役割	業務・時期	具体的な内容
指定管理の開始	協定書の締結、事業計画書の提出、保険の加入、徵収委託契約	
臨時	施設の維持管理、利用者の安全確保、日報の作成、月報の提出、上半期事業報告書の提出、利用者の意見・要望の把握、指導・指示への対応、連絡調整会議	
年度終了後	年次報告書の提出	

（3）関係課（制度の所管課・総務部行政管理課、教育庁総務課）

役割：制度全般に係る総括

26 与那原マリーナ	施設名称	部	所管課	指定管理者
27 都市公園 (名護中央公園)	土木建築部	港湾課	サンライズリゾート与那原マリーナ 管理運営共同企業体	
28 都市公園 (沖縄県総合運動公園)	都市計画・モノレール課	沖縄県緑化種苗協同組合 トラステック・ミズノ共同企業体		
29 都市公園（浦添大公園）		沖縄県緑化種苗協同組合		
30 都市公園（海軍壕公園）		一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	一般財団法人沖縄県平和祈念財団	
31 都市公園 (平和祈念公園)		一般財団法人沖縄県平和祈念財団	公益財団法人沖縄県平和祈念財団	
32 都市公園（バンナ公園）		沖縄県緑化種苗協同組合	一般財団法人沖縄県平和祈念財団	
33 都市公園（首里城公園）		株式会社ト拉斯ティック	一般財団法人沖縄県平和祈念財団	
34 都市公園（奥武山公園）		沖縄県緑化種苗協同組合	一般財団法人沖縄県平和祈念財団	
35 都市公園（中城公園）	住宅課	沖縄県住宅供給公社	一般財団法人沖縄県平和祈念財団	
36 県営住宅（北部地区）		県営住宅（中部A地区）	一般財団法人沖縄県平和祈念財団	
37 県営住宅（中部B地区）		県営住宅（中部B地区）	一般財団法人沖縄県平和祈念財団	
38 県営住宅（宮古地区）		県営住宅（南都地区）	一般財団法人沖縄県平和祈念財団	
39 県営住宅（八重山地区）		県営情報センター株式会社	一般財団法人沖縄県平和祈念財団	
40 県営住宅（八重山地区）		県営住宅（八重山地区）	一般財団法人沖縄県平和祈念財団	
41 県営住宅（八重山地区）		生涯学習振興課	一般財団法人沖縄県平和祈念財団	
42 沖縄県立名護青少年の家		学校法人KRC学園	一般財団法人沖縄県平和祈念財団	
43 沖縄県立糸満青少年の家		公益社団法人都するま市シルバー人材センター	一般財団法人沖縄県平和祈念財団	
44 沖縄県立石川青少年の家		公益社団法人南城市シルバー人材センター	一般財団法人沖縄県平和祈念財団	
45 沖縄県立玉城青少年の家		NPO法人ぼんず	一般財団法人沖縄県平和祈念財団	
46 沖縄県立宮古青少年の家		NPO法人八重山星の会	一般財団法人沖縄県平和祈念財団	
47 沖縄県立石垣青少年の家		NPO法人八重山星の会	一般財団法人沖縄県平和祈念財団	

※1 12. 航空機整備施設と13. 沖縄国際物流拠点・産業集積地域うちま地區内賃貸工場及び企業立地サポートセンターは平成30年度からの指定管理者制度適用のため、一部の調査を除き、監査対象から除外する。

※2 施設の名称は、この頁以降省略して表記する。

3 運用状況の概要

(1) 準入施設数
沖縄県における準入施設は平成30年3月31日現在で45施設となつており、部局別で最も多いのが土木建築部の21施設（県営住宅は指定単位とする）、教育庁6施設、商工労働部・文化観光スポーツ部5施設、子ども生活福祉部4施設、総務部・企画部・環境部・農林水産部が各1施設となつている。

表4 部局別準入施設

部局名		総務部	企画部	環境部	子ども生活福祉部	農林水産部	商工労働部	文化観光スポーツ部	土木建築部	教育庁	計
導入施設数	1	1	1	4	1	5	1	5	21	6	45
指定管理期間	5年	1	1	4	1	4	3	3	14	6	33
	4年								1		1
	3年						1	1	2	6	11
料金制度	利用料金			1	1	2	1	2	5	13	31
	使用料							3		8	11
	料金無し	1				2					3
指定管理料の設定	1	1	1	1	4	1	5	5	17	6	41

(2) 指定管理期間
平成30年3月時点での指定管理期間が5年が33施設、4年が1施設、3年が11施設となつていて。更新により平成30年4月から4施設において、指定管理期間が5年に変更になつており、新規の2施設も併せて、39施設（83%）が5年の指定管理期間となつていて。

表5 指定管理期間別の導入施設数	
指定管理期間	3年
平成30年3月時点	11施設 (24%)
平成30年4月時点	7施設 (15%)
増減	△4

(3) 料金制度、指定管理料（47施設の調査）

料金制度において、利用料金としたものが31施設、使用料としたものが13施設、料金無しの施設が3施設である。

指定管理料無しの施設は4施設で、すべて利用料金であった。
なお、利用料金収入額によつて指定管理料が増減する施設は指定管理料ありとした。

表6 導入施設の料金制度

	利用料金	使用料	料金無し	計
指定管理料あり	27施設 (60%)	13施設 (24%)	3施設 (7%)	43施設 (91%)
指定管理料無し	4施設 (9%)	1施設 (2%)		4施設 (9%)
合計	31施設 (69%)	13施設 (24%)	3施設 (7%)	47施設 (100%)

(4) 導入施設の種別（47施設の調査）

導入施設を種別ごとに分類した。
公園、スポーツ（ビーチ、マリーナ等のレジャー施設を含む）が18施設と最も多く、産業振興（科学技術振興を含む）が10施設、社会教育（青少年の家）、県営住宅が各6施設、福祉・文教が4施設、その他3施設となつていて。

表7 導入施設の種別

公園、スポーツ施設		福祉・文教施設	産業振興施設	社会教育施設	県営住宅施設	その他の施設
施設数	18施設	4施設	10施設	6施設	6施設	3施設

(5) 指定管理者の法人区分
指定管理者を法人区分毎に集計した。（47施設）

表8 指定管理者の法人区分

	施設数	法人数	うち共同企業体
株式会社	19施設	16法人	9法人
公益財團法人	3施設	2法人	
一般財團法人	6施設	2法人	
公益社団法人	2施設	2法人	
一般社団法人	2施設	2法人	
社会福祉法人	2施設	2法人	
学校法人	1施設	1法人	
組合・組合連合会	6施設	3法人	
住宅供給公社	4施設	1法人	
特定非営利活動法人	2施設	2法人	
合計	47施設	33法人	10法人

※異なる法人区分の共同企業体については、代表構成員の法人区分とした。

(6) 施設の指定期間、料金制度、種別

表 9 指定管理者制度導入施設の期間・料金制度・種別一覧			
施設名	施設名	指定期間	料金制度
1 公文書館		5年	—
2 ライフサイエンス研究センター		5年	利用料金
3 総合創造の森公園		5年※	利用料金
4 総合福祉センター		5年	利用料金
5 石籠児童園		5年	利用料金
6 平和の礎		5年	利用料金
7 男女共同参画センター		5年	利用料金
8 市民の森		5年※	利用料金
9 健康バイオ研究開発センター		5年	利用料金
10 バイオ産業振興センター		5年	利用料金
11 国際物流拠点那覇地区		5年	利用料金
12 航空機整備施設		5年	利用料金
13 國際物流拠点うるま地区		5年	利用料金
14 IT津梁パーク施設		5年	使用料
15 情報通信センター		5年※	使用料
16 コンベンションセンター		5年	使用料
17 万国津梁館		5年	使用料
18 博物館美術館		5年	使用料
19 奥武山総合運動場		3年	利用料金
20 空手会館		3年	利用料金
21 県庁場地下駐車場		3年	利用料金
22 安座立浜浜公園		5年	利用料金
23 宇野海滨公園		5年	利用料金
24 宜野湾港マリーナ		5年※	使用料
25 西原与那原マリンパーク		3年	利用料金
26 与那原マリーナ		3年	使用料
27 名護中央公園		5年	利用料金
28 総合運動公園		5年	利用料金
29 浦添大公園		5年	利用料金
30 海軍壕公園		5年	利用料金
31 平和祈念公園		5年	利用料金
32 パシナ公園		5年	利用料金
33 首里城公園		4年	利用料金
34 奥武山公園		3年	利用料金
35 中城公園		3年	利用料金
36 県営住宅北部		5年	使用料
37 県営住宅中部A		5年	使用料
38 県営住宅中部B		5年	使用料
39 県営住宅南部		5年	使用料
40 県営住宅古吉		5年	使用料
41 県営住宅八重山		5年	使用料
42 名護青少年の家		5年	利用料金
43 糸満青少年の家		5年	利用料金
44 石川青少年の家		5年	利用料金
45 玉城青少年の家		5年	利用料金
46 宮古青少年の家		5年	利用料金
47 石垣青少年の家		5年	利用料金

注：指定期間の※は平成30年4月より3年から5年に変更された。

第3 調査の結果（抜粋）

本年度の行政監査は、「指定管理者制度の運用状況について」をテーマとして、調査票による調査、協定書、モニタリングシートの確認を行った。
調査の結果の全項目は資料1（24頁から53頁）に記載したが、各着眼点毎に注目すべき内容を抜粋した。

1 協定書の記載事項と協定書等の遵守状況

(1) 協定書に定められた協定事項等の協定書への記載状況
協定書に定めについては、運用方針に「県と指定管理者の間において、それぞれが負う責務の詳細及びその履行方法を明らかにしておく必要があることから、次の事項について協定を締結することとする。」と定められており、協定事項等について45施設の協定書を確認したところ、以下のとおりであった。

ア 全部委託の禁止について明記していないもの	
所管課	施設名
科学技術振興課	ライフサイエンス研究センター
生涯学習振興課	石嶺児童園
生涯学習振興課	健康ハイオ研究開発センター
生涯学習振興課	名護・糸満・石川・玉城・宮古・石垣青少年の家

イ 暴力団排除に関する事項について明記していないもの	
所管課	施設名
青少年・子ども家庭課	石嶺児童園
ものづくり振興課	健康ハイオ研究開発センター
生涯学習振興課	名護・糸満・石川・玉城青少年の家

ウ 物品の管理に必要な台帳の作成及び報告について取扱いが異なっているもの			
物品管理についてのみで管理	協定書別表	指定管理者へ	管理物品の帰属無し
回答施設数	19施設	6施設	2施設
			6施設

協定書別表のみで管理しているもの	
所管課	施設名
平和支援・男女共同参画課	平和の礎・男女共同参画センター
スポーツ振興課	奥武山総合運動場
道路管理課	県民広場地下駐車場
都市計画・モノレール課	名護中央公園、浦添太公園、海軍壕公園、平和祈念公園
生涯学習振興課	公園、パンナ公園、首里城公園、奥武山公園、中城公園
	名護・糸満・石川・玉城・宮古・石垣青少年の家

物品の帰属が指定管理者となっているもの	
所管課	施設名
海岸防災課	安座真・宇堅海浜公園

(2) 協定書の遵守状況
調査票等と協定書の内容を照合したところ、遵守していない事項があつた。

ア 危機管理行動計画・マニュアルの作成をしていない施設
※協定書により危機管理行動計画・マニュアルの提出の義務がないものを除く。

イ 危機管理行動計画・マニュアルを確認していない所管課
所管課 施設名
平和援護・男女参画課、港湾課 男女共同参画センター、宜野湾港マリーナ、西原与那原マリンパーク、与那原マリーナ

（1） 実地調査を実施していない所管課
所管課 施設名
MICE推進課、海岸防災課、都市計画・モノレール課、住宅課、園、県護中央公園、県営住宅北部・中部A・中部B・南部・官古・八重山

ウ 管理物品台帳を作成していない施設
施設名 所管課
総合福祉センター、県民の森、空手会館、安座真・宇堅海浜公園、宜野湾港マリーナ 福祉政策課、森林管理課、空手振興課、海岸防災課、港湾課

エ 物品台帳の作成・報告をすることがあるが、その確認をしていない所管課
所管課 施設名
福祉政策課、青少年・子ども家庭課、MICE推進課、空手振興課 総合福祉センター、石嶺児童園、コソベンションセンター、空手会館

オ 再委託の申請をしていない施設
施設名 所管課
石嶺児童園、宜野湾港マリーナ 青少年・子ども家庭課、港湾課

（3） 運用方針の遵守状況
運用方針の規定内容と調査票の回答等を照合したところ、遵守されていない事項があつた。

モ モニタリングマニュアルの遵守状況
モニタリングマニュアルの規定内容と調査票の回答等を照合したところ、遵守されていない事項があつた。

モニタリング実施結果の提出が期限後となっていた所管課
所管課 施設名
総務私学課、科学技術振興課、青少年・子ども家庭課、情報通信センターコンベンションセンター、IT津梁パーク施設、博物館課、男女参画課、情報産業振興課、MICE推進課、都市計画・モノレール課、空手振興課、生涯学習振興課

期限内に提出したが検証結果が不足していた所管課

所管課	施設名
道路管理課、海岸防災課、港湾課	県民広場地下駐車場、安座真・宇堅海浜公園、宜野湾港マリーナ、西原与那原マリンパーク、与那原マリーナ

2 指定管理の状況確認、指導等

（1） 実地調査を実施していない所管課
所管課 施設名
MICE推進課、海岸防災課、都市計画・モノレール課、住宅園、県護中央公園、県営住宅北部・中部A・中部B・南部・官古・八重山

（2） 連絡調整会議を実施していない所管課
所管課 施設名
総務私学課、福祉政策課、青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課、森林管理課、空手振興課、MICE推進課、スポーツ振興課、海岸防災課、港湾課

※ 下線は実地調査及び連絡調整会議を実施していない所管課・施設
連絡調整会議の開催・内容について指定管理者から 의견
連絡の事前決定、各施設での開催、開催数の増、定期開催、議題内容の事前調整、事務部会、専門職部会の開催

3 各施設の収支の状況

（1） 協議、協定締結までの検討等
ア 指定管理料の改定について提案・協議の状況（指定管理者への調査）

指定管理料の改定について提案・協議したか	はい	いいえ
回答施設数 はいとした 回答した 施設	19施設 一、バイオ産業振興センター、国際物流拠点那覇地区、IT津梁パーク施設、博物館美術館、奥武山総合運動場、名護中央公園、総合運動公園、平和祈念公園、パンナ公園、奥武山公園、中城公園、名護・糸満・石垣青少年の家	26施設

モニタリングマニュアルの遵守状況
モニタリングマニュアルの規定内容と調査票の回答等を照合したところ、遵守されていない事項があつた。

協議の内容について 所管課の回答（協議の内容一部抜粋）	協議の内容について 所管課の回答（協議の内容一部抜粋）	協議の内容について 所管課の回答（協議の内容一部抜粋）
指定管理料について 回答施設数 はいとした 回答した 施設	文化振興課 19施設	文化振興課 26施設
利用料金について 自主事業について 回答した 施設	男女共同参画課 平和援護・男女参画課 港湾課	男女共同参画課 平和援護・男女参画課 港湾課
不可抗力等の費用負担 回答	平和援護・男女参画課 都市計画・モノレール課	平和の確、海軍壕公園、パンナ公園、奥武山公園

指定管理者の回答（協議の内容一部抜粋）

(2) 導入施設の単年度収支（平成29年度）

単位：千円

協議内容	所管課	施設名
指定管理料について	港湾課、都市計画・モノレール課、生涯学習振興課	宜野湾海港マリーナ、平和祈念公園、宮古青少年の家
利用料金について	文化振興課、生涯学習振興課	博物館美術館、名護・糸満青少年の家
自主事業について	一	一
不可抗力等の費用負担	平和の壁・男女参画課 都市計画・モノレール課、生涯学習振興課	平和の壁、海空壕公園、奥武山公園、名護青少年の家

ウ 指定管理料の改定の検討の状況（所管課への調査）

指定管理料の改定を検討したか	はい	いいえ
回答施設数	27施設	18施設

エ 指定管理に係る費用の増減の状況（所管課への調査）

指定期間に係る費用の増減	上がった	下がった	変わらない
回答施設数	30施設	8施設	7施設
上がった理由	業務増による人件費増、運営費見込額の増、消費費支弁基準単価の増、消費税、老朽化による修繕費の増、光熱水料、人件費の上昇、委託料の増		
下がった理由	利用料金收入の増、黒字の増、委託費の減		

オ その他の収入について

利用料金の設定について（指定管理者への調査）

利用料金の設定は適切か、	はい	いいえ	利用料金無し
回答施設数	24施設	7施設	14施設
いいえと回答した施設	平和創造の森公園、コンベンションセンター、博物館美術館、奥武山総合運動場、空手会館、総合運動公園、首里城公園		

施設名称	指定管理 施設	利用料 収入	修理・不 収入	自主事業 収入	収入総額	人件費	修繕費	委託料	支出総額	事業収支
1 公文書館	237,512	0	237,512	140,412	1,892	16,638	229,581	0	7,931	
2 ライフサイエンス研究センター	10,808	43,431	2,040	56,279	31,026	2,691	55,730	31,381	698	
3 平和創造の森公園	31,320	94	474	31,888	17,344	1,105	5,491	31,381	7	
4 総合福祉センター	75,650	16,335	242	92,227	19,304	1,934	40,122	95,364	-3,037	
5 石嶺児童園	31,738	0	11,092	322,820	23,582	20,475	7,681	357,521	-34,701	
6 平和の壁	20,634	2,891	0	23,525	11,885	312	7,718	23,525	0	
7 男女共同参画センター	58,060	22,428	1,639	82,067	42,364	1,009	12,137	78,560	3,507	
8 瓜民の森	22,588	3,930	1,427	27,945	18,862	1,408	3,782	28,604	-639	
9 健康・バイオ研究開発センター	26,612	55,573	2,475	106,923	32,577	4,174	24,960	106,923	330	
10 バイオ産業振興センター	0	36,663	72	37,102	22,282	801	7,205	36,306	796	
11 国際物流地帯新地区	92,075	0	92,075	10,848	4,600	71,780	91,817	258		
12 航空機整備施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
13 国際物流拠点うるま地区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
14 IT機器・データ施設	64,837	0	64,837	23,346	2,282	35,092	63,905	932		
15 情報通信センター	108,457	0	108,457	13,835	1,029	90,448	108,427	30		
16 コンベンションセンター	65,691	347,175	21,529	434,395	59,189	23,069	187,622	369,721	64,674	
17 万国津波断	65,633	60,379	192,626	318,638	44,136	3,465	58,484	285,131	33,507	
18 博物館美術館	302,470	75,239	108,657	486,365	94,173	2,004	184,745	528,304	-41,939	
19 奥武山総合運動場	187,000	40,594	10,136	237,731	61,126	19,801	73,556	234,219	3,512	
20 空手会館	63,000	9,746	10,644	83,390	39,404	50	21,561	88,616	-5,239	
21 駐民広場地盤整備場	0	125,165	0	125,165	18,747	2,998	9,143	121,657	3,508	
22 安座真海浜公園	—	1,955	7,543	29,877	39,374	6,454	3,249	14,127	39,363	11
23 宇摩海浜公園	1,680	3,459	18,357	23,496	11,180	1,907	4,233	23,512	-16	
24 宜野湾港マリーナ	60,480	25,308	0	37,188	122,976	32,355	27,476	126,663	115,677	7,299
25 両原与那原マリンパーク	0	21,444	118,081	139,525	51,318	3,418	15,679	137,063	2,437	
26 与那原マリーナ	40,000	0	28,581	68,581	19,563	3,413	10,072	39,866	28,715	
27 名護中央公園	23,500	10	2,222	25,732	12,501	1,175	3,582	24,761	971	
28 総合運動公園	335,000	91,276	11,517	437,825	161,244	32,798	122,590	437,380	445	
29 沖添大公園	31,000	48	5,226	36,274	11,254	990	14,546	35,234	1,040	
30 海濱公園	14,591	1,204	2	1,174	16,972	3,008	3,271	7,434	16,822	150
31 平和祈念公園	35,862	159	2,763	38,784	8,773	487	19,272	37,599	1,185	
32 パシナ公園	44,500	410	4,656	49,566	20,624	2,073	11,543	45,674	3,892	
33 前里城公園	140,360	101,496	15,552	257,408	82,938	91	138,438	268,868	-11,490	
34 奥武山公園	49,000	7,511	2,295	9,765	9,235	9,306	28,528	59,764	1	
35 城公園	26,500	45	3,859	30,404	13,438	1,408	8,835	29,470	934	
36 真宮住宅北部	15,551	63,150	0	78,801	9,948	63,250	1,206	77,302	1,499	
37 真宮住宅中部A	56,388	295,707	0	352,158	295,570	4,239	344,415	7,433		
38 真宮住宅中部B	51,203	267,250	0	318,453	31,506	267,250	4,095	316,103	2,350	
39 真宮住宅南部	108,292	589,273	0	697,571	56,345	589,279	8,924	682,067	15,504	
40 真宮住宅宮古	16,000	118,876	0	134,876	11,415	119,437	0	134,876	0	
41 真宮住宅八重山	17,000	79,290	0	96,290	10,846	79,520	0	102,427	-6,137	
42 名護青少年の家	36,051	4,030	3,026	43,107	24,676	1,089	5,737	47,600	-4,433	
43 糸満青少年の家	37,989	7,203	4,450	49,642	29,292	1,138	7,896	46,433	3,209	
44 石川青少年の家	37,887	—	2,362	3,437	43,686	18,951	157	12,936	43,686	0
45 玉城青少年の家	37,111	2,398	1,886	41,396	18,321	945	8,34	40,138	1,258	
46 宮古青少年の家	36,392	—	663	37,693	27,311	1,312	3,500	39,588	-1,895	
47 石垣青少年の家	34,819	2,198	826	37,844	22,354	1,878	2,391	35,381	2,463	

※ 首里城公園については、施設設備取扱いを行っていないモニタリングシートにより作成。

※ 首里城公園についてでは、施設設備から繰り入れを実施したため、モニタリングシートの数値と異なる。

(3) 自主事業の状況

自主事業収入で1千万円を超える収入のあつた施設（自主事業収入降順） 単位：千円

施設名称	指定管理料	利用料収入	自主事業収入	収入総額	支出総額	事業収支
万国津梁館	65,633	60,379	192,626	318,638	285,131	33,507
西原与那原マリンパーク	0	21,444	118,081	139,525	137,068	2,457
博物館美術館	302,470	75,239	108,657	486,365	528,304	-41,939
宜野湾港マリーナ	60,480	0	37,188	122,976	115,677	7,299
安慶真海浜公園		7,543	29,877	39,374	39,363	11
与那原マリーナ	40,000	0	28,581	68,581	39,866	28,715
コンベンションセンター	65,691	347,175	21,529	434,395	369,721	64,674
宇都宮海浜公園	3,459	18,357	23,496	23,512	-16	
首里城公園	140,360	101,496	15,552	257,408	268,808	-11,400
総合運動公園	335,000	91,276	11,517	437,825	437,380	445
石垣児童園	311,738	0	11,082	322,820	357,521	-34,701
空手会館	63,000	9,746	10,644	83,390	88,619	-5,229
奥武山総合運動場	187,000	40,594	10,136	237,731	234,219	3,512

(4) 利用料の減免の状況

回答施設数	利用料金の減免実績はあるか、	ある	ない	利用料金無し
25施設		6 施設	6 施設	14施設

減免額実績（減免額降順）

施設名	指定管理料	利用料収入	減免額	単位：千円
コンベンションセンター	65,691	347,175	63,333	
健康バイオ研究開発センター	26,612	55,573	25,278	
奥武山総合運動場	187,000	40,594	19,797	
総合運動公園	335,000	91,276	16,733	
総合福祉センター	75,650	16,335	9,115	
万国津梁館	65,633	60,379	6,851	
パイオニア産業振興センター	0	36,663	5,106	
博物館美術館	302,470	75,239	4,251	
石川青少年の家	37,887	2,362	3,091	
糸満青少年の家	37,989	7,203	2,561	
名護青少年の家	36,051	4,030	2,042	
玉城青少年の家	37,111	2,399	1,329	
空手会館	63,000	9,746	1,283	
奥武山公園	49,000	2,295	1,248	
首里城公園	140,360	101,496	1,036	
男女共同参画センター	58,000	22,428	742	
県民広場地下駐車場	0	125,165	572	
宮古青少年の家	36,392	663	401	
石垣青少年の家	34,819	2,199	379	
平和祈念公園	35,862	159	256	
パンナ公園	44,500	410	167	
西原与那原マリンパーク	0	21,444	151	
ライフサイエンス研究センター	10,808	43,431	74	
県民の森	22,588	3,930	70	
中城公園	26,500	45	11	

4 検証・評価の状況と課題

(3) 自主事業収入で1千万円を超える収入のあつた施設（自主事業収入降順） 単位：千円

(1) 運用委員会による検証結果を「不十分」としたもの

ア 指定管理者が「不十分」と回答した施設	施設名	所管課
万国津梁館、博物館美術館	MICE推進課、文化振興課	

(2) 運用委員会の開催が遅れているもの

運用委員会の開催状況（検証結果を7月末に提出）	月	回答施設数	所管課
運用委員会の開催日	7月末まで	8月中	9月中
回答施設数	18施設	21施設	5施設
所管課			1施設
8月開催	総務私学課、道路管理課、海岸防災課、港湾課、都市計画・モノレール課、住宅課		
9月開催	青少年・子ども家庭課、平和愛護・男女参画課、情報産業振興課、文化振興課		
10月開催	空手振興課		

(3) 課題

ア 所管課の回答した課題	ア 所管課の回答した課題
修繕計画の作成・改定、改修計画、収益増に向けた取り組み、予算確保、駐車場の確保、県と指定管理者の連携強化	人件費・委託費の高騰、利用者の安全に関するコスト、光熱水費、自主事業に手が回らないこと

(4) 経営分析指標について

イ 指定管理者が回答した課題	イ 指定管理者が回答した課題
車両の確保、県と指定管理者の連携強化	経営分析指標について
人件費・委託費の高騰、利用者の安全に関するコスト、光熱水費、自主事業に手が回らないこと	指標算出に際し、認識が異なっているものが見られた。
利用料の減免額（減免額降順）	非常勤職員の賃金等を人件費率に計上していないものの
回答施設数	指定管理者へへの委託料を外部委託比率に計上していないものの
利用料収入	廃棄物処理料等を外部委託比率に計上していないものの
減免額	不可抗力、自主事業等を除外して指標を計算しているもの
所管課	利用者数のとらえ方に疑問があるもの
総合運動公園	利用者数と指標の計算が合わないもの
総合福祉センター	指標の記載を省略しているもの
総合運動公園	利用者数が不明のため、指標の精査が出来ないもの

(5) 経営分析指標の状況 (平成29年度)

5 防火管理体制について

財政的援助団体等監査において、消防法に規定された消防訓練や消防用設備の点検等が、適正に実施されないものがあった。全導入施設を確認するため、追加で調査をしたところ、その結果は以下のとおりであった。

(1) 消防法に関連する届出等について
調査票の回答及び届出書の内容等から法令遵守状況について確認した。

ア 防火管理者の選任・届出をしていない施設があつた

施設名	事業収支 (千円)	利用料金比 率	人件費比率	外部委託費 比率	管理コスト (円)	自治体負担 コスト (円)
1 公文書館	7,931	0.0%	61.2%	7.2%	2,396	2,479
2 ライフサイエンス研究センター	698	77.2%	55.8%	28.3%	4,631,750	900,667
3 平和創造の森公園	7	0.3%	54.4%	17.2%	369	363
4 総合福利センター	-3,037	17.7%	20.3%	42.1%	355	282
5 石鎚児童園	-34,701	0.0%	62.5%	2.1%	4,369,070	3,809,581
6 平男女共同参画センター	0	0.0%	50.4%	32.8%	19	16
7 男女共同参画センター	3,507	27.3%	53.9%	15.4%	476	352
8 県民の森	-659	14.1%	65.9%	13.2%	169	133
9 健康＆ハイオ研究開発センター	330	52.0%	30.6%	23.4%	7,614,500	1,900,857
10 バイオ産業振興センター	796	98.8%	61.4%	19.8%	2,420,400	0
11 國際物流拠点那覇地区	258	0.0%	11.8%	78.2%	5,100,944	5,115,278
12 航空機整備施設	-	-	-	-	-	-
13 国際物流拠点那覇地区	-	-	-	-	-	-
14 IT津梁データセンター	932	0.0%	36.5%	54.9%	2,293,621	2,235,750
15 情報通信センター	30	0.0%	12.8%	83.4%	21,685,400	21,691,400
16 コンベンションセンター	64,674	79.9%	16.0%	50.7%	638	113
17 万国津梁館	33,507	18.9%	15.5%	20.5%	10,959	2,523
18 博物館美術館	-41,939	15.5%	17.8%	35.0%	1,038	594
19 奥武山総合運動場	3,512	17.1%	26.1%	31.4%	484	386
20 空手会館	-5,229	11.7%	45.4%	24.3%	1,328	944
21 県民広場地下駐車場	3,508	100.0%	15.4%	7.5%	632	0
22 安座真海浜公園	11	19.2%	16.4%	35.9%	576	0
23 宇聖海浜公園	-16	14.7%	47.6%	1.8%	478	0
24 宜野湾港マリーナ	7,299	0.0%	28.0%	10.9%	229,974	120,239
25 西原・那原マリンパーク	2,457	15.4%	37.7%	11.4%	161	0
26 与那原マリーナ	28,715	0.0%	49.1%	25.3%	972,341	975,610
27 名護中央公園	971	0.0%	50.5%	14.5%	208	197
28 総合運動公園	445	20.8%	36.9%	28.0%	477	365
29 浦添大公園	1,040	0.1%	31.9%	41.3%	109	96
30 海軍壕公園	150	0.0%	17.9%	44.2%	273	237
31 平和祈念公園	1,185	0.4%	23.3%	51.3%	30	29
32 ベンナ公園	3,892	0.8%	45.2%	25.3%	81	78
33 前里城公園	-11,400	39.4%	30.9%	51.5%	94	49
34 奥武山公園	1	3.8%	15.5%	47.7%	68	56
35 中城公園	934	0.1%	45.7%	30.1%	148	133
36 県営住宅北部	1,499	0.0%	11.6%	1.6%	73,411	14,768
37 県営住宅中部A	7,743	0.0%	9.0%	1.2%	94,154	15,470
38 県営住宅中部B	2,350	0.0%	10.0%	1.3%	90,548	14,667
39 県営住宅南部	15,504	0.0%	8.3%	1.3%	95,917	15,229
40 県営住宅宮古	0	0.0%	8.5%	0.0%	132,361	15,702
41 県営住宅・重山	-6,137	0.0%	10.6%	0.0%	94,229	15,639
42 名護青少年の家	-4,493	9.3%	51.8%	12.1%	1,405	1,064
43 糸満青少年の家	3,209	14.5%	43.7%	17.0%	885	724
44 石川青少年の家	0	5.4%	43.4%	29.6%	1,123	974
45 玉城青少年の家	1,258	5.8%	45.6%	20.7%	1,264	1,169
46 宮古青少年の家	-1,895	1.8%	69.0%	8.8%	1,595	1,466
47 石垣青少年の家	2,463	5.8%	63.3%	6.8%	1,279	1,259

イ 消防計画の策定・届出をしていない施設があつた

施設名	所管課
名護中央公園、県営住宅宮古・八重山	都市計画・モノレール課、住宅課
名護市計画課	都市計画・モノレール課、住宅課

ウ 消防設備の点検・届出をしていない施設があつた

施設名	所管課
与那原マリーナ、名護中央公園、県営住宅宮古・八重山	消防設備点検の実施・届出
消防設備点検の実施・届出	消防設備点検の実施・届出

※ 特定用途防火対象物は毎年、非特定用途防火対象物は3年に1回の報告が必要

エ 消防訓練を実施してない又は不足している施設があつた

施設名	所管課
与那原マリーナ、名護中央公園、平和祈念公園	港湾課、都市計画・モノレール課
港湾課	港湾課、都市計画・モノレール課

用途別	消防訓練の実施状況
訓練の要否、回数	2回以上
特定用途防火対象物	12施設※1
非特定用途防火対象物	2施設
適用除外施設	1施設
	3施設
	3施設

※ 指標の変更におけるモニタリングシートより作成。記載が省略されたものも算出せ得る。

各指標においては所管課に確認をした上で掲載。

前年度からの繰越を除外し、年年度・車両度・施設度を統一とした。

※ 前回公團については、他施設からの繰入を減額したため、モニタリングシートの数値と異なる。

第4 監査の結果及び所見

消防訓練の実施回数が不足している施設（下線※1）										
施設名	所管課									
空手会館、宜野湾港マリーナ										
消防訓練を実施していない施設（下線※2）										
施設名	所管課									
与那原マリーナ、県営住宅宮古・八重山	港湾課、住宅課									

消防訓練に係る所轄消防署への報告をしている施設（下線※1）					
所轄消防署への報告	している				
西原与那原マリンパーク、与那原マリーナ、名護中央公園、総合運動公園、平和祈念公園、県営住宅宮古・八重山					
回答施設数	30施設				

消防訓練の報告をしていない施設					
施設名	所管課				
西原与那原マリンパーク、与那原マリーナ、名護中央公園、総合運動公園、平和祈念公園、県営住宅宮古・八重山	港湾課、都市計画・モノレール課、住宅課				
	7施設				

- 1 監査の結果
- 監査の結果、指定管理者制度の運用については概ね適正に執行されていると認められたが、一部において下記のとおり、是正、改善又は検討をする事項があつた。
- (1) 防火管理体制が適正でなかつたもの
- ア 防火管理者の選任・届け出をしていなかつた施設
名護中央公園、県営住宅（宮古地区、八重山地区）
- イ 消防計画の策定・届け出をしていなかつた施設
与那原マリーナ、名護中央公園、県営住宅（宮古地区、八重山地区）
- ウ 消防設備の点検・届け出をしていなかつた施設
与那原マリーナ、名護中央公園、平和祈念公園
- エ 消防訓練の実施回数が不足していた施設
沖縄空手会館、宜野湾港マリーナ
- オ 消防訓練を実施していなかつた施設
与那原マリーナ、県営住宅（宮古地区、八重山地区）
- カ 消防訓練にかかる所管消防署への報告をしていなかつた施設
西原・与那原マリンパーク、与那原マリーナ、名護中央公園、沖縄県総合運動公園、平和祈念公園、県営住宅（宮古地区、八重山地区）
- (2) 運用方針に定められているが協定書に記載されていなかつたもの、もしくは遵守されていなかつたもの
- ア 全部委託の禁止について明記していなかつた所管課
科学技術振興課、青少年・子ども家庭課、ものづくり振興課、生涯学習振興課
- イ 暴力団排除に関する事項が明記していなかつた所管課
青少年・子ども家庭課、ものづくり振興課、生涯学習振興課
- ウ 緊急連絡に対応できる体制を整備していなかつた所管課
福祉政策課、青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課
- (3) 協定書に記載されているが、遵守されていなかつたもの
- ア 危機管理行動計画・マニュアルを作成していなかつた施設
男女共同参画センター
- イ 危機管理行動計画・マニュアルを確認していなかつた所管課
平和援護・男女参画課、港湾課

- ウ 管理物品台帳を作成していなかつた施設
　　総合福祉センター、県民の森、空手会館、安座真海滨公園、宇堅海滨公園、
　　宜野湾港マリーナ
- エ 物品台帳の作成・報告をすることとなつてゐるが、確認していなかつた所管課
　　福祉政策課、青少年・子ども家庭課、MICE推進課、空手振興課
- オ 再委託の事前申請をしていなかつた施設
　　石嶺児童園、宜野湾港マリーナ

(4) 指定管理者制度運用委員会の検証結果の反映が遅れていた所管課

　　総務私学課、青少年・子ども家庭課、平和接護・男女参画課、情報産業振興課
　　文化振興課、空手振興課、都市計画・モノレール課、住宅課、道路管理課、
　　海岸防災課、港湾課

2 監査所見

指定管理者制度は、平成15年6月の地方自治法改正により創設され、沖縄県では平成17年4月から導入し、平成30年4月時点で公園、スポーツ施設や福祉・文化施設、産業振興施設、社会教育施設、本県における同制度の導入後10年余りを経過していること、また、定期監査、財政的援助団体等監査において運用等に課題がみられたことを踏まえ、県民サービスの向上等、同制度の趣旨に沿つたものとなつてゐるかを確認するため監査を実施した。監査の結果、所管課及び指定管理者においては、施設の管理運営等についておむね適正に執行しているものと認められたが、一部については是正改善等、検討を要する事項があつた。

平成29年度に策定された「沖縄県行政運営プログラム」においては、同制度導入施設の主な課題として、「運用を強化し、提供されるサービスの質の向上等に取り組む必要がある」としている。
同制度は、施設の設置者である県と、管理運営する指定管理者が対等の立場で相互に連携協力し、各々の責任を適切に果たすことにより目的が達成されるものと考えられる。
については、県民サービスの一層の向上を実現するため、より適切で充実した同制度の運用が図られるよう、特に以下の項目について検討を行い、改善に取り組んでいただきたい。

(1) 施設利用者の安全確保について

ア 防火管理体制が適正でなかつたもの
　　消防法に基づく防火管理体制について、適正でない事例が22件あつた。
　　指定管理者においては、利用者の安全確保のため、防火管理者の届け出、消防計画の提出、消防設備の点検、消防訓練等、適正な防火管理体制を整備する必要がある。
モニタリングシートには防災関係の取組を記載することとなつてゐるが、防災に係る項目が記載されていない施設があり、その中には消防訓練等を実施していない施設もあつた。
所管課においては現状を把握して適切な対応を図るために、指定管理者が消防法に定められた防火管理体制を整備しているかを把握した上でモニタリングシートに適切に記載し、利用者の安全が確保されるよう努めていただきたい。

イ 危機管理体制について
　　協定書で作成が定められている「危機管理行動計画・マニュアル」について、作成していない指定管理者が1カ所、その確認をしていない所管課が2カ所あつた。
　　また、所管課においては指定管理者から緊急連絡を受ける体制を整備していないところがあつた。

公の施設の管理運営にあたっては、防火管理体制と並び、危機管理体制の整備も重要な事項があるので、所管課及び指定管理者が連携し、不測の事態が生じた際、速やかに行動出来る体制を構築していただきたい。

- (2) 施設の維持補修について
施設の範囲内には指定管理者が負担し、これを超える場合は県が負担することが定められている。
指定管理者へのヒアリングでは、施設・設備の老朽化に伴い指定管理者が負担する修繕費用が年々増えていること、また、県が費用を負担する大型修繕等は、予算の確保や執行手続に時間と労力を要し、利用者の安全や利便性の確保の面で、改善を求める意見が多くあった。

- (3) 指定管理者の経営状況について
ア 安定的な経営の確保
施設の適正な管理運営の確保には、指定管理者の経営状況が安定していることが重要である。
指定管理者は複数年度に渡り実施するため、単年度の収支額のみで経営状況を評価することは出来ないが、管理運営経費の精算、収入見込み等の精度を向上させ、安定的な経営の確保が図られるよう取組んでいただきたい。

イ 自主事業について
県営住宅等一部の施設を除き、指定管理者はその施設を利用した自主事業を実施することが出来る。
自主事業の実施は指定管理者の利益となると共に、その施設の有効利用、知名度の向上が図られるものであることから、施設の設置目的等に配慮した上で、所管課と指定管理者が緊密に調整・協議を行い自主事業の充実に努めていただきたい。

- (4) 減免制度について
施設の管理運営には固定経費が常に発生し、減免に関する額は年度により変動があること等から、指定管理者のヒアリングにおいては減免分の負担を求める意見があつた。同制度を導入していく施設においては減免による減収分は県の負担となるが、同制度導入施設においては指定管理者の負担となることを踏まえ、指定管理制度において減免する額を適正に勘案した減免制度について、所管課及び指定管理者で検討する必要があると思われる。

- (5) 経営分析指標について
所管課は、施設のサービスの安定性評価をするため経営分析指標を算出することとされておりが、基礎となる数値の捉え方が整理されておらず適正な評価となつてないと思われるものがみられた。
同指標の算出に際しては、同制度を所管する行政管理課と連携し精度の向上を図ったうえで、施設のサービスの安定性評価や類似施設間の比較分析を行い、より効率的・効果的な運営に役立てることを検討していただきたい。
- (6) 指定管理者制度運用委員会の検証結果について
所管課はモニタリングを実施し、指定管理者制度運用委員会の検証結果を添えて翌年度の7月末までに行政管理課に提出することとされているが、8月以降に同委員会を開催したものが11課27施設あつた。
同制度を有効に機能させるためには、現行のモニタリングのしくみをさらに発展させ、PDCAのマネジメントサイクルを効果的に実現するツールとして活用することが必要と思われる。
各所管課においては、検証結果を施設の運営に早期に反映することが出来るよう、同委員会の年度当初の開催に努めていただきたい。

資料1

(資料目次)	
1	調査の結果（全調査項目）
1.1	所管課の調査票の集計結果
(1)	所管課の調査票の集計結果
(2)	指定管理者の調査票の集計結果
(3)	所管課への追加調査結果
(4)	指定管理者への追加調査結果
1.2	沖縄県ホームページの調査結果
3	協定書の調査結果
4	モニタリングシートの調査結果

⑧ 「備品の稼働状況等を確認したか」

備品の稼働状況等を確認したか	回答施設数	22施設	はい	いいえ	備品無し
いいえ：環境再生課、福祉政策課、青少年・子ども家庭課、MICE推進課、文化振興課、空手課	15施設	15施設	8施設	8施設	
（2）指定管理者の調査票、生涯学習振興課	31	31			
（3）所管課への追加調査結果	46	46			
（4）指定管理者への追加調査結果	47	47			
（5）沖縄県ホームページの調査結果	48	48			
（6）協定書の調査結果	49	49			
（7）モニタリングシートの調査結果	50	50			

備品無し：海岸防災課、住宅課
「遊び備品の整理をしたか」
（8）

遊び備品の整理をしたか	回答施設数	22施設	はい	いいえ	無回答
いいえ：総務私学課、科学技術振興課、環境再生課、福祉政策課、ものづくり振興課、海岸防災課、海岸防災課、住宅課	1施設	1施設	1施設	1施設	

無回答：青少年・子ども家庭課
（9）

「遊び備品の整理をしたか」
（10）

遊び備品の整理を行ったか	回答施設数	34施設	はい	いいえ
いいえ：海岸防災課、都市計画・モノレール課、住宅課	1施設	1施設	34施設	1施設

（11）

「連絡調整会議を開催したか」
（12）

連絡調整会議を開催したか	回答施設数	33施設	はい	いいえ
いいえ：総務私学課、福祉政策課、青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課、企業立地推進課、MICE推進課、スポーツ振興課、海岸防災課、港湾課	12施設	12施設	33施設	12施設

（13）

「指導者への指導を行ったか」（指導等が必要なかつた所管課も含まれる）
（14）

指導者への指導を行ったか	回答施設数	30施設	はい	いいえ
いいえ：科学技術振興課、青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課、森林管理課、情報産業振興課、MICE推進課、スポーツ振興課、住宅課	15施設	15施設	30施設	15施設

（15）

「職員の労働条件は適切か」：すべて「はい」と回答。
（16）

再委託の契約手續に課題はあるか	回答施設数	10施設	ある	ない
ある：道路管理課、港湾課、教育庁生涯学習振興課 内容：委託費の高騰（1施設）、再委託承認手続（3施設）、業者選定方法（6施設）	35施設	35施設	10施設	35施設

（17）

「事務処理・経理処理に課題はあるか」
（18）

事務処理・経理処理に課題はあるか	回答施設数	8施設	ある	ない
ある：文化振興課、港湾課、経理員の離職（1施設）、予算計画の精度（1施設） 内容：提出書類の遅れ（1施設）、経理員の離職（5施設） 減免規程の整備	37施設	37施設	8施設	37施設

（19）

「モニタリングシートを精査したか」：すべて「はい」と回答。

モニタリングシートを精査したか	回答施設数	32施設	はい	いいえ
いいえ：福祉政策課、青少年・子ども家庭課、MICE推進課、空手振興課 確認不要・備品無し：スポーツ振興課、海岸防災課、住宅課	9施設	9施設	32施設	9施設

⑦	「指定管理者のアンケート調査は十分か」	「はい」 回答施設数 28施設	「いいえ」 回答施設数 16設	「無回答」	「無回答」	「無回答」	「無回答」	「無回答」
	※平和接護・男女参画課、森林管理課、MICE推進課、文化振興課、空手振興課、青少年・子ども家庭課							
⑧	「所管課での苦情対応」	「所管課での苦情対応」 回答施設数 17施設	「なし」 回答施設数 12施設	「5回未満」 回答施設数 7施設	「10回以上」 回答施設数 6施設	「件数不明」 回答施設数 3施設	「無回答」	「無回答」
	※空手振興課、海岸防災課、港湾課、住宅課 無回答：青少年・子ども家庭課							
⑨	「所管課でアンケート調査を行ったか」	「所管課でアンケート調査を実施したか」 回答施設数 4施設	「はい」 回答施設数 41施設	「いいえ」 回答施設数 41施設	「無回答」	「無回答」	「無回答」	「無回答」
	※所管課で企業立地推進課、港湾課 無回答：総務私学課、企業立地推進課、港湾課							
⑩	「アンケート・苦情はサービス向上に反映されたか」	「アンケート・苦情はサービス向上に反映されたか」 回答施設数 44施設	「はい」 回答施設数 1施設	「無回答」 回答施設数 44施設	「無回答」	「無回答」	「無回答」	「無回答」
	※アンケート・苦情はサービス向上に反映されたか 無回答：青少年・子ども家庭課							
⑪	「指定管理は何期目か」	「指定管理は何期目か」 回答施設数 4施設	「1期目」 回答施設数 12施設	「2期目」 回答施設数 3施設	「3期目」 回答施設数 21施設	「4期目」 回答施設数 5施設	「5期目」 回答施設数 5施設	「無回答」
	※協定内容、指定管理料、修繕方法、供用時間、規則改定、報告書様式、提出期限、台風被害の費用負担、備品購入、利用料金、自主事業の開催、遊具の利用 管 理 物 品 一 質 表 の 作 成 、 自 主 事 業 、 使 用 料 徴 収 委 託 、 禁 止 事 項							
⑫	「基本協定書等について協議をしたか」	「基本協定書等について協議をしたか」 回答施設数 13施設	「はい」 回答施設数 32施設	「いいえ」 回答施設数 32施設	「無回答」	「無回答」	「無回答」	「無回答」
	※協定内容、指定管理料構算方法、暴力団排除、緊急時対応、情報管理、労働者の安全確保、管 理 物 品 一 質 表 の 作 成 、 自 主 事 業 、 使 用 料 徴 収 委 託 、 禁 止 事 項							
⑬	「更新時に基本協定書の内容を変更したか」	「更新時に基本協定書の内容を変更したか」 回答施設数 27施設	「はい」 回答施設数 16施設	「いいえ」 回答施設数 2施設	「未更新」	「未更新」	「未更新」	「未更新」
	※指定管理料構算方法、暴力団排除、緊急時対応、情報管理、労働者の安全確保、管 理 物 品 一 質 表 の 作 成 、 自 主 事 業 、 使 用 料 徴 収 委 託 、 禁 止 事 項							
⑭	「利用料金の設定は適切か」	「利用料金の設定は適切か」 回答施設数 31施設	「はい」 回答施設数 11施設	「使用料」 回答施設数 3施設	「料金設定無し」	「料金設定無し」	「料金設定無し」	「料金設定無し」
	※料金設定無し							
⑮	「減免した利用料の補填実績・検討状況」	「減免した利用料の補填実績」 回答施設数 0施設	「ある」 回答施設数 31施設	「ない」 回答施設数 14施設	「使用料・料金設定無し」	「使用料・料金設定無し」	「使用料・料金設定無し」	「使用料・料金設定無し」
	※補填に係る検討 無回答：青少年・子ども家庭課							
⑯	「新規事業について検討したか」	「新規事業について検討したか」 回答施設数 18施設	「はい」 回答施設数 18施設	「いいえ」 回答施設数 25施設	「無回答」	「無回答」	「無回答」	「無回答」
	※新規事業について検討したか 新規事業について検討したか 無回答：青少年・子ども家庭課							
⑰	「新規事業について検討したか」	「新規事業について検討したか」 回答施設数 3施設	「はい」 回答施設数 18施設	「いいえ」 回答施設数 2施設	「無回答」	「無回答」	「無回答」	「無回答」
	※新規事業について検討したか 新規事業について検討したか 無回答：青少年・子ども家庭課							
⑱	「新規事業について検討したか」	「新規事業について検討したか」 回答施設数 5施設	「はい」 回答施設数 5施設	「いいえ」 回答施設数 40施設	「無回答」	「無回答」	「無回答」	「無回答」
	※新規事業について検討したか 新規事業について検討したか 無回答：青少年・子ども家庭課							
⑲	「県債償還の実績はあるか」	「県債償還の実績はあるか」 回答施設数 5施設	「はい」 回答施設数 5施設	「いいえ」 回答施設数 40施設	「無回答」	「無回答」	「無回答」	「無回答」
	※下級は利用料収入から県に納付金を納めている。他施設は使用料。							
⑳	「運用委員会による実施結果の検証は十分か」	「運用委員会による実施結果の検証は十分か」 回答施設数 1施設	「すべて」 回答施設数 1施設	「はい」 回答施設数 1施設	「無回答」	「無回答」	「無回答」	「無回答」
	※運用委員会による実施結果の検証は十分か 無回答：青少年・子ども家庭課							
㉑	「指定の取消、業務の停止措置等の実績」	「指定の取消、業務の停止措置等の実績」 回答施設数 30施設	「すべて」 回答施設数 30施設	「はい」 回答施設数 30施設	「いいえ」 回答施設数 30施設	「無回答」	「無回答」	「無回答」
	※指定の取消、業務の停止措置等の実績 無回答：青少年・子ども家庭課							
㉒	「修繕計画は作成したか」	「修繕計画は作成したか」 回答施設数 39施設	「はい」 回答施設数 39施設	「いいえ」 回答施設数 6施設	「無回答」	「無回答」	「無回答」	「無回答」
	※修繕計画は作成したか 無回答：青少年・子ども家庭課、文化振興課、港湾課							
㉓	「修繕計画はできているか」	「修繕計画はできているか」 回答施設数 35施設	「はい」 回答施設数 35施設	「いいえ」 回答施設数 10施設	「無回答」	「無回答」	「無回答」	「無回答」
	※修繕計画はできているか 無回答：青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課、森林管理課、文化振興課 無回答：環境再生課、青少年・子ども家庭課、平和援護・男女参画課、森林管理課、文化振興課							
㉔	「修繕の限度額について検討したか」	「修繕の限度額について検討したか」 回答施設数 16施設	「はい」 回答施設数 16施設	「いいえ」 回答施設数 1施設	「無回答」	「無回答」	「無回答」	「無回答」
	※修繕の限度額について検討したか 無回答：道路管理課（指定管理料無し）							
㉕	「指定管理期間の妥当性を検討したか」	「指定管理期間の妥当性を検討したか」 回答施設数 43施設	「はい」 回答施設数 43施設	「いいえ」 回答施設数 2施設	「無回答」	「無回答」	「無回答」	「無回答」
	※指定管理期間の妥当性を検討したか 無回答：MICE推進課							
㉖	「指定管理料の改定を検討したか」	「指定管理料の改定を検討したか」 回答施設数 27施設	「はい」 回答施設数 27施設	「いいえ」 回答施設数 18施設	「無回答」	「無回答」	「無回答」	「無回答」
	※指定管理料の改定を検討したか 無回答：福祉政策課、平和護護新課、企業立地推進課、男女参画課、森林管理課、文化振興課 無回答：海岸防災課、海防課、海岸防災課、港湾課、海上保安課、都市計画・モノ レール課、生涯学習振興課							

[指定管理の状況の評価]

指定管理の状況の評価	良好・適正 概ね適正	要改善・ 懸念
回答施設数 内訳： 改善：福祉政策課、森林管理課、情報産業振興課、文化振興課、空手振興課、海岸防災課 内容：利用者が減少傾向、アンケート調査不十分、改善を望むに引き続き対応、収支改善、自主事業の検討、利用者ニーズをとらえたサービスの提供とさらなる利便性の向上に努めること	38施設	7施設

[指定管理の課題]

施設名称(所管課)	当該施設の指定管理の課題	
公文書館 (総務私学課)	・長期的な人材育成が図りにくい。 ・備品管理(台帳との照合)に工夫を要する。	
ライフサイエンス研究センタ ー (科学技術振興課)	供用後、5年が経過し、施設・設備等の経年劣化による故障が増加傾向にあることから、修繕計画の更新が必要である。	
平和創造の森公園 (環境再生課)	和学習に使用していたマヤーガマの立入禁止にしたことにより、利用者が少なくなっている。	
総合福祉センター (福祉政策課)	・吸入確保のため、利用者数の増加を目指す必要がある。 ・経年劣化に伴い修繕費が増加することが懸念されるため、早期の対応が求められる。 ・駐車場の不足。	
石嶺児童園 (青少年・子ども家庭課)	児童養護施設の目的は入所児童に対して、安全で安心な生活環境を提供することであり、特定の養育者がいる一貫性の養育が求められる。しかしながら、現在の指定管理者制度は期間に定めがあることから、指定管理者の変更に伴い、直接遭遇を行う職員が入れ替わる可能性もある。	
平和の基礎 (平和援護・男女参画課)	施設の経年劣化に伴う修繕費用の増加 外部委託に関する人件費の上昇	
男女共同参画センター (平和援護・男女参画課)	施設は設置から22年が経過しており、施設・設備の老朽化のため改修工事や備品の入替等を実施しているところである。今後も引き続き、修繕の実施に取組む必要がある。	
県民の森 (森林管理課)	開園から30年以上が経過し、老朽化が激しく、施設の改修計画の作成が必要。	
健康バイオ研究開発センター (ものづくり振興課)	建物も築14年を経過するため、経年劣化している箇所が何ヵ所か出てきており、修繕計画の見直しが必要である。	
バイオ産業振興センター (ものづくり振興課)	建物が築25年を経過している為、経年劣化の箇所が目立ってきており、修繕計画の見直しが必要。	
国際物流拠点那覇地区 (企業立地推進課)	供用開始から30年以上経っていることから、老朽化が激しく、それに伴う苦情や要望が殆どである事から、建替を行う必要がある。	
IT津梁パーク施設 (情報産業振興課)	建物の長寿化、老朽化対策を図るために、施設全体の長期的な修繕計画を策定する必要がある特になし	
情報通信センター (情報産業振興課)	施設の設置目的となる国外県外催事の件数を増やす必要がある。	
コンベンションセンター (MICE推進課)	施設の設置目的となる国外県外催事の件数を増やす必要がある。	

施設名称(所管課)	良好・適正 概ね適正	要改善・ 懸念	当該施設の指定管理の課題
万国津愛館 (MICE推進課)	38施設	7施設	施設稼働率を上げ、利用者増を図る必要がある。
博物館美術館 (文化振興課)			財団の本部町にあるため、利用者の押印に時間と要し、書類の提出が遅れる傾向にある。
奥武山総合運動場 (スポーツ振興課)			施設を建設して時間が経ち、修繕が必要な箇所がある。優先順位を決めて対応する必要がある。
空手会館 (空手振興課)			新規の施設のため、施設の老朽化等はなし。 (H29年度は数件の瑕疵工事を実施。)
県民広場地下駐車場 (道路管理課)			供用開始から20年が経過し施設の老朽化に伴う修繕を計画的を行っていく。
安座真海浜公園 (海岸防災課)			台風及び冬季季節風等による人工海滨砂の移動が課題である。
宇堅海浜公園 (海岸防災課)			利用料金収入・自主事業収入とともに、事業計画と比較して減となっており、利用者増につながるよう、計画したイベントの確実な実施及び拡充と、オフシーズンの新たな事業の検討など、収入増につなげる工夫が必要である。
宜野湾港マリーナ (港湾課)			施設の経年劣化箇所が多く、予算確保が困難である。
西原与那原マリンパーク (港湾課)			施設の経年劣化箇所が多く、予算確保が困難である。
与那原マリーナ (港湾課)			海上係留は十分に収容されているが、陸置の取容が課題。
名護中央公園 (都市計画・モノレール課)			日本一早く開花を迎える桜まつりの印象が強く、他の季節での利用促進が課題となっている。
総合運動公園 (都市計画・モノレール課)			平成29年度比1.8倍に増加したこともあり、土日祝祭日における南エリアの駐車場が不足している。
浦添大公園 (都市計画・モノレール課)			当該公園の目玉である遊具施設について、老朽化による修繕が必要となっている。
海軍壕公園 (都市計画・モノレール課)			当該公園の目玉となっている遊具施設について、大規模後15年で運営終了が必要性がある。
平和祈念公園 (都市計画・モノレール課)			平成29年度に供用を開始した遊具施設について、土日祝祭日に遊具周辺の駐車場が不足している。
パンナ公園 (都市計画・モノレール課)			離島であるため、頻繁に現地確認を行えない。
首里城公園 (都市計画・モノレール課)			クルーズ船旅行者と修学旅行の来園者が同時に重なった場合、駐車場が不足する。
奥武山公園 (都市計画・モノレール課)			トリムコースのゴムチップが経年劣化により全面的に亀裂が生じていることから、公園利用者の安全性の確保のため、早急な修繕が必要である。
中城公園 (都市計画・モノレール課)			土日祝祭日には、遊具施設の利用者が増加するため、駐車場が不足する。
県営住宅北部 (住宅課)			経年劣化が進行し、修繕計画に係る県と指定管理者との一層の連携が必要
県営住宅中部A (住宅課)			経年劣化が進行し、修繕計画に係る県と指定管理者との一層の連携が必要

施設名称	当該施設の指定管理の課題
県営住宅中部B (住宅課)	経年劣化が進行し、修繕計画に係る県と指定管理者との一層の連携が必要
県営住宅南部 (住宅課)	経年劣化が進行し、修繕計画に係る県と指定管理者との一層の連携が必要
県営住宅宮古 (住宅課)	経年劣化が進行し、修繕計画に係る県と指定管理者との一層の連携が必要
県営住宅八重山 (住宅課)	経年劣化が進行し、修繕計画に係る県と指定管理者との一層の連携が必要
名護青少年の家 (生涯学習振興課)	・老朽化に伴う修繕費負担の増加や、施設長寿命化に向けた改修等の必要性の検討 ・取支の改善
糸満青少年の家 (生涯学習振興課)	・老朽化に伴う修繕費負担の増加や、施設長寿命化に向けた改修等の必要性の検討 ・施設警備などの委託料の高騰。
石川青少年の家 (生涯学習振興課)	・石川岳登山利用者への対応等
玉城青少年の家 (生涯学習振興課)	・老朽化に伴う修繕費負担の増加や、施設長寿命化に向けた改築・改修等の必要性の検討。
宮古青少年の家 (生涯学習振興課)	・老朽化に伴う修繕費負担の増加や、施設長寿命化に向けた改築・改修等の必要性の検討。
石垣青少年の家 (生涯学習振興課)	・老朽化に伴う修繕費負担の増加や、施設長寿命化に向けた改築・改修等の必要性の検討。

(2) 指定管理者の調査票の集計結果

- ① 「年度計画書・収支計画書を作成したか」 すべて「はい」と回答
- | | | | |
|----------------|--------------|-----|-----|
| 「再委託の事前申請をしたか」 | 再委託の事前申請をしたか | はい | いいえ |
| 回答施設数 | 43施設 | 2施設 | |
- いいえ：石嶺児童園、宜野湾港マリーナ
- ② 「再委託の事前申請をしたか」 すべて「はい」と回答
- | | | | |
|------------------------|----------------------|-----|-----|
| 「危機管理行動計画・マニュアルを作成したか」 | 危機管理行動計画・マニュアルを作成したか | はい | いいえ |
| 回答施設数 | 44施設 | 1施設 | |
- いいえ：男女共同参画センター
- ③ 「緊急連絡体制を整備したか」 すべて「はい」と回答
- | | | | |
|---|------------|--|--|
| 「利用者の安全対策を図ったか」 | すべて「はい」と回答 | | |
| 主な内容：害虫・害獣防除、消防・防災訓練、保守点検、マニュアル整備、除草清掃、講習会、巡回、注意喚起、ネット設置、看護師配置、設備修繕、台風情報の掲載、高木伐採、工事の事前周知、照明追加 | | | |
- ④ 「施設等の安全対策を図ったか」：すべて「はい」と回答。
- | | | | | |
|-----------------------|---------------------|-----|-----|-----------|
| 「備品の整備、遊休備品の整理を報告したか」 | 備品の整備、遊休備品の整理を報告したか | はい | いいえ | 作成不要・備品無し |
| 回答施設数 | 32施設 | 6施設 | 7施設 | |
- いいえ：総合福祉センター、県民の森、空手会館、安座真・宇堅海浜公園、宜野湾港マリーナ
作成不要・備品無し：奥武山総合運動場、県営住宅（6地区）
- ⑤ 「備品の一覧表を作成したか」 すべて「はい」と回答
- | | | | | |
|-----------------|---------------|-----|-----|-----------|
| 「管理物品一覧表を作成したか」 | 管理物品一覧表を作成したか | はい | いいえ | 作成不要・備品無し |
| 回答施設数 | 32施設 | 6施設 | 7施設 | |
- いいえ：総合福祉センター、県民の森、空手会館、安座真・宇堅海浜公園、宜野湾港マリーナ
- ⑥ 「備品の整備、遊休備品の整理を報告したか」 すべて「はい」と回答。
- | | | | | |
|-----------------------|---------------------|------|-----|------|
| 「備品の整備、遊休備品の整理を報告したか」 | 備品の整備、遊休備品の整理を報告したか | はい | いいえ | 備品無し |
| 回答施設数 | 28施設 | 11施設 | 6施設 | |
- いいえ：ライフサイエンス研究センター、総合福祉センター、石嶺児童園、国際物流拠点那覇地区、コソボベンジョンセンター、奥武山総合運動場、空手会館、県民広場地下駐車場、安座真・宇堅海浜公園、宜野湾港マリーナ、名護青少年の家
- ⑦ 「備品の稼働状況の把握しているか」 すべて「はい」と回答
- | | | | | |
|---------------------|-------------------|------|-----|------|
| 「遊休資産、備品等の活用計画はあるか」 | 遊休資産、備品等の活用計画はあるか | はい | いいえ | 備品無し |
| 回答施設数 | 27施設 | 12施設 | 6施設 | |
- いいえ：平和創造の森公園、石嶺児童園、国際物流拠点那覇地区、コソボベンジョンセンター、奥武山総合運動場、空手会館、県民広場地下駐車場、安座真・宇堅海浜公園、石垣青少年の家の家
- ⑧ 「遊休資産、備品等の活用計画はあるか」 すべて「はい」と回答
- | | | | | |
|---------------------|-------------------|------|-----|------|
| 「遊休資産、備品等の活用計画はあるか」 | 遊休資産、備品等の活用計画はあるか | はい | いいえ | 備品無し |
| 回答施設数 | 5施設 | 40施設 | | |
- ある：平和創造の森公園、県民の森、宜野湾港マリーナ、石川・玉城・宮古・石垣青少年の家

⑪ 「月報、上半期、年報は期日までに提出したか」：すべて「はい」

⑫ 「連絡調整会議は開催したか」、

連絡調整会議は開催したか、	いいえ	1回	2～5回	6～12回	適宜・不明
回答施設数	11施設	17施設	6施設	9施設	2施設

いいえ：公文書館、総合福祉センター、石鹼児童園、平和の壁、国際物流拠点那覇地区、コンベンションセンター、万津陸梁館、安座真・宇堅海浜公園、西原与那原マリンパーク、与那原マリーナ

※下線は随時、連絡・報告・確認を実施

⑬ 「連絡調整会議の議題・開催方法等について課題があるか」

回答施設数	ある	ない
回答施設数	13施設	32施設

ある：平和創造の森公園、健康バイオ研究開発センター、博物館美術館、名護中央公園、浦添大公園、平和祈念公園、ベンナ公園、奥武山公園、中城公園、名護・石川・宮古・石垣青少年の家

内容：議題の焦点、開催時期、議事の進行、開催予定の設定、回数、専門部会の開催

⑭ 「所管課の指導はあったか」

所管課の指導はあったか	あつた	なかつた
回答施設数	30施設	15施設

なかつた：ライフサイエンス研究センター、石鹼原童園、平和の壁、県民の森、IT津梁パーク施設、情報通信センター、コンベンションセンター、萬国津梁館、博物館美術館、総合運動公園、海軍壕公園、首里城公園、奥武山公園、県営住宅宮古・八重山

⑮ 「職員の労働条件は適切だったか」：すべて「はい」

⑯ 「人件費総額はいくらですか」

人件費総額	施設数
～5,000,000	1施設
5,000,000～10,000,000	4施設
10,000,000～30,000,000	23施設
30,000,000～50,000,000	9施設
50,000,000～70,000,000	3施設
70,000,000～100,000,000	2施設
100,000,000～150,000,000	1施設
150,000,000～200,000,000	1施設
200,000,000～	1施設

※ 平和創造の森公園、博物館美術館、宇堅海浜公園にては常勤換算値が空白のため、非常勤職員数を当てはめた。

⑰ 「常勤職員数、非常勤職員数、常勤換算値」

全施設合計	常勤職員数	非常勤職員数	常勤換算値	合計職員数
平均値	418	420	314.2	732.2

※ 平和創造の森公園、博物館美術館、宇堅海浜公園にては常勤換算値が空白のため、非常勤職員数を当てはめた。

「平均報酬額（人件費総額÷合計職員数）の分布」

平均報酬額	施設数
～1,000,000	1施設
1,000,000～1,500,000	2施設
1,500,000～2,000,000	1施設
2,000,000～2,500,000	8施設
2,500,000～3,000,000	9施設
3,000,000～3,500,000	11施設
3,500,000～4,000,000	6施設
4,000,000～4,500,000	3施設
4,500,000～	4施設

「非常勤職員の雇用形態」

回答施設数	再委託先の選定方法	複数回答のため、合計値が施設数以上となる。
24施設	・アリバイト 7施設	12施設

「再委託先の選定方法」

回答施設数	再委託先の選定方法	複数回答のため、合計値が施設数以上となる。
9施設	・アリバイト 8施設	19施設

⑲

「再委託の選定方法」

回答施設数	再委託先の選定方法	複数回答のため、合計値が施設数以上となる。
7施設	・アリバイト 7施設	19施設

⑳

「委託内容と金額」

回答施設数	委託内容	複数回答のため、合計値が施設数以上となる。
13施設	警備 機械警備 滑溜・衛生 設備保守 管理 消火設備 点検 38施設	28施設

「委託内容と金額」

回答施設数	委託費総額	複数回答のため、合計値が施設数以上となる。
2施設	～2,000,000 5,000,000～10,000,000	28施設

㉑

「外部委託について課題はあるか」

回答施設数	外部委託について課題はあるか、	ある	ない
28施設	男女共同参画センター、平和祈念公園、浦添大公園、萬国津梁館、博物館美術館、名護中央公園、平和の壁、男女共同参画センター、県民の森、城公園、奥武山公園、八重山の家	17施設	11施設

ある：平和創造の森公園、総合福祉センター、平和の壁、男女共同参画センター、県民の森、城公園、奥武山公園、八重山の家
内容：契約金額の変動、委託費の増・高騰、入札参加が少ない、入札不調、設置会社限定、業者選定、業者スタッフの定着率・スキル向上、委託予算額が少なく見積り提出業者が少ない、

①	「苦情対応の実績」	苦情対応の実績はあるか 回答施設数	ある 39施設	ない 6施設	（はい、いいえ）
	ない：石嶺児童園、健康新バイオ研究開発センター、ハイオ産業振興センター、万国津梁館、空手会館、名護中央公園	いいえ：石嶺児童園、平和の礎、情報通信センター、万国津梁館、空手会館、西原与那原マリーナパーク、与那原マリーナ、名護中央公園、平和祈念公園、バンナ公園、首里城公園、中城公園			
内容：資料がない、対応が遅い、機器の操作方法・故障、トイレ清掃、受付・案内の不在、接客対応、駐車場、雨天時の床滑り、交通安全対策、利便性の向上、貸出用品の運搬・組立、監視カメラの設置、設備の不具合・故障、無料巡回バス、植栽管理、ハブ・害虫対策、案内表示、喫煙所の移動、住民トラブル、ベット苦情、建物老朽化、共益費滞納、アメニティの充実、食事への要望、量の表替え、網戸の修理					
②	「アンケート結果や苦情をサービス向上に反映させたか」	アンケート・苦情をサービス向上に反映させたか 回答施設数	はい、 43施設	いいえ・無回答 2施設	（はい、いいえ）
	いいえ：空手会館、無回答：石嶺児童園				
内容：職員研修の実施、操作説明書の設置、可動のテーブル・ベンチを設置、張り紙設置、丁寧な接客対応、園内案内板の増設、設備更新（ウォシュレット、ガスコンロ）、トイレ・会議室リニューアル、清掃実施、収容設置、目安箱設置、遮光、交通安全協力依頼、雨天時の注意喚起、金袋設置、会議室用プロジェクターの購入、県や市へ情報共有、公共交通機関利用の促進、映像、画像等を利用し、視察対応時のCS向上、供用時間変更、県の協力で修繕、固定メントの設置、防犯カメラの設置、石けん、紙の補充、トレーニングジムにクラブ一設置、喫煙場所の移動、巡回清掃回数増、各種教室やサークルイベントを実施、IP充実、目的外駐車の取り締まり対応、のぼり設置、団地自糾会との情報共有、取締強化・定期巡回・コンクリート剥離散乱防止ネット設置・自糾会等連絡、職員間情報共有、登山道等の危険箇所の対応、ドアの修繕、入室前における部屋の清掃及び換気。障子張り換え					
③	「類似施設との情報共有をしたか」	類似施設との情報共有をしたか 回答施設数	した 41施設	しなかつた 4施設	（はい、いいえ）
	しなかつた：総合福祉センター、情報通信センター、博物館美術館、宇堅浜海浜公園				
④	「運用委員会による検証は十分か」	運用委員会による検証は十分か 回答施設数	はい、 43施設	いいえ 2施設	（はい、いいえ）
	いいえ：万国津梁館、博物館美術館				
⑤	「修繕計画に沿った修繕はできたか」	修繕計画に沿った修繕はできたか 回答施設数	できた 38施設	できなかつた 7施設	（はい、いいえ）
	いいえ：石嶺児童園、平和の礎、博物館美術館、宜野湾港マリーナ、平和祈念公園、奥武山公園、県営住宅宮古				
⑥	「高額修繕の協議をしたか」	高額修繕の協議をしたか 回答施設数	はい、 39施設	いいえ 6施設	（はい、いいえ）
	いいえ：情報通信センター、空手会館、与那原マリーナ、バンナ公園、首里城公園、中城公園				
⑦	「修繕の限度額・修繕計画について協議をしたか」	修繕の限度額・修繕計画について協議をしたか 回答施設数	はい、 32施設	ない 13施設	（はい、いいえ）
	いいえ：石嶺児童園、平和の礎、情報通信センター、万国津梁館、空手会館、西原与那原マリーナパーク、与那原マリーナ、名護中央公園、平和祈念公園、バンナ公園、首里城公園、中城公園				
⑧	「指定管理期間は妥当と考えるか」	指定管理期間は妥当と考えるか 回答施設数	はい、 28施設	いいえ 17施設	（はい、いいえ）
	いいえ：公文書館、ライフサイエンス研究センター、石嶺児童園、平和の礎、健康ハイオ研究所センターエ、博物館美術館、奥武山総合運動場、空手会館、県民広場地下駐車場、西原与那原マリンパーク、与那原マリーナ、総合運動公園、平和祈念公園、首里城公園、奥武山公園、中城公園、玉城青少年の家				
⑨	「望ましい指定管理期間」	5年 回答施設数	5～10年 15施設	10年以上 1施設	（はい、いいえ）
	望ましい指定管理期間 回答施設数	5年 15施設	5～10年 1施設	10年以上 1施設	（はい、いいえ）
⑩	「指定管理料の改定について協議したか」	指定管理料の改定について協議したか 回答施設数	（はい、いいえ）	19施設 26施設	（はい、いいえ）
	はい：公文書館、ライフサイエンス研究センター、県民の森、健康ハイオ研究所センターエ、バイオ産業振興センター、国際物流拠点那那地区、IT津梁バージ施設、博物館美術館、奥武山総合運動場、県民広場地下駐車場、名護中央公園、総合運動公園、平和祈念公園、バンナ公園、奥武山公園、中城公園、玉城青少年の家				
⑪	「指定管理の状況について自己評価」	指定管理の状況について自己評価 施設名称	（はい、いいえ）	指定期間の状況については取組が評価できる。 次の状況又は取組が評価できる。 閲覧申請された資料数の大幅増。利用者満足度の高水準での維持。余剰金を活用したデジタル化の促進。	（はい、いいえ）
	ライフサイエンス研究センター 平和創造の森公園	ライフサイエンス研究センター 総合福祉センター	研究室の入居率が順調に増加し、入居企業の満足度も高いことから、概ね適切に管理運営が行えていると考える。 年間利用者大幅増加	自主事業の赤字体質改善の必要性 施設利用者に対する手続基盤の充実を図り、必要な修繕・備品購入を行い、適切な施設維持管理を行うことができた。	（はい、いいえ）
⑫	「清掃維持管理業務は、事業計画に基づき清掃スタッフ及び警備員と連携を取りながら、利用者が安全快適に施設を利用できるよう努めた。また、公園以外の施設の管理受託等と緊密な連携を取りつつ経費節減に取り組んだ。	石嶺児童園	子ども達へきめ細やかな内容の支援充実を図り、高校受験生7名に対して園内塾の継続、職業指導員、寮職員での面談の支援を力を入れて行った。結果、全員合格となつたことで、本人、他の子ども達への自信にも繋がった。	（はい、いいえ）	
⑬	「積極的に自主事業を行い、園城としてのマイナスイメージを払拭して来園者の大幅増を図った。	平和の礎	（はい、いいえ）	（はい、いいえ）	（はい、いいえ）

施設名称		指定管理の状況について自己評価
万国津梁館		看上の目標達成 移動率、件数の増 自主事業参加人数の大幅増、実績増 施設利用催事のリピート率向上 セールス強化（訪問＆視察対応件数増） 職員の入材育成強化 顧客満足度向上
博物館美術館		利用者（特に博常設、コレ）は毎年大幅に増加して おり県民の利用が増えている。 県外、海外の利用者も着実に増加しており、サービスの質も向上している。
奥武山総合運動場		九州大会、全国大会、国際大会規模のイベントや大会 が増え、多種多様な要望（土足入場、開館時間や休場 日の開館）等に最大限に応えることができた。専用利用者と一般利用者のバランスを上手くコントロールでき た。予定していた金額よりも修繕を実施する事がで きた。
空手会館		・国内外からの利用者の誘致拡大に努め、道場施設 展示施設利用合計が66,730名と好調に推移した。 平成22年度から平成29年度にかけて指定管理者とし て、売上高を30%増加させることができました。沖縄県 への納付金の額も78,996千円と大幅に増えています。 これも、沖縄県と共に改善活動をしながら指定管理者 の経営努力と考えています。今後とも利用者に安全で 使いやすい駐車場を目指して運営いたします。
県民広場地下駐車場		
安座真海滨公園		台風等の大きな影響もなく安定した管理運営を行 うことができた。 老朽化に伴う施設設備に対し、県側の協力もいただき 改善することができた。
宇堅海滨公園		水難救助資格保有者を監視リーダーとし水難事故が 起きないよう力を入れている。
宜野湾港マリーナ		3年が経過し、年間の流れや施設の問題点等が明確に つかめたので、今後はさらなる施設の美化や、利用者 の利便性向上、観光に資する施設にしなければなら ない。自主事業をもっと充実させたいが、人材の確保が スマーズにいくつもない。
西原与那原マリーナパーク		ビーチサッカーフィールドなど誘致 年間利用者80万人超え 自主事業も好調である
与那原マリーナ		第1回目の指定管理としては順当と自負している
名護中央公園		・名護城公園の認知度を上げ、年々利用者が増えてい る。 ・芝、草刈は、仕様書以上の作業を行っている。
総合運動公園		トレーニングジムは、器具の入替や、有資格者を配置 している事で、利用者の増加に繋がっている、また高 齢者も増えている事から正しい器具の使用方法や、効 果が期待される知識等の講座をジムで定期的に開催す る事で利用満足度も向上している。 平成29年度は大型遊具の開放もあり、来園者の増加に

施設名称		指定管理の状況について自己評価
男女共同参画センター		①指定管理受託後大幅な稼働率アップ（目標55%⇒69%）を達成した。 ②利用者アンケート自由意見欄で要望があつた事項に 対してしつかり対応した（ロビーへのクーラー設置の 要望等→県予算措置、その他） ③登録団体を増やし、利用が少なかつたふれあいサロンを活性化。女性団体の活動拠点化に貢献した。 ④施設美化化。女性団体の活動拠点み、草花溢れる中庭、気 持ちよく利用できる施設実現に貢献できた。 計画以上の修繕を実施
健康バイオ研究開発センター		入居企業からアンケートの結果、施設設備の管理 等について毎年高い満足度が得られている。 外部利用者においても、利用者の増加による収入増 となつており、これまでの広報活動における成果が少 しずつ出てきていると考える。 自主事業においては、今後受託メニューを増やし新規 利用者獲得に努めたい。
バイオ産業振興センター		毎年、利用者を対象にアンケート調査を実施している が、利用者の満足度は開所以来毎年度高い状態が続い ている。利用者目線にたったサービスを提供できてい る結果だと考える。今後も、現状に甘んずる事無く、 常に利用者目線にたった質の高いサービスの提供を心 がけていく。
国際物流拠点那覇地区		平成19年4月から指定管理者として、当施設の運営及 び維持管理に努めてきました。その後、その間の経験を事業運 営に反映し、入居企業の皆さん方が安心安全にお仕事事が 出来るよう常に創意工夫を重ね組織を上げて業務を進 めてきました。その結果、入居企業からのアンケート で施設運営について高評価を頂きました。
IT津梁バーカ施設		基本協定に基づく譲業権（使用料の徴収、施設維持管 理業務、使用許可手続に関する業務他5項目）を適切に 実施すると共に、入居企業とのコミュニケーションを 図るためのイベント等（新春餅つき大会、親睦懇親会、 講習会等）を数多く実施し、高い評価を受けたり 受けおり、入居企業及び県主導課との信頼関係が構築 されているものと自負している。
情報通信センター		入居企業アンケートのすべての項目において、「満 足」、「やや満足」と一定の評価を得ている。今後も 入居企業の利便性向上のため、より安全で快適な施設 を運営していく。
コンベンションセンター		①OCCだけでなくOCCを中心としたエリア連絡会議を 定期的に開催し、MICE誘致・受入を一体となつて行っ ている。 ②築30年で経年劣化によるハード面の老朽化はあるも のの、施設の清掃や植栽、施設・舞台設備などの管 理が行き届いている。（利用者からも評価あり） ③利用者のニーズを踏まえたワンストップサービスの 充実を図った。 ④事務所と委託業者との連携により安全管理が徹底さ れ事故や事件もなく、安心・安全が保たれている。

施設名		指定管理の状況について自己評価	指定管理の状況について自己評価
県営住宅中部B	協定書に基づき業務遂行ができた。今後も居住者との信頼関係を築き組織体制を構築し業務に取り組む。	協定書に基づき業務遂行ができた。今後も居住者との信頼関係を築き、組織体制を構築し業務に取り組む。	協定書に基づき業務遂行ができた。今後も居住者との信頼関係を築き、組織体制を構築し業務に取り組む。
県営住宅南部			
県営住宅宮古	・マニエアルに沿つて整然各担当が対応できている。修繕に関しては自社開発の八居者デル・クレーム対応（サンクスコール）システムが稼働できており、職員全員で情報共有しスピードイーに対応できている。	・マニエアルに沿つて整然各担当が対応できている。修繕に関しては自社開発の八居者デル・クレーム対応（サンクスコール）システムが稼働できており、職員全員で情報共有しスピードイーに対応できている。	・マニエアルに沿つて整然各担当が対応できている。修繕に関しては自社開発の八居者デル・クレーム対応（サンクスコール）システムが稼働できており、職員全員で情報共有しスピードイーに対応できている。
県営住宅八重山	・独自の管理体制を活用しスピード対応できている。 ・経験あるスタッフがいるので適切に居住者対応できている。	・独自の管理体制を活用しスピード対応できている。 ・経験あるスタッフがいるので適切に居住者対応できている。	・独自の管理体制を活用しスピード対応できている。 ・経験あるスタッフがいるので適切に居住者対応できている。
名護青少年の家	利用者の増（前年比1%増を目標）	開所日数の増 時間のノウハウを生かした自主事業内容の充実	利用者の増（前年比1%増を目標）
糸満青少年の家	①前年度を上回る修繕増、委託料増 ②利用者からいい評価をいたしている ③地域住民、隣接施設といい関係が築けている。	①前年度を上回る修繕増、委託料増 ②利用者からいい評価をいたしている ③地域住民、隣接施設といい関係が築けている。	①前年度を上回る修繕増、委託料増 ②利用者からいい評価をいたしている ③地域住民、隣接施設といい関係が築けている。
石川青少年の家	利用者増加	自主・主催事業がスマーズについている	利用者増加
玉城青少年の家	主催、自主事業とも利用者アンケートの結果から96%が非常に良い、又は良いとの好評を得ており、指定管理の目的に沿つた管理運営がなされているものと思われる。	主催事業と共にノウハウを生かした自主事業内容の充実	主催、自主事業とも利用者アンケートの結果から96%が非常に良い、又は良いとの好評を得ており、指定管理の目的に沿つた管理運営がなされているものと思われる。
宮古青少年の家	概ね「良い」評価を得ている。事業実施に当たっては安全面、衛生面を重視し看護師を配置し、けがや事故無く終了できただことが評価出来る。	開所日数の増 主催事業、自主事業が好調である	概ね「良い」評価を得ている。事業実施に当たっては安全面、衛生面を重視し看護師を配置し、けがや事故無く終了できただことが評価出来る。
石垣青少年の家	利害関係の大幅増 開所日数の増 主催事業、自主事業が好調である 計画以上の修繕を実施している	利用者増加	利用者増加

④ 「指定管理について課題」

施設名		指定管理について課題
浦添大公園	・年々利用者が増えている。 ・芝、草刈は、仕様書以上作業を行っている ・公園の開園時間9:00からですが、早目に開園を行っている	計画以上の修繕を実施
海軍壕公園		
平和祈念公園	清掃維持管理業務は、事業計画に基づき清掃スタッフ及び警備員と連携を取りながら、利用者が安全快適に施設を利用できるよう努めた。また、公以外の施設の管理受託等と緊密な連携を取りつつ経費節減に取り組んだ。	清掃維持管理業務は、事業計画に基づき清掃スタッフ及び警備員と連携を取りながら、利用者が安全快適に施設を利用できるよう努めた。また、公以外の施設の管理受託等と緊密な連携を取りつつ経費節減に取り組んだ。
パンナ公園	・多様化する公園利用に対応したイベントや自主事業を実施し利用促進や活性化に繋げた。 ・保守点検と運動した維持管理や安全管理を徹底し、安心して利用できる環境提供に努めた。	清掃維持管理業務は、事業計画どおり進めることで良好に実施することができた。修繕についても、優先順位を定め計画どおり進めることで良好に実施することができた。また、防犯・防災対策としてマニエアル等を整備し体制整えた他、火災、地震、テロ訓練を実施し、利用者が安全・安心・快適に公園を利用する環境づくりを行うことができた。
首里城公園	維持管理業務：概ね良好に実施することができた。修繕についても、優先順位を定め計画どおり進めることで良好に実施することができた。また、防犯・防災対策としてマニエアル等を整備し体制整えた他、火災、地震、テロ訓練を実施し、利用者が安全・安心・快適に公園を利用する環境づくりを行うことができた。	運営業務・自主事業：概ね良好に実施された。効果的な広報と魅力的な展示やイベントを開催して、入園者の増加に取り組みたい。
奥武山公園	・公園部分における、予期していない不可抗力（高圧ケーブルの破損）が連續で発生したが、緊急対応で迅速に被害を最小に抑えられ、緊急的ハザードにも充分な対応が出来たと思います。	公園部分における、予期していない不可抗力（高圧ケーブルの破損）が連續で発生したが、緊急対応で迅速に被害を最小に抑えられ、緊急的ハザードにも充分な対応が出来たと思います。
中城公園	・年々利用者が増加している。 ・広場、園路沿いの草刈並びに施設の安全管理は仕様書以上の作業をしている。利用者に喜ばれています。 ・芝生アートを作成し、利用者に喜ばれています。 ・毎月ニュースレターを作成、利用者に喜ばれています。	協定書に基づき、業務遂行ができた。今後も居住者との信頼関係を築き、組織体制を構築し業務に取り組む。
県営住宅北部		
県営住宅中部A	協定書に基づき業務遂行ができた。今後も居住者との信頼関係を築き、組織体制を構築し業務に取り組む。	協定書に基づき業務遂行ができた。今後も居住者との信頼関係を築き、組織体制を構築し業務に取り組む。

施設名称		指定管理について課題	指定管理における施設稼働率向上
万国津梁館	・経年劣化による修繕の増加に加え、人件費や委託費が増えていることから、指定管理料や利用料の見直しを図る必要がある。 ・高額修繕の早期対応。 ・センター入居団体職員の通勤自家用車の駐車場不足。	夏季の催事開催期間における施設稼働率向上 更なる利用催事のリピート率向上	
博物館美術館	指定管理期間については、子どもも達への継続した支援が必要なため、今後検討が必要と思われる。 最低賃金引き上げ等による人件費増及び委託費の嵩騰等に向けた予算確保。	仕様書どおり運営した場合の必要経費が十分に見積もられない。 当初、県が見込んだほど観覧料収入はあがらないことが分かっているのに指定管理料の見直しがない。	
奥武山総合運動場	事業の自由度の拡大。	・指定管理期間が短いためPDCAサイクルが困難。 ・利用者ニーズに対して設置・管理に関する条例が追いついていない。 ・最低賃金上昇、近隣企業の入会費高騰に伴う委託料・人件費の増。雇用の不安定。	
空手会館	・収益拡大	施上額で計算される剩余納付金の制度。 人件費、修繕費、光熱水費の増加による収益悪化。	
県民広場地下駐車場	・マンパワー不足	大規模修繕についての主管課との調整。 修繕費の1件の金額でのリスク分担だけでなく、年間総額での指定管理者としてのリスク分担も必要。	
安座真海浜公園	・自主事業の集客	指定管理期間の延長による投資リスクの軽減。 安全確保のため、監視員を配置し委託を行っているが高額の支出しとなる。天気の影響により収入が左右され、収支バランスの安定化が課題。	
宇野真海浜公園	・施設の老朽化による修繕料の増	オフシーズンの利用者数の増加につながる新たな事業の検討など。	
宜野湾港マリーナ	○施設も14年を経過しており、既設の設備等の劣化、更新等が必要になってきていることから、費用等の確保が課題となる。 ○指定管理期間における更新がある為、指定管理者が変わった際の人材の流出、期限がある等の人材固定化が難しく、施設の熟成度に対しての課題があると考える。	宜野湾港マリーナの課題としては、海上の係留施設の老朽化と、電気水道代の徴収があり、契約艇が増えれば増えるほど、電気水道代が増大し、指定管理料への負担が大きくなる矛盾が生じています。電気水道代も30年前の料金設定がそのままです。	
西原与那原マリーナ	バイオ関連の施設であるため、入居スペースに水回りや水回り設備が必要になる。しかし、現状、水回りが整備されている部屋は約半数となつており、残りの半数は整備されていない状況である。	併用開始から12年経過、施設設備の老朽化(シャワー・防護柵・ナイター照明など)	
与那原マリーナ	利用者のニーズは水回りが整備されている研究室にあります。①アンケートからも構内の安全運転の徹底及び歩行者の安全確保について要望があり、これまで改善対策を講じてきましたが、さらなる安全対策を推進して参りました。	海上係留は順調だが、陸置場の収容が課題。観光関連の外国籍(主に台灣籍)が増えてきたことからも、観光業界との連携が必要と考える。	
名護中央公園	①施設設備が老朽化しており、維持管理にておこります。 ②アンケートからも構内の安全運転の徹底及び歩行者の安全確保について要望があり、これまで改善対策を講じてきましたが、さらなる安全対策を推進して参りました。	・最低賃金上昇に伴う委託料・人件費の増。 ・期限が決められているため安定雇用が出来ない。	
総合運動公園	今後は、建物が老朽化していくことに伴い設備等(空調、入退室管理システム、監視カメラ、自己発電機等)の不具合が発生していくことが想定される。そのため、県主導課と中長期修繕計画を調整し必要な予算措置が重要である。	自立事業は、レクリエーションゾーンアーバンパーク、レストラン「花」の1階にあるバー、他1箇所の直営を見込んで計画したが、現委託者との折り合いがつかず、平成29年度は断念した。	
IT津梁パーク施設	使用電力量の急激な増加に伴う対応	平成30年度は、レストラン「花」の1階にあるバーを再開し、稼働率アップに努め収入増を図りたい。	
情報通信センター	コソボンショナリーセンター	南エリアの大規模遊具解体に伴い、来園者数も年々増加傾向にあるが、南エリアの駐車場が不足し毎週混雑している状況である。	

施設名称	指定管理について課題
総合福祉センター	・経年劣化による修繕の増加に加え、人件費や委託費が増えていることから、指定管理料や利用料の見直しを図る必要がある。
平和の礎	・センター入居団体職員の通勤自家用車の駐車場不足。
石嶺児童園	指定管理期間については、子どもも達への継続した支援が必要なため、今後検討が必要と思われる。
男女共同参画センター	最低賃金引き上げ等による人件費増及び委託費の嵩騰等に向けた予算確保。 施設の経年劣化への対応。
県民の森	事業の老朽化による修繕料の増
健康バイオ研究開発センター	○施設も14年を経過しており、既設の設備等の劣化、更新等が必要になってきていることから、費用等の確保が課題となる。 ○指定管理期間における更新がある為、指定管理者が変わった際の人材の流出、期限がある等の人材固定化が難しく、施設の熟成度に対しての課題があると考える。
バイオ産業振興センター	バイオ関連の施設であるため、入居スペースに水回りや水回り設備が必要になる。しかし、現状、水回りが整備されている部屋は約半数となつており、残りの半数は整備されていない状況である。
国際物流拠点那覇地区	利用者のニーズは水回りが整備されている研究室にあります。①アンケートからも構内の安全運転の徹底及び歩行者の安全確保について要望があり、これまで改善対策を講じてきましたが、さらなる安全対策を推進して参りました。
IT津梁パーク施設	今後は、建物が老朽化していくことに伴い設備等(空調、入退室管理システム、監視カメラ、自己発電機等)の不具合が発生していくことが想定される。そのため、県主導課と中長期修繕計画を調整し必要な予算措置が重要である。
情報通信センター	指定管理が有期であるため、将来案件の利用者に対しての対応が懸念される。 ※利用者との信頼関係の構築や継続管理することで施設設備等の状況や管理ノウハウが蓄積される

施設名	指定管理について課題	指定管理について課題
糸瀬青少年の家	夏場はレクリエーションホールの開放もあり、お客様からのクレームも多い。その対策として、南エリアに駐車できない来園者に対し、中央口から南エリアまで園内無料循環バス（シャトルバス）を運行し送迎している。	①委託料の増加。理由は法改正に伴い、貯湯槽清掃及び貯湯水水质検査、防火設備定期点検業務を新たに業務委託。 ②施設の老朽化に伴い修繕料が増加傾向にある。利用者の満足度に影響を与えることも考えられる。
石川青少年の家	施設・道具の老朽化による修繕費の増加。 (遊具の大規模修繕・施設の空調設備・衛生設備の修繕費等の増)	研修室や倉庫・体育館の補修工事の要請 トイレ等の施設等の補修工事 登山者のマナーが悪くなっている。外国人登山者とのコミュニケーションがうまくとれていらない。
玉城青少年の家	最低賃金引き上げ等による人件費増及び委託費の高騰等に向けた予算確保。	指定管理の期間が5か年であることから、職員の身分が不安定である。このことから、職員の確保に課題が残る。
宮古青少年の家	施設の老朽化による、修繕費の増、高額備品の補充等。	
石垣青少年の家	開所日数の増、利用者増に伴う人件費負担の増	施設・設備の老朽化による維持管理費の増

施設名	指定管理について課題	指定管理について課題
浦添大公園	最低賃金上昇による委託料・人件費の増加。 利用者（観光客）増、新施設設置に伴う人員の増員。	施設・遊具の老朽化による修繕費の増加。 (遊具の大規模修繕・施設の空調設備・衛生設備の修繕費等の増)
海軍壕公園	最低賃金上昇による人件費増及び委託費の高騰等に向けた予算確保。	最低賃金上昇による修繕料・人件費の増。
パンナ公園	施設の老朽化による修繕費の増加。 国内外観光入城客増加による施設維持管理費負担増。	施設の老朽化による、修繕費の増、高額備品の補充等。
首里城公園	クルーズや修学旅行の団体が集中する際、周辺道路の渋滞や駐車場不足の声があることから、駐車場利用の平準化対策といった課題がある。	また、利用者の増とともに増える費用を抑さえなる工夫が必要である。
奥武山公園	更に、老朽化している施設の修繕については、優先順位を決めて実施するとともに、満足度を下げずには費用を抑え、事業収支をプラスに近づけることが課題。	最低賃金上昇、近隣企業の人件費高騰に伴う委託料・人件費増。雇用の不安定。
中城公園	最低賃金上昇に伴う委託料・人件費の増加。 利用者、特に外国人観光客の増加に伴う安全管理。	新規供用開始に伴う人員の増員。
県営住宅中部 A	老朽化している団地が多く、今後ますます経年劣化が進んでいくことから、緊急修繕、計画修繕など適切に修繕を図っていく必要がある。	老朽化している団地が多く、今後ますます経年劣化が進んでいくことから、緊急修繕、計画修繕など適切に修繕を図っていく必要がある。
県営住宅中部 B	老朽化している団地が多く、今後ますます経年劣化が進んでいくことから、緊急修繕、計画修繕など適切に修繕を図っていく必要がある。	老朽化している団地が多く、今後ますます経年劣化が進んでいくことから、緊急修繕、計画修繕など適切に修繕を図っていく必要がある。
県営住宅南部	老朽化している団地が多く、今後ますます経年劣化が進んでいくことから、緊急修繕、計画修繕など適切に修繕を図っていく必要がある。	老朽化している団地が多く、今後ますます経年劣化が進んでいくことから、緊急修繕、計画修繕など適切に修繕を図っていく必要がある。
県営住宅宮古	消防管理要領に基づき、1棟の居住者が50人以上上の県営住宅に防火管理者を設置することとなつていて、入居者が防火管理者として協力して協力していただくことは厳しい。	消防管理要領に基づき、1棟の居住者が50人以上上の県営住宅に防火管理者を設置することがなつていて、入居者が防火管理者として協力して協力していただくことは厳しい。
県営住宅八重山	材料費が年々値上がりしている為、指定業者から修繕車両の見直しの声があつてている。	材料費が年々値上がりしている為、指定業者から修繕車両の見直しの声があつていている。
名護青少年の家	利用者増に伴う委託料・人件費の増（清掃委託費の増、アルバイト等の増）、人材確保	利用者増に伴う委託料・人件費の増（清掃委託費の増、アルバイト等の増）、人材確保

(3) 所管課への追加調査結果

(4) 指定管理者への追加調査結果

- ① 「債務負担行為の設定及び期間」 (47施設対象)
- | | | | | |
|--------------|------|-----|-----|------|
| 債務負担行為の設定と期間 | 3年 | 4年 | 5年 | 必要ない |
| 回答施設数 | 37施設 | 1施設 | 5施設 | 4施設 |
- ※必要ない：県民広場地下駐車場、安座真・宇摩海浜公園、西原与那原マリンパーク
4施設は指定管理料の無い独立保算型のため賃貸負担が不要。
債務負担行為の設定が必要な施設については、適切に設定されている。

② 「選考結果の公表状況」 (47施設対象)

選考結果の公表期間	半年	半年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年	不明
未満	1年	2年	3年	4年	5年	以上	
回答施設数	14施設	2施設	7施設	4施設	7施設	7施設	6施設

※公開の終期が不明で、調査時点でのものには、調査時点までの公開とした。
公表期間が最短2週間、最長：期限設定無し。

公表のファイル形式に配慮が必要なもの：住宅課（6施設）

③ 「運用委員会開催日」 (検証結果を7月末提出)

運用委員会の開催日	7月末まで	8月中	9月中	10月中
回答施設数	18施設	21施設	5施設	1施設

8月開催：総務私学課、道路管理課、海岸防災課、港湾課、都市計画・モノレール課、住宅課
9月開催：青少年・子ども家庭課、平和優護・男女参画課、情報産業振興課、文化振興課
10月開催：空手振興課

④ 「ミニターリング実施結果の提出日と資料」 (提出期限：翌年度7月末)

提出した資料	モニタリングシート	モニタリングによる検証結果	労働条件による検証結果	主担当者	主担当者	微取
提出時期	15施設	15施設	13施設	9	15施設	13施設
7月提出	15施設	15施設	15施設	9	15施設	13施設
8月提出	15施設	15施設	9施設	9	9施設	8施設
9月提出	9施設	9施設	5施設	5	5施設	3施設
10月提出	5施設	5施設	1施設	1	1施設	1施設
11月提出	1施設	1施設	1施設	—	—	—

※下線：7月提出のうち6施設は運用委員会の開催前に提出。よって期限内は9施設。
資料不足で期限内に提出：道路管理課、海岸防災課、港湾課
8月提出：科学技術振興課、都市計画・モノレール課、生涯学習振興課
9月提出：青少年・子ども家庭課、情報産業振興課、住宅課
10月提出：総務私学課、MICE推進課、文化振興課、空手振興課
11月提出：平和優護・男女参画課

- ⑤ 「実施結果の公表日と資料」 (締め切り指定無し)
- | | | | | | |
|--------|-----------|--------------|-------------|------|------|
| 公表した資料 | モニタリングシート | 運用委員会による検証結果 | 労働条件による検証結果 | 主担当者 | 微取 |
| 公表時期 | 7月公表 | 4施設 | 4施設 | 2施設 | フロー図 |
| | 8月～9月公表 | 26施設 | 26施設 | 25施設 | — |
| | 10月以降公表 | 15施設 | 15施設 | 13施設 | 9施設 |
- ※下線 検証結果の公表が無い施設：石垣児童園（青少年・子ども家庭課）
公表に関する回答と公表状況に相違がある：平和創造の森公園（環境再生課）、県民広場
地下駐車場（道路管理課）、海軍壕公園、ハンナ公園、中城公園（都市計画・モノレール課）

⑥ 「消防訓練の報告」

所轄消防署への報告	している	していない	必要ない
回答施設数	30施設	7施設	8施設

報告していない：マリンパーク、与那原マリーナ、名護中央公園、総合運動公園、平和
祈念公園、県営住宅宮古、八重山

(3) 所管課への追加調査結果

- ① 防火対象物の有無、用途
- | | | | |
|----------|------|-------|---------|
| 防火対象物 | 特定用途 | 非特定用途 | どちらでもない |
| 防火管理者が必要 | 14施設 | 23施設 | — |
| 防火管理者が不要 | 1施設 | 3施設 | 4施設 |
- 用途が変更になっているが届出されていない：2施設（国際物流拠点那覇地区、平和祈念公園）
新規建物の届出がされていない：1施設（名護中央公園）

② 防火管理者の選任・届出

防火管理者の選任・届出	している	していない	必要ない
回答施設数	34施設	3施設	8施設

実施していない施設：名護中央公園、県営住宅宮古・八重山
義務は無いが実施している施設：海軍壕公園（計画、点検、訓練）

- ③ 消防計画の策定、届出
- | | | | |
|------------|------|-------|------|
| 消防計画の策定・届出 | している | していない | 必要ない |
| 回答施設数 | 33施設 | 4施設 | 8施設 |
- 実施していない施設：与那原マリーナ、名護中央公園、県営住宅宮古・八重山

- ④ 消防設備点検の要否、届出
- | | | | |
|-----------|------|-------|------|
| 消防設備点検の実施 | している | していない | 必要ない |
| 回答施設数 | 34施設 | 3施設 | 8施設 |
- 実施していない施設：与那原マリーナ、名護中央公園、平和祈念公園

- ⑤ 消防設備点検の要否、回数
- | | | | |
|-----------|------|-------|------|
| 消防設備点検の届出 | している | していない | 必要ない |
| 回答施設数 | 34施設 | 3施設 | 8施設 |
- 届出していない施設：与那原マリーナ、名護中央公園、平和祈念公園
※ 特定用途防火対象物は毎年報告が必要
非特定用途防火対象物は3年に1回の報告が必要
非特定用除外施設
- 実施していない施設：与那原マリーナ、名護中央公園、平和祈念公園

- ⑥ 消防訓練の要否、回数
- | | | | | |
|---------|------|------|-------|------|
| 消防要否、回数 | 1回 | 2回以上 | していない | 必要ない |
| 回答施設数 | 18施設 | 12施設 | 3施設 | 3施設 |
- 実施回数が不足：空手会館、宜野湾港マリーナ
実施回数が不足：空手会館、宜野湾港マリーナ

2 沖縄県ホームページの調査結果

3 協定書の調査結果

- (1) 選定評価基準及び結果の公表状況
確認時点（平成30年10月）で18施設しか確認できなかつた。また、平成29年度に選定した13施設のうち7施設で確認できない状況であった。
- (2) モニタリング実施結果の公表
導入施設所管課及び総務部行政管理課ホームページにおいて確認時点で6施設の一部又は全部分の実施結果が確認できなかつた。

モニタリング実施結果公表内容		モニタリング 確認できた 確認できない・不十分	運用委員会による検証結果 シート	労働条件 自主点検表 39施設 6施設	料金徴収 フロー図 43施設	11施設
すべて確認できない：平和授護・男女参画課（平和の健） 一部が確認できない：青少年・子ども家庭課（石嶺児童園）、道路管理課（県民広場地下駐車場）、都市計画・モノレール課（海軍壕公園、ハーナ公園、中城公園）						

(1) 協定事項（運用方針第5の4の2）

事項	具体的な内容
基本的事項	施設の名称、所在地、指定期間
業務に関する事項	使用許可等権限の代行
事業計画に関する事項	差別的取扱いの禁止（公平、公正な施設管理）、サービスの内容と質、必要な体制、施設の改修、物品等の帰属、全部委託の禁止
利用料金に関する事項	利用料金の項目、帰属先、減免、県が使用する場合の取扱
事業報告に関する事項	報告すべき内容、提出期限、財務諸表の提出
県が支払うべき管理費用に関する事項	支払額及び支払い方法、徴収の実績を管理費用に反映させる場合の算定方法、リスクに係る追加的支出の分担
指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項	指定の取消し及び管理業務の停止による自主的改善、是正勧告、指定の取消、損害賠償責任保険等の加入に関する事項
安全管理に関する事項	利用者、住民の安全確保
損害賠償責任保険等の加入に関する事項	損害賠償責任保険等の加入に関する事項
その他	不可抗力発生時の対応、個人情報保護、業務の引継ぎに関する事項、原状回復義務、暴力団排除に関する事項、その他協定を締結することが適当な事項

上記の項目について、協定書を確認したこところ、以下のとおりであった。

協定事項の確認	記載なし
全部委託の禁止	9施設
暴力団排除に関する事項	6施設

全部委託の禁止	9施設
暴力団排除に関する事項	6施設
全部委託の禁止：科学技術振興課、青少年・子ども家庭課、ものづくり振興課、生涯学習振興課 暴力団排除：青少年・子ども家庭課、ものづくり振興課、生涯学習振興課	
指定管理者による運営	
指定管理者による運営	

- (2) 物品管理に関する事項
物品の管理について、台帳の作成及び報告について取扱いが異なっていた。

物品管理について	協定書別表のみで管理	指定管理者で台帳作成も台帳作成及び報告	指定管理者の帰属・管理	管理物品無し
回答施設数	19施設	6施設	12施設	6施設
協定書別表のみで管理：平和援護・男女参画課、スポーツ振興課、道路管理課、都市計画・モノレール課、生涯学習振興課				
指定管理者による運営				

高額修繕の金額設定	「少額」と記載	200千円	300千円	500千円	800千円	1,000千円以上
回答施設数	6施設	5施設	16施設	1施設	12施設	
最高額：1,500千円（奥武山総合運動場）						

4 モニタリングシートの調査結果

(1) 導入施設の単年度収支 (平成29年度)

ア 単年度収支の上位5施設

施設名称	指定管理料	利用料 収入	自主事業 収入	収入総額	支出総額	事業収支
コシベンションセンター	65,691	3,477,175	21,529	434,395	369,721	64,674
万国津梁館	65,633	60,379	192,626	318,638	285,131	33,507
与那原マリーナ	40,000	—	28,581	68,581	39,866	28,715
県営住宅南部	108,292	—	—	69,757	682,067	15,504
公文書館	237,512	—	—	237,512	229,581	7,931

※ 県ホームページで公開されているモニタリングシートより作成
単年度単施設収支のため、公開されている数値と一致しないものもある。

イ 単年度収支の下位5施設

施設名称	指定管理料	利用料 収入	自主事業 収入	収入総額	支出総額	事業収支
博物館美術館	302,470	75,239	108,657	486,365	528,304	-41,939
石嶺児童園	311,738	—	11,082	322,820	357,521	-34,701
首里城公園	140,360	101,496	15,552	257,408	268,908	-11,400
県営住宅八重山	17,000	—	—	96,290	102,427	-6,137
笠手会館	63,000	9,746	10,644	83,390	88,619	-5,229

ウ 導入施設の種別毎の収支状況

公園施設	施設名称	指定管理料	利用料 収入	自主事業 収入	収入総額	支出総額	事業収支
ベンナ公園	44,500	410	4,656	49,566	45,674	3,892	
平和祈念公園	35,862	159	2,763	38,784	37,599	1,185	
浦添大公園	31,000	48	5,226	36,274	35,234	1,040	
名護中央公園	23,500	10	2,222	25,732	24,761	971	
中城公園	26,500	45	3,859	30,404	29,470	934	
海軍壕公園	14,591	2	1,174	16,972	16,822	150	
平和創造の森公園	31,320	94	474	31,888	31,881	7	
奥武山公園	49,000	2,295	959	59,765	59,764	1	
首里城公園	140,360	101,496	15,552	257,408	268,808	-11,400	

福祉・文教施設	施設名称	指定管理料	利用料 収入	自主事業 収入	収入総額	支出総額	事業収支
公文書館	237,512	—	—	—	237,512	229,581	7,931
平和の鐘	20,634	—	—	0	23,525	23,525	0
石嶺児童園	311,738	—	—	11,082	322,820	337,521	-34,701
博物館美術館	302,470	75,239	108,657	486,365	528,304	-41,939	

産業振興施設	施設名称	指定管理料	利用料 収入	自主事業 収入	収入総額	支出総額	事業収支
コンベンションセンター	65,691	347,175	21,529	434,395	369,721	64,674	
万国津梁館	65,633	60,379	192,626	318,638	285,131	33,507	
与那原マリーナ	40,000	—	28,581	68,581	39,866	28,715	
県営住宅南部	108,292	—	—	69,757	682,067	15,504	
公文書館	237,512	—	—	237,512	229,581	7,931	

社会教育施設	施設名称	指定管理料	利用料 収入	自主事業 収入	収入総額	支出総額	事業収支
系譜青少年の家	65,633	60,379	192,626	318,638	285,131	33,507	
IT津梁マーク施設	64,837	—	0	64,837	63,905	932	
バイオ産業振興センター	0	36,663	72	10,808	43,431	2,040	36,306
ライフルサイエンス研究センター	26,612	2,579	55,581	26,612	24,75	1,066	603
健康バイオ研究開発センター	92,075	—	0	92,075	91,817	258	
国際物流拠点那覇地区	108,457	—	—	108,457	108,427	30	
情報通信センター	108,457	—	—	108,457	108,427	30	

スポーツ・レジャー施設

施設名称	指定管理料	利用料 収入	自主事業 収入	収入総額	支出総額	事業収支
与那原マリーナ	40,000	—	28,581	68,581	39,866	28,715
宜野湾港マリーナ	60,480	—	37,188	122,976	115,677	7,743
奥武山総合運動場	187,000	40,594	10,136	237,731	234,219	3,512
西原与那原マリーナマーク	—	21,444	118,081	139,525	137,068	2,457
総合運動公園	335,000	91,276	11,517	437,825	437,380	445
安座真浜浜公園	—	7,543	29,374	39,363	11	
宇堅海滨公園	—	3,459	18,357	23,512	-16	
県民の森	22,588	3,930	1,427	27,945	28,604	-659
笠手会館	63,000	9,746	10,644	83,390	88,619	-5,229

その他の施設

施設名称	指定管理料	利用料 収入	自主事業 収入	収入総額	支出総額	事業収支
県営住宅	108,292	—	—	108,292	697,571	632,067
県営住宅中部A	34,819	2,199	826	37,844	35,381	2,463
玉城青少年の家	37,887	2,362	3,437	41,396	40,138	1,258
石川青少年の家	36,392	663	638	37,693	39,588	-1,895
宮古青少年の家	36,051	4,030	3,026	43,107	47,600	-4,493
名護青少年の家	17,000	—	—	17,000	96,290	102,427

(2) 施設の経営分析指標（平成29年度）
モニタリングシートから経営分析指標を抽出したところ、記載を省略したものや、計算の根拠となる数値に一貫性が無いことから、再度計算し直し、種別毎に記載した。

社会教育施設の経営分析指標		施設名称		事業収支 (千円)		利用料 金比率		人件費 比率		外部委託 費比率		管理コスト (円)		自治体負担 コスト(円)	
名護青少年の家		-4,493		9.3%		51.8%		12.1%		1,405		1,064			
糸瀬青少年の家		3,209		14.5%		43.7%		17.0%		885		724			
石川青少年の家		0		5.4%		43.4%		29.6%		1,123		974			
玉城青少年の家		1,258		5.8%		45.6%		20.7%		1,264		1,169			
宮古青少年の家		-1,895		5.8%		69.0%		8.8%		1,595		1,466			
石垣青少年の家		2,463		5.8%		63.3%		6.8%		1,279		1,259			

公園施設の経営分析指標		施設名称		事業収支 (千円)		利用料 金比率		人件費 比率		外部委託 費比率		管理コスト (円)		自治体負担 コスト(円)	
平和創造の森公園		7		0.3%		54.4%		17.2%		369		363		14,595	
名護中央公園		971		0.0%		50.5%		14.5%		208		197		1,169	
浦添大公園		1,040		0.1%		31.9%		41.3%		109		96		1,040	
海軍壕公園		150		0.0%		17.9%		44.2%		273		237		1,040	
平和祈念公園		1,185		0.4%		23.3%		51.3%		30		29		1,185	
ベンナ公園		3,892		0.8%		45.2%		25.3%		81		78		1,185	
首里城公園		-11,400		39.4%		30.9%		51.5%		94		49		1,185	
奥武山公園		1		3.8%		15.5%		47.7%		68		56		1,185	
中城公園		934		0.1%		45.7%		30.1%		148		133		1,185	

県営住宅の経営分析指標		施設名称		事業収支 (千円)		利用料 金比率		人件費 比率		外部委託 費比率		管理コスト (円)		自治体負担 コスト(円)	
県営住宅北北部		1,499		0.0%		11.6%		1.6%		7,743		0.0%		1,470	
県営住宅中部A		7,743		0.0%		9.0%		1.2%		2,350		0.0%		1,467	
県営住宅中部B		15,504		0.0%		8.3%		1.3%		90,548		0.0%		15,229	
県営住宅南部		15,504		0.0%		8.3%		1.3%		95,917		0.0%		15,000	
県営住宅宮古		0		0.0%		8.5%		0.0%		132,361		0.0%		15,702	
県営住宅八重山		-6,137		0.0%		10.6%		0.0%		94,229		0.0%		15,639	

その他の施設の経営分析指標		施設名称		事業収支 (千円)		利用料 金比率		人件費 比率		外部委託 費比率		管理コスト (円)		自治体負担 コスト(円)	
総合福祉センター		-3,073		17.7%		20.3%		1.7%		3,073		42.1%		355	
男女共同参画センター		3,507		27.3%		53.9%		15.4%		3,507		47.6		352	
県民広場地下駐車場		3,508		100.0%		15.4%		7.5%		632		0		0	

福祉・文化施設の経営分析指標		施設名称		事業収支 (千円)		利用料 金比率		人件費 比率		外部委託 費比率		管理コスト (円)		自治体負担 コスト(円)	
公文書館		7,931		0.0%		61.2%		7.2%		2,396		2,479		900,667	
石鎚児童園		-34,701		0.0%		62.5%		2.1%		4,369,070		3,809,581		0	
平和の礎		0		0.0%		50.4%		32.8%		19		16		0	
博物館美術館		-41,939		15.5%		17.8%		35.0%		1,038		594		0	

産業振興施設の経営分析指標		施設名称		事業収支 (千円)		利用料 金比率		人件費 比率		外部委託 費比率		管理コスト (円)		自治体負担 コスト(円)	
ライファイエンス研究センター		330		52.0%		30.6%		23.4%		7,614,500		1,900,857		1,900,857	
健康バイオ研究開発センター		796		98.8%		61.4%		19.8%		2,420,400		0		0	
ハイオ産業振興センター		258		0.0%		11.8%		78.2%		5,100,944		5,115,278		0	
国際物流拠点那覇地区		932		0.0%		36.5%		54.9%		2,203,621		2,235,759		0	
IT津梁パーク施設		30		0.0%		12.8%		83.4%		21,635,400		21,631,400		0	
情報通信センター		64,674		79.9%		16.0%		50.7%		638		113		0	
コンベンションセンター		33,507		18.9%											

平成30年度行政監査「指定管理者制度の運用状況について」調査票1(所管課用)

No	調査項目	回答
作成者所属	所管課で利用者に対するアンケートを実施しましたか	はい いいえ
作成者職・氏名	※実施状況等について資料提供をお願いします	
施設の名称	アンケート調査・苦情対応の結果はサービス向上に反映されていますか	はい いいえ
平成29年度の指定管理の状況について記載願います		
No	調査項目	回答
指定管理者の名称	以下の問い合わせには、 指定管理開始後の状況 について回答願います	
指定管理期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	期日
1 年度協定書は締結しましたか	(はい) いいえ	内容()
2 年度計画書・収支計画書を確認しましたか	(はい) いいえ	内容()
3 危機管理行動計画・マニュアルを確認しましたか	(はい) いいえ	内容()
4 指定管理者からの緊急連絡に対応できる体制を整備しましたか	(はい) いいえ	内容()
5 利用者の安全対策は図られましたか	例((はい) いいえ)	内容()
6 施設等の安全対策は図られましたか	例((はい) いいえ)	内容()
7 管理物品一覧表を確認(県の備品登録との照合)しましたか	(はい) いいえ	内容()
8 備品の稼働状況や稼働率を確認しましたか	(はい) いいえ	内容()
9 遊休備品の整理(廃棄・所管換等)を行いましたか	(はい) いいえ	内容()
10 月報等を基に実地調査を行いましたか	(はい) いいえ()回	内容()
11 連絡調整会議を開催しましたか	(はい) いいえ()回	内容()
12 指定管理者への指導を行いましたか	(はい) いいえ	内容()
13 職員の労働条件は適切ですか (最低賃金・社保加入等)	(はい) いいえ	内容()
14 外部への委託(再委託)等の契約手続に課題はありませんでしたか	ある ない	内容()
15 事務処理・経理処理に課題はありませんでしたか	ある ない	内容()
16 指定管理者が作成したモニタリングシートを精査しましたか	(はい) いいえ	内容()
17 指定管理者が行ったアンケート調査実施状況、回答数は十分ですか	(はい) いいえ	内容()
18 所管課での苦情対応(件数、状況)	件数() 状況()	内容()

No	調査項目	回答
19	所管課で利用者に対するアンケートを実施しましたか	はい いいえ
20	アンケート調査・苦情対応の結果はサービス向上に反映されていますか	はい いいえ
	次の資料提供をお願いします	基本協定書・年度協定書、モニタリングシート
	以下の問い合わせには、 指定管理開始後の状況 について回答願います	
21	指定管理は何期目ですか	期日
22	基本協定書の内容又は、定めのないことについて にて協議をしましたか	内容()
23	更新時に基本協定書の内容を変更をしましたか	内容()
24	利用料金の設定は適切ですか	はい いいえ
25	減免した利用料の補填実績・検討状況について	ある 検討してない
26	指定管理前・前回指定管理との費用の比較と理由 由	上がり下がった 变わらない 理由()
27	新規自主事業について検討しましたか	内容()
28	異質償還の実績はありますか (公の施設の指定管理者制度に関する運用方針 第4_1(5)_③、④参照)	はい いいえ
29	運用委員会による実施結果の検証は十分ですか	はい いいえ
30	指定の取消、業務の停止措置等の事例について 内容・理由()	ある ない
31	修繕計画は作成していますか	はい いいえ
32	修繕計画に沿った予算の確保はできていますか	はい いいえ
33	修繕の限度額について検討しましたか	内容()
34	指定管理期間の妥当性を検討しましたか	はい いいえ
35	指定管理料の改定を検討しましたか	はい いいえ
36	指定管理の状況の評価	
37	当該施設の指定管理の課題	

調査票1(所管課用)集計結果

平成30年度行政監査「指定管理者制度の運用状況について」調査票2(指定管理者用)

調査項目		回答									
指定管理者の名前											
指定管理期間	5年	35	4年	1	3年	11					
① 年度協定書は締結しましたか	はい		43	いいえ	2						
② 年度計画書・収支計画書を確認しましたか	はい		45	いいえ							
③ 危機管理行動計画・マニュアルを確認しましたか	はい		35	いいえ	4	提出・確認不要	6				
④ 指定管理者から緊急連絡体制を整備しましたか	はい		41	いいえ	4						
⑤ 利用者の安全対策は図らねていましたか	はい		45	いいえ							
⑥ 施設等の安全対策は図らねていましたか	はい		45	いいえ							
⑦ 管理物一覧表を確認し、備品登録との照合しましたか	はい		32	いいえ	4	確認不要・備品無し	9				
⑧ 備品の稼働状況や稼働率を確認しましたか	はい		22	いいえ	15	備品無し	8				
⑨ 遊休備品の整理・除業・所管換算等を行いましたか	はい		22	いいえ	22	無回答	1				
⑩ 月報等を基に要地調査を行いましたか	はい		34	いいえ	11						
⑪ 連絡調整会議を開催しましたか	はい		33	いいえ	12						
⑫ 指定管理者への指導を行いましたか	はい		30	いいえ	15						
⑬ 職員の労働条件は適切ですか	はい		45	いいえ							
⑭ 最低賃金・社保加入等の要約手帳に誤記ありましたか	ある		10	ない	35						
⑮ 事務処理・経理処理に課題はありませんか	ある		8	ない	37						
⑯ 指定管理者が作成したモニタリングシートを精査しましたか	はい		45	いいえ							
⑰ 指定管理者が行つたアンケート調査実施状況(回答数は十分ですか)	はい		28	いいえ	16	無回答	1				
⑱ 所管課での苦情対応件数・状況	0回	17	1回～5回	12	6回以上	7	統計無し・無回答	9			
⑲ アンケート調査・苦情対応の結果はサービス向上に反映されていますか	はい		44	いいえ	4	いいえ	41				
⑳ 他の資料提供をお願いします基本協定書・年度協定書・モニタリングシート											
㉑ 指定管理は何期目ですか		1期	42期	123期	34期	21期	5期				
㉒ 基本協定書の内容又は、「定めのないことについて協議をしましたか」	はい		13	いいえ	32						
㉓ 更新時に基本協定書の内容を変更をしましたか	はい		27	いいえ	16	未更新	2				
㉔ 利用料金の設定は適切ですか	はい		31	いいえ		利用料金無し	14				
㉕ 減免して利用料の補填実績について	ある		31	いいえ	31	利用料金無し	14				
㉖ 補填に係る検討状況について(上記の「ない」と回答した3施設)	した		24	いいえ	7						
㉗ 指定管理前・前回指定管理との費用の比較と理由	上がった		30	下がった	8	変わらない	7				
㉘ 新規自主事業について検討しましたか	はい		18	いいえ	5	いいえ	40				
㉙ 索賃償還の実績はありますか	はい		45	いいえ							
㉚ 運用委員会による実施結果の検証は十分ですか	はい		25	いいえ	2						
㉛ 指定の取消・業務の停止措置等の事例について	ある		45	いいえ							
㉜ 修繕計画は作成していますか	はい		39	いいえ	6						
㉝ 修繕計画に沿った予算の確保はできていますか	はい		35	いいえ	10						
㉞ 修繕の限度額について検討しましたか	はい		16	いいえ	28	無回答	1				
㉟ 指定管理期間の妥当性を検討しましたか	はい		43	いいえ	2						
㉟ 指定管理料の改定を検討しましたか	はい		27	いいえ	18						
㉟ 指定管理の状況の評価	適正・良好		15	概ね良好	23	改善要す	7				
㉟ 当該施設の指定管理の課題											

調査項目		回答									
作成者所属	作成者職氏名										
電話番号	施設の名称										
平成29年度の指定管理の状況について記載願います(1～24)											
No	調査項目	回答									
1	1 年度計画書・収支計画書を作成しましたか	はい いいえ									
2	2 外部委託(再委託)の事前申請をしましたか	はい いいえ									
3	3 危機管理行動計画・マニュアルを作成しましたか	はい いいえ									
4	4 緊急連絡体制を整備しましたか	はい いいえ									
5	5 利用者の安全対策を図りましたか	はい いいえ)									
6	6 施設等の安全対策を図りましたか	はい いいえ)									
7	7 管理物品一覧表を作成しましたか	はい いいえ)									
8	8 備品の廃棄、遊休備品の整理を報告しましたか	はい いいえ)									
9	9 備品の稼働状況や稼働率を把握していますか	はい いいえ)									
10	10 遊休資産・備品等の活用計画はありますか	ある ない									
11	11 日報・月報・上半期・年報は期日までに提出しましたか	はい いいえ)									
12	12 連絡調整会議は開催しましたか	はい いいえ)回									
13	13 連絡調整会議の議題・開催方法等について課題はあるですか	ある ()									
14	14 所管課の指導はありましたか	あつた ()回									
15	15 職員の労働条件は適切でしたか(最低賃金・社保加入等)	はい いいえ									
16	16 人件費総額(常勤・非常勤)はいくらでしたか	円									
17	17 常勤職員数、非常勤職員数、常勤換算後(非常勤職員数(下記計算式参照))	(2)の常勤換算									
18	18 非常勤職員の雇用形態を教えてください(複数回答可)	人 .00人									
19	19 パート、アルバイト、兼任・併任、その他()										

調査票2(指定管理者用)集計結果

No	調査項目	回答
19	外部委託先はどのように選定しましたか	入札・複数見積り・その他()
20	委託内容・金額を教えてください (資料添付による省略可)	円
21	外部委託について課題はありますか	内容()
22	利用料金の減免規定はありますか	ある ない
23	利用料金の減免実績はありましたか (資料添付による省略可)	ある ない 件数、金額()
24	減免した利用料金の補填を受けた実績はありましたか	ある ない 件数、金額()
以下の問いについては、指定管理期間の状況について回答願います(25~41)		
25	基本協定書の内容又は、定めのないことについて 協議しましたか	内容()
26	基本協定書に指定管理者の意見は十分に反映され ていますか	はい いいえ
27	利用料金の設定は適切ですか	はい いいえ
28	自主事業拡充への課題	内容()
29	モニタリングシートに意見はありますか	内容()
30	アンケート調査実施状況、回答数は十分ですか	はい いいえ
31	苦情対応について実績はありましたか	内容()
32	アンケート調査・苦情対応の結果をサービス向上 に反映しましたか	内容()
33	類似施設との情報共有をしましたか	施設名()
34	運用委員会による換証は十分ですか	はい いいえ
35	修繕計画に沿った修繕はできましたか	できた できなかった
36	高額修繕の協議は行いましたか	はい いいえ
37	修繕の限度額・修繕計画見直しについて協議しま したか	はい いいえ
38	指定管理期間は妥当と考えますか	はい 指定管理期間()年
39	指定管理料の改定について提案・協議しましたか	はい いいえ
40	指定管理の状況について自己評価してください	
41	指定管理について課題を挙げてください	

No	調査項目	回答
①	年度計画書・収支計画書を作成しましたか	はい 45 いいえ
②	外部委託(再委託)の事前申請をしましたか	はい 43 いいえ 2
③	危機管理行動計画・マニュアルを作成しましたか	はい 44 いいえ 1
④	緊急連絡体制を整備しましたか	はい 45 いいえ
⑤	利用者の安全対策を図りましたか	はい 45 いいえ
⑥	施設等の安全対策を図りましたか	はい 45 いいえ
⑦	管理物品一覧表を作成しましたか	はい 32 いいえ 6 備品無し
⑧	備品の陳述、過休備品の整理を報告しましたか	はい 28 いいえ 11 備品無し
⑨	備品の稼働状況や稼働率を把握していますか	はい 27 いいえ 12 備品無し
⑩	過休資産・備品等の活用計画はありますか	はい 5 ない 40
⑪	日報・月報・上半期年報は明日まで提出しましたか	はい 45 いいえ
⑫	連絡調整会議は開催しましたか	はい 34 いいえ 11
⑬	連絡調整会議の議題・開催方法等について課題はありますか	ある 13 ない 32
⑭	所管課の指針はありましたか	あつた 30 なかつた 15
⑮	職員の労働条件は適切でしたか (准拠金・賃金・昇給入等)	はい 45 いいえ
⑯	人件費総額(常勤・非常勤)は正確でしたか	常勤職員数① 非常勤職員数② (2)の常勤換算 人 人 00人 パート・アルバイト・兼任・併任・) その他の()
⑰	常勤職員数、非常勤職員数、常勤換算の非常勤職員数 (複数回答可)	入札・複数見積り・その他()
⑱	外部委託先はどのように選定しましたか	ある 17 ない 28
⑲	委託内容・金額を教えてください (複数回答可)	ある 28 ない 17 ない利用料金無
⑳	外部委託について課題はありませんか	ある 25 ない 20
㉑	利用料金の減免規定はありますか	ある 22 いいえ 45
㉒	利用料金の減免規定を教えてください (複数回答可)	はい 22 いいえ 23
㉓	利用料金の減免実績はありましたか	はい 36 いいえ 9
㉔	減免した利用料金の補填を受けていた実績はありましたか	ある 24 ない利用料金無
㉕	基本協定書の内容又は、定めのないことについて協議しましたか	ある 26 ない 19
㉖	基本協定書に指定管理者の意見は十分に反映されていますか	はい 11 ない 34
㉗	利用料金の設定は適切ですか	はい 35 いいえ 10
㉘	自主事業拡充への課題	ある 39 ない 6
㉙	モニタリングシートに意見はありますか	はい 43 いいえ 無回答 2
㉚	アンケート調査実施状況、回答数は十分ですか	じた 41 しなかつた 4
㉛	苦情対応について実績はありましたか	はい 43 いいえ
㉜	アンケート調査実施状況、回答数は十分ですか	てきた 38 でなかつた 7
㉝	苦情対応について実績はありませんか	はい 39 いいえ 6
㉞	アンケート調査・苦情対応の結果をサービス向上に反映しましたか	はい 32 いいえ 13
㉟	類似施設との情報共有をしましたか	じた 41 しなかつた 4
㉟	運用委員会による検証は十分ですか	はい 43 いいえ 2
㉟	アンケート調査実施状況、回答数は十分ですか	修繕計画に沿った修繕はできましたか
㉟	苦情対応について実績はありませんか	高額修繕の協議は行いましたか
㉟	修繕の限度額・修繕計画見直しについて協議しましたか	修繕の限度額・修繕計画見直しについて協議しましたか
㉟	指定管理期間は妥当と考えますか	指定管理期間は妥当と考えますか
㉟	指定管理の改定について提案・協議しましたか	指定管理の改定について提案・協議しましたか
㉟	指定管理の状況について自己評価してください	指定管理の状況について自己評価してください
㉟	指定管理について課題を挙げてください	指定管理について課題を挙げてください

平成30年度行政監査「指定管理者制度の運用状況について」
所管課 追加調査

課名：
施設名：

1 債務負担行為の設定

平成 年 設定（ 年度～ 年度） 必要ない、

2 指定管理者の選考結果の公表

公表の手段	HP	公報	その他（
公表期間	平成 年 月 日	～ 平成 年 月 日	）

3 指定管理者制度運用委員会の開催日（検証）

平成 30年 月 日

4 モニタリング実施結果の提出

提出日	平成 30年 月 日
提出資料	モニタリングシート、労働条件自主点検表、検証結果、料金徴収フロー図、その他（ ）

5 モニタリング実施結果の公表

HP公開日	平成 30年 月 日
公表資料	モニタリングシート、労働条件自主点検表、検証結果、料金徴収フロー図、その他（ ）

ご協力ありがとうございました

平成30年度行政監査「追加調査（所管課）」回答一覧

	施設名称	所管課	債務負担行為		選考結果の公表		運用委員会開催日	実施結果の提出					実施結果の公表					
			設定年度	期間	手段	始期		提出日	検証結果	モニタリング	労働条件点検	微取フロー	その他	公開日	検証結果	モニタリング	労働条件点検	微取フロー
1	公文書館	総務私学課	H27	H28～H32	HP	H28.11.16	H29.4.30	H30.8.30	H30.10.22	○	○	○		H30.10.22	○	○	○	
2	ライフサイエンス研究センター	科学技術振興課	H27	H28～H32	HP	H27.11.17	終期不明	H30.7.18	H30.8.6	○	○	○		H30.8.30	○	○	○	
3	平和創造の森公園	環境再生課	H29	H30～H34	HP	H29.11.20	公開中	H30.7.13	H30.7.31	○	○	○	○	H30.8.31	○	○	○	○
4	総合福祉センター	福祉政策課	H26	H27～H31	HP	H26.11.13	不明	H30.7.24	H30.7.31	○	○	○	○	H30.9.12	○	○		
5	石嶺児童園	青少年・子ども家庭課	H29	H30～H34	HP	H29.11.20	公開中	H30.9.10	H30.9.26	○	○	○	○	H30.9.27	○	○	○	
6	平和の礎	平和支援課・男女参画課	H26	H27～H31	HP	H26.12.12	H26.12.25	H30.9.12	H30.11.1	○	○	○		H30.11.9	○	○	○	
7	男女共同参画センター	平和支援課・男女参画課	H26	H27～H31	HP	H26.12.18	公開中	H30.7.10	H30.7.26	○	○	○	○	H30.9.25	○	○	○	○
8	県民の森	森林管理課	H29	H30～H34	HP	H29.11.21	H30.3.31	H30.7.10	H30.7.10	○	○	○		H30.7.23	○	○	○	
9	健康バイオ研究開発センター	ものづくり振興課	H29	H30～H34	HP	H29.11.17	H30.3.31	H30.7.20	H30.7.30	○	○	○	○	H30.7.31	○	○		
10	バイオ産業振興センター	ものづくり振興課	H28	H29～H33	HP	H28.11.28	H29.11.28	H30.7.20	H30.7.30	○	○	○	○	H30.7.31	○	○		
11	国際物流拠点那覇地区	企業立地推進課	H27	H28～H32	HP	H27.12.8	公開中	H30.7.27	H30.7.30	○	○	○		H30.8.30	○	○	○	
12	航空機整備施設	企業立地推進課	H30	H30～H34	HP	H30.2.13	H30.4.30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	国際物流拠点うるま地区	企業立地推進課	H30	H30～H34	HP	H30.2.22	H30.3.31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	IT津梁パーク施設	情報産業振興課	H27	H28～H32	HP	H27.12.2	H30.12.2	H30.9.3	H30.9.25	○	○	○	○	H30.9.27	○	○	○	○
15	情報通信センター	情報産業振興課	H29	H30～H34	HP	H29.11.24	H34.11.24	H30.9.3	H30.9.25	○	○	○	○	H30.9.27	○	○	○	○
16	コンベンションセンター	MICE推進課	H27	H27～H31	HP	H26.12.16	H27.8.31	H30.7.30	H30.10.4	○	○	○		H30.10.23	○	○		
17	万国津梁館	MICE推進課	H27	H27～H31	HP	H26.12.16	H27.8.31	H30.7.30	H30.10.4	○	○	○		H30.10.23	○	○		
18	博物館美術館	文化振興課	H28	H28～H32	HP	H27.11.16	H28.11.20	H30.9.13	H30.10.16	○	○	○	○	H30.10.23	○	○	○	○
19	奥武山総合運動場	スポーツ振興課	H29	H30～H32	HP	H29.11.24	H31.3.31	H30.7.20	H30.7.30	○	○	○	○	試行版	H30.7.30	○	○	○
20	空手会館	空手振興課	H29	H29～H31	HP	H28.9.12	公開中	H30.10.4	H30.10.22	○	○	○		H30.10.22	○	○	○	
21	県民広場地下駐車場	道路管理課	不要		HP	H27.11	不明	H30.8.2	H30.7.18	○	○	○	○	H30.8	○	○	○	○
22	安座真海浜公園	海岸防災課	不要		HP	H28.11.25	公開中	H30.8.2	H30.7.31	○	○	○	○	試行版	H30.8.16	○	○	○
23	宇堅海滨公園	海岸防災課	不要		HP	H28.11.25	公開中	H30.8.2	H30.7.31	○	○	○	○	試行版	H30.8.16	○	○	○
24	宜野湾港マリーナ	港湾課	H29	H30～H34	HP	H29.11.21	不明	H30.8.2	H30.7.30	○	○	○	○	H30.8.22	○	○	○	○

平成30年度行政監査「指定管理者制度の運用状況について」
指定管理者 挽加調査 (注: 消防法)

（法：消防法、令：消防法施行令）

施設名稱：

以下の質問は、平成29年度の状況について回答願いします

- | | | | | |
|---|------------------------|------------|---------|-----------------------------|
| 1 | 管理している施設は
特定用途防火対象物 | 非特定用途防火対象物 | どちらでもない | (令別表第1参照) |
| 2 | 防火管理者の選任・届出 | している | していない | 必要ない
(法第8条) |
| 3 | 消防計画の作成・届出 | している | していない | 必要ない
(法第8条、令第3条の2) |
| 4 | 消防用設備の点検 | している | していない | 必要ない
(平成16年消防庁告示第9号) |
| 5 | 消防、通報、避難訓練 | している | していない | 必要ない
(法第8条第1項、令第3条の2第2項) |
| 6 | 所轄消防署への訓練の報告 | 2回以上実施 | 1回実施 | していない
必要ない
(令別表第1参照) |

平成30年度行政監査　追加調査（所管課）　回答一覧

施設名称	所管課	債務負担行為		選考結果の公表			選用委員会開催日	実施結果の提出					実施結果の公表						
		設定年度	期間	手段	始期	終期		提出日	検証結果	モニタリング	労働条件点検	微収ブロード	その他	公開日	検証結果	モニタリング	労働条件点検	微収ブロード	その他
25 西原与那原マリンパーク	港湾課	不要		HP	H28. 1. 20	不明	H30. 8. 2	H30. 7. 30	○	○	○	○		H30. 8. 22	○	○	○	○	
26 与那原マリーナ	港湾課	H27	H28～H30	HP	H28. 2. 16	不明	H30. 8. 2	H30. 7. 30	○	○	○	○		H30. 8. 22	○	○	○	○	
27 名護中央公園	都市計画・モノレール課	H26	H27～H31	HP	H27. 7. 9	H30. 7. 9	H30. 8. 1	H30. 8. 1	○	○	○	○		H30. 10. 23	○	○	○	○	
28 総合運動公園	都市計画・モノレール課	H26	H27～H31	HP	H27. 2. 13	H27. 3. 31	H30. 8. 1	H30. 8. 1	○	○	○	○		H30. 10. 23	○	○	○	○	
29 潟添大公園	都市計画・モノレール課	H26	H27～H31	HP	H27. 2. 13	H27. 3. 31	H30. 8. 1	H30. 8. 1	○	○	○	○		H30. 10. 23	○	○	○	○	
30 海軍壕公園	都市計画・モノレール課	H26	H27～H31	HP	H27. 7. 9	H30. 7. 9	H30. 8. 1	H30. 8. 1	○	○	○	○		H30. 10. 23	○	○	○	○	
31 平和祈念公園	都市計画・モノレール課	H26	H27～H31	HP	H27. 7. 9	H30. 7. 9	H30. 8. 1	H30. 8. 1	○	○	○	○		H30. 10. 23	○	○	○	○	
32 パンナ公園	都市計画・モノレール課	H26	H27～H31	HP	H27. 7. 9	H30. 7. 9	H30. 8. 1	H30. 8. 1	○	○	○	○		H30. 10. 23	○	○	○	○	
33 首里城公園	都市計画・モノレール課	H26	H27～H30	HP	H27. 7. 9	H30. 7. 9	H30. 8. 1	H30. 8. 1	○	○	○	○		H30. 10. 23	○	○	○	○	
34 奥武山公園	都市計画・モノレール課	H29	H30～H32	HP	H29. 11. 24 公開中		H30. 7. 20	H30. 7. 20	○	○	○	○		H30. 10. 23	○	○	○	○	
35 中城公園	都市計画・モノレール課	H29	H30～H32	HP	H29. 11. 24 公開中		H30. 8. 1	H30. 8. 1	○	○	○	○		H30. 10. 23	○	○	○	○	
36 県営住宅北部	住宅課	H26	H27～H31	HP	H27. 1. 8	H31. 3. 31	H30. 8. 1	H30. 9. 3	○	○	○	○		H30. 9. 4	○	○	○	○	
37 県営住宅中部A	住宅課	H26	H27～H31	HP	H27. 1. 8	H31. 3. 31	H30. 8. 1	H30. 9. 3	○	○	○	○		H30. 9. 4	○	○	○	○	
38 県営住宅中部B	住宅課	H26	H27～H31	HP	H27. 1. 8	H31. 3. 31	H30. 8. 1	H30. 9. 3	○	○	○	○		H30. 9. 4	○	○	○	○	
39 県営住宅南部	住宅課	H26	H27～H31	HP	H27. 1. 8	H31. 3. 31	H30. 8. 1	H30. 9. 3	○	○	○	○		H30. 9. 4	○	○	○	○	
40 県営住宅宮古	住宅課	H26	H27～H31	HP	H27. 1. 8	H31. 3. 31	H30. 8. 1	H30. 9. 3	○	○	○	○		H30. 9. 4	○	○	○	○	
41 県営住宅八重山	住宅課	H26	H27～H31	HP	H27. 1. 8	H31. 3. 31	H30. 8. 1	H30. 9. 3	○	○	○	○		H30. 9. 4	○	○	○	○	
42 名護青少年の家	生涯学習振興課	H29	H30～H34	HP	H29. 11. 1	H30. 3. 31	H30. 7. 25	H30. 8. 24	○	○	○	○		H30. 8. 28	○	○	○	○	
43 満洲青少年の家	生涯学習振興課	H29	H30～H34	HP	H29. 11. 1	H30. 3. 31	H30. 7. 25	H30. 8. 24	○	○	○	○		H30. 8. 28	○	○	○	○	
44 石川青少年の家	生涯学習振興課	H25	H26～H30	HP	H25. 11. 13	H26. 3. 31	H30. 7. 25	H30. 8. 24	○	○	○	○		H30. 8. 28	○	○	○	○	
45 玉城青少年の家	生涯学習振興課	H25	H26～H30	HP	H25. 11. 13	H26. 3. 31	H30. 7. 25	H30. 8. 24	○	○	○	○		H30. 8. 28	○	○	○	○	
46 宮古青少年の家	生涯学習振興課	H26	H27～H31	HP	H26. 11. 18	H27. 3. 31	H30. 7. 25	H30. 8. 24	○	○	○	○		H30. 8. 28	○	○	○	○	
47 石垣青少年の家	生涯学習振興課	H26	H27～H31	HP	H26. 11. 18	H27. 3. 31	H30. 7. 25	H30. 8. 24	○	○	○	○		H30. 8. 28	○	○	○	○	

平成30年度行政監査　追加調査（指定管理者）　回答一覧

○地方自治法（抜粋）

施設名称	防火対象施設用途	管理者の選任・届出	消防計画作成・届出	消防設備点検・届出	消防訓練報告
1 公文書館	非特定	している	している	1回	している
2 ライフサイエンス研究センター	非特定	している	している	1回	している
3 平和創造の森公園	該当無し	不要	不要	不要	不要
4 総合富士センター	非特定	している	している	2回以上	している
5 石油日産閣	該当無し	特定期防火対象物	している	2回以上	している
6 平和の館	非特定	不要	不要	不要	不要
7 男女共同参画センター	非特定	特定期防火対象物	している	2回以上	している
8 女民の森	—	—	—	—	—
9 健康づくり研究開発センター	非特定	している	している	1回	している
10 イカ産業振興センター	非特定	している	している	1回	している
11 國際物流拠点開拓地区	非特定	している	している	1回	している
12 航空撮影施設	—	—	—	—	—
13 國際物流拠点うるま地区	—	—	—	—	—
14 山津梁ヘッド施設	非特定	している	している	1回	している
15 情報通信センター	非特定	している	している	1回	している
16 コンベンションセンター	特定期防火対象物	している	している	2回以上	している
17 万国博覧館	特定期防火対象物	している	している	2回以上	している
18 博物館美術館	非特定	特定期防火対象物	している	1回	している
19 奥武山総合運動場	特定期防火対象物	している	している	2回以上	している
20 空手会館	特定期防火対象物	している	している	1回	している
21 市民広場地下駐車場	非特定	特定期防火対象物	している	1回	している
22 安佐南海水浴場公園	非特定	収容人員 30人未満 不要	不要	不要	不要
23 宇摩野浜公園	非特定	該当無し 不要	不要	不要	不要
24 宮野等美リーナ	特定期防火対象物	している	している	1回	している
25 西原与那原マリンパーク	非特定	特定期防火対象物	している	1回	していない
26 与那原マリーナ	非特定	特定期防火対象物	している	1回	していない
27 名護中央公園	非特定	特定期防火対象物	していない	1回	していない
28 総合運動公園	非特定	特定期防火対象物	していない	1回	していない
29 浦添大公園	特定期防火対象物	特定期防火対象物	していない	1回	していない
30 海軍壕公園	該当無し	特定期防火対象物	している	2回以上	不要
31 平和祈念公園	非特定	特定期防火対象物	している	1回	していない
32 ラ・ナ公園	非特定	特定期防火対象物	している	1回	している
33 首里城公園	特定期防火対象物	特定期防火対象物	している	2回以上	している
34 梅武山公園	該当無し	特定期防火対象物	特定期防火対象物	1回	特定期防火対象物
35 中城公園	非特定	収容人員 30人未満 不要	不要	1回	不要
36 崑宮住宅北部	非特定	特定期防火対象物	特定期防火対象物	1回	特定期防火対象物
37 崑宮住宅中部A	非特定	特定期防火対象物	特定期防火対象物	1回	特定期防火対象物
38 崑宮住宅中部B	非特定	特定期防火対象物	特定期防火対象物	1回	特定期防火対象物
39 崑宮住宅南部	非特定	特定期防火対象物	特定期防火対象物	1回	特定期防火対象物
40 県営住宅宮古	非特定	特定期防火対象物	特定期防火対象物	1回	特定期防火対象物
41 県営住宅八重山	非特定	特定期防火対象物	特定期防火対象物	1回	特定期防火対象物
42 名護青少年の家	特定期防火対象物	特定期防火対象物	特定期防火対象物	2回以上	特定期防火対象物
43 水納青少年の家	特定期防火対象物	特定期防火対象物	特定期防火対象物	2回以上	特定期防火対象物
44 石川青少年の家	特定期防火対象物	特定期防火対象物	特定期防火対象物	2回以上	特定期防火対象物
45 玉城青少年の家	特定期防火対象物	特定期防火対象物	特定期防火対象物	2回以上	特定期防火対象物
46 宮古青少年の家	特定期防火対象物	特定期防火対象物	特定期防火対象物	2回以上	特定期防火対象物
47 石垣青少年の家	特定期防火対象物	特定期防火対象物	特定期防火対象物	2回以上	特定期防火対象物

- (公の施設)
- 第二百四十四条　普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設といいう。）を設けるものとする。
- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用するることについて、不当な差別的扱いをしてはならない。
- (公の施設の設置、管理及び禁止)
- 第二百四十四条の二　普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを禁止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならぬ。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の業務に關し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管轄する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に關し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を繼續することが適当ないと認めるとときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがができる。

(5) 管理運営経費の考え方		
2 募集要項の作成	5	
3 適正な管理運営経費の負担	7	
(1) 上限額（予定価格）の算定		
(2) 業績等に応じた負担		
4 指定管理候補者の選定	8	
(1) 選定基準		
(2) 指定管理候補者の選定に当たっての留意事項		
(3) 事業計画書の審査		
5 選定結果の公表	9	
(1) 公表時期及び公表方法		
(2) 公表様式		
(3) 公表に当たっての留意事項		
第5 指定管理者の指定	9	
1 指定の議決	9	
2 債務負担行為の設定	10	
3 指定管理者の指定	10	
4 協定書の締結	10	
(1) 締結		
(2) 協定事項		
5 歳入の徴収又は収納の委託	11	
第6 指定管理者制度導入後の対応（モニタリングの実施）	11	
1 業務記録及び事業報告書	11	
(1) 業務記録		
(2) 事業報告書		
2 利用者等の意見の把握及び苦情等への対応	11	
3 業務の状況に関する調査等	11	
(1) 管理業務及び経理状況の調査、指示		
(2) 運用委員会におけるモニタリングの実施結果の検証		
(3) 個人情報保護対策の徹底		
(4) 連絡調整会議の開催		
4 事故、災害等発生時の対応及び安全管理の徹底	12	
5 指定の取消、業務の停止措置	12	
6 モニタリングの実施結果の公表		12
第7 事前協議		12
第8 委任		12
附則		13
別紙1 利害関係の有無に関する調査票		
別紙2 沖縄県●●●施設の指定管理者募集要項		
別紙3 指定管理者指定申請書		
別紙4 指定管理者（候補者）の選定結果について（例示）		

目次

第1 趣旨		1
1 指定管理者制度とは		1
2 公の施設とは		1
3 指定管理者制度運用の基本的な流れ		1
第2 指定管理者制度の導入に関する基本方針		1
1 指定管理者制度の積極的な活用		1
(1) 公の施設の管理に関する原則		
(2) 公の施設の管理に関する例外		
2 指定管理者制度導入に当たっての留意事項		2
(1) 公平性、透明性の確保		
(2) 民間事業者等の応募促進		
(3) 指定期間		
3 直営施設等における指定管理者制度の導入可能性の検討		2
(1) 指定管理者制度導入の再検討		
(2) 新たに設置する場合の管理のあり方		
4 公の施設の設置及び管理に関する条例		3
第3 指定管理者制度運用委員会の開催		3
1 位置付け及び役割		3
2 開催の単位		3
3 構成		3
4 参考意見の聴取		3
5 利害関係		4
6 会議の公開等		4
7 守秘義務		4
第4 指定管理者の選定手続に関する事項		4
1 選定手続における留意事項		4
(1) 公募の原則		
(2) 民間事業者等の応募促進の措置		
(3) インセンティブの付与		
(4) 評価基準及び結果の公表		

総務部行政管理課**平成29年3月**

るところにより指定管理者制度へ移行するものとする。

なお、引き続き県が直営する場合であっても、外部に委託することが適当な業務は、積極的にアツオーシングするものとする。

(2) 新たに設置する場合の管理のあり方

新たに設置しようとする公の施設の管理については、法令の規定により県以外の者の管理を禁止する場合を除き、供用開始当初から原則として指定管理者制度を導入することとする。

4 公の施設の設置及び管理に関する条例

地方自治法第244条の2第1項に基づく公の施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）制定に当たっては、公の施設を設置する旨及びその名称、位置等を規定するほか、所轄区域があるときは所轄区域についても規定し、利用の許可及びその取消し、使用料の額及び徴収方法、使用料の減免、利用制限等につき定めるほか、必要があるときは、指定管理者に管理を行わせること、過料の徴収等につき定めることとする。また、指定管理者に管理を行わせる場合において利用料金制度によるときは、使用料に関する定めに代えて、利用料金に関する定め及び必要に応じて承認料金制度に関する定めをおなげなければならない。

第3 指定管理者制度運用委員会の開催

指定管理者候補者の選定や施設の適正な管理等を確保するため、県は施設所管課又は部等を単位とし、指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を設置するものとする。

1 位置付け及び役割

運用委員会は、沖縄県附属機関等の設置及び運営に関する基本方針（平成17年6月13日総務部長決定）に定める「会合」に該当するものであり、同方針に沿ってその運営等を行うこととする。

指定管理者候補者の選定に当たっては、運用委員会各委員の採点結果を尊重し、指定管理者候補者を選定するものとする。

また、施設所管課は、指定管理者制度の適正な運用に関して必要となる事項（募集要件及び選定基準の作成、モニタリングの実施結果等）について、運用委員会から意見を聴取するものとする。

2 開催の単位

運用委員会の開催は、施設所管課単位を基本とするが、施設の機能等が類似する施設にあっては部単位等とすることも可能とする。

3 構成

運用委員会は、施設の適正な管理の確保、住民サービスの向上を図る観点から、次に掲げる者で構成することとする。

- ① 学識経験者
- ② 財務に精通する者（公認会計士、税理士、中小企業診断士等）
- ③ 施設の機能又は管理業務の性質に応じた専門的知識を有する者
- ④ 施設の利用団体（者）を代表する者

4 参考意見の聴取

運用委員会は、事案の調査、検討に際し必要がある場合は、施設関係者等の意見を聴取することができる。

5 利害関係

運用委員会の委員が申請団体の役職員等に就任している場合や、申請団体との経済的関係につき指定管理者候補者の公平な選定を妨げる事情があると認められる場合、当該委員は運用委員会に参加することができない。

また、利害関係の有無に関する確認は、次のとおり行い、その結果を基に県が各委員についての利害関係の有無を判断することとする。

時期	委員に対する確認手続
募集期間終了時	①県から委員に別紙Iに定める「利害関係の有無に関する調査票」の記入と提出を依頼
運用委員会当日	②審査に先立ち、すべての申請団体と利害関係がないことを再度口頭により確認

6 会議の公開等

会議の公開、会議結果の公表等については、附属機関等の会議の公開に関する指針（平成13年10月31日付け総務部長決定）の定めるところによるものとする。

7 守秘義務

委員の守秘義務については、設置要綱等で定めることとする。

第4 指定管理者の選定手続に関する事項

1 選定手続における留意事項

(1) 公募の原則

指定管理者の募集は、制度の趣旨、目的にかんがみ、複数の申請者の中から施設の効用を最大限に發揮し、かつ経費の縮減が図られる者を選定することが望ましいことから、原則として公募することとする。

ただし、対象施設の適正又は効率的な管理運営を確保するため、公募を行わないことに相当の理由がある場合は、公募によることなく特定の者を指定管理者候補者として選定することができる。

公募の例外【例】

- ・隣接又は併設される施設の指定管理者と同一の者を指定することで、利用者サービスの向上など効率的、効果的な運営が見込まれる場合
- ・施設の管理運営に高度の専門性、学術的情識や技術が必要であると認められる場合
- ・県の施設の円滑な推進を図る上で、設置目的と密接に関連する目的で設置された団体又はそれに準ずる団体に管理させることができると認められる場合
- ・公募を行ったが応募が無かった場合又は審査の結果、応募団体の中に指定管理者の候補者として選定できる団体が無かった場合
- ・指定管理者の指定の取消し等により、新たな指定管理者を緊急に指定する必要が生じた場合
- ・その他公募によることが適当でないと認められる特段の事情がある場合

(2) 民間事業者等の応募促進の措置

- ① 指定管理者の公募の期間は、60日以上とし、指定管理者の募集要項等を県ホームページで周知する。
- ② 指定管理者の公募に当たっては、新聞広告、ラジオ、テレビ等を活用し、広く周

公の施設の指定管理者制度に関する運用方針

〔平成29年3月17日総務部長決裁〕

第1 趣旨

この運用方針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定による公の施設の指定管理者制度の運用に關必要な事項を定めるものとする。

1 指定管理者制度とは

指定管理者制度は、地方自治体が設置する「公の施設」の管理運営について民間事業者を含む幅広い団体（以下「民間事業者等」という。）に委ねることを可能とする地方自治法上の制度であり、平成15年6月の地方自治法改正により創設されたものである。

2 公の施設とは

「公の施設」とは地方自治法第244条第1項において、「住民の福祉を増進する目的をもっての利用に供するための施設」と定義されており、①住民の利用に供するためのもの、②当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの、③住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの、④地方公共団体が設けるもの、⑤施設であること、の5つの要件を満たすものと考えられている。

「公の施設」の主なものを例示すれば、次のとおりである。

体育施設	体育館、運動場、プール
教育・文化施設	美術館、図書館、文化会館、公民館、コミュニティセンター
社会福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設、保育園
公営企業	公立病院、上水道、下水道、工業用水道、バス路線
その他	公園、道路、河川、学校、公営住宅、墓地

3 指定管理者制度運用の基本的な流れ

主要手続	手続の概要
①条例制定・改正	各施設の設置及び管理に関する条例の制定もしくは改正
②公募	募集要項の作成 指定管理者制度運用委員会から募集要項の内容に係る意見を聴取 公募の実施（60日以上）
③選定	指定管理者制度運用委員会において候補者を選定
④指定の議決	指定管理者の指定議案を議会に提出
⑤指定管理者の指定	指定管理者の指定と公告 協定書の締結
⑥適正な管理運営の確保	指定管理者による業務の開始 連絡調整会議の開催 モニタリングの実施 指定管理者制度運用委員会におけるモニタリング実施結果の検証

第2 指定管理者制度の導入に関する基本方針

1 指定管理者制度の積極的な活用

(1) 公の施設の管理に関する原則

指定管理者制度は、民間事業者等による公の施設の管理を代行させる制度で、民間能力の活用により、多様化する住民ニーズにより効率的かつ効率的に対応し、サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的としている。この趣旨を踏まえ、公の施設の管

理については、原則として同制度を活用することとする。

(2) 公の施設の管理に関する例外

法令の規定により県以外の者の管理を禁止する場合又は次のいずれかに該当する公の施設については、県が直接管理を行うものとする。

- ① 廃止又は譲渡を予定し、若しくは検討している公の施設であって、廃止又は譲渡のために必要となる事務事業を執行することとしているもの
- ② 国及び他の地方公共団体との関係において、特別な事情の下で設置された公の施設であって、県が直営しない場合はこれらとの関係を損ねるおそれがあるもの
- ③ 公の施設の管理を指定管理者に行わせた場合、当該施設の設置目的を果たすことができないおそれがあり、又は当該施設が処理する事業の適正な執行を確保できないと判断されるもの
- ④ 県の設置した公の施設で、その事業が地方公営事業として運営され、又は今後地方公営事業とすることを検討しているもの

2 指定管理者制度導入に当たっての留意事項

- ① 公平性、透明性の確保
指定管理者制度の導入手続においては、常に公平性、透明性を確保するものとする。
- ② 民間事業者等の応募促進

民間事業者等の応募機会の拡充、促進を図るため、応募への参入障壁をできる限り排除するとともに、利用料金制の活用等民間事業者等にインセンティブが働くよう努めるものとする。

(3) 指定期間

指定管理者の指定期間は、次のとおり目安となる基準を設け、施設の設置目的や業務内容、利用者の状況、サービスの継続性、安定性等を踏まえ、施設ごとに設定を行うこととする。

ただし、この基準により難い特別な事情が認められる施設にあっては、当該基準にかかわらず、それぞれの事情を考慮して適切な期間を設定する。

【指定期間の基準】

5年…業務に高い専門性があり、人材の育成や確保、事業の企画等に期間を要する施設、3年…維持管理が主要業務となる施設。ただし、初期設備投資がかかり、指定期間を3年とすることで指定管理者の安定した運営に支障をきたす恐れがある場合にはこの限りではない。

【特別な事情が認められる指定期間の設定例】

- ・ PFI事業やPFI事業に類似する手法で整備された施設について、その事業の運営事業者等を指定管理者として指定する場合において、その事業期間を指定期間として設定する場合。
将来的にあり方の見直し等が見込まれる施設について、その見直し等が行われるまでの間を指定期間として設定する場合。
・ 新規施設において、施設の設置による成果や課題について検証等を行う必要があることから、導入初期に限り特別に指定期間を設定する場合。

3 直営施設等における指定管理者制度の導入可能性の検討

(1) 指定管理者制度導入の再検討

県が直営している公の施設については、常に当該施設の管理のあり方について検証し、指定管理者制度を適用することが適当であると判断した場合は、この方針の定め

- ① 県税の滞納がないもの
- ② 施設管理の総括責任者を専任で配置できるもの
- (4) 応募資格の確認が比較的困難と考えられる事項については、欠格条項を設け、申請を無効する旨を明示することとする。

【例示】

- ・破産者で復権を得ないもの
- ・役員又は支店若しくは営業所を代表する者が破産者で復権を得ないもの
- ・地方自治法第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの

(5) 公正性等を阻害する事項については、失格事項として選定審査の対象から除外する旨を明示することとする。

【例示】

- ・選定審査に関する照会、要求等を行った場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ・その他不正行為があった場合

(6) 別紙3に定める指定管理者指定申請書における事業計画書には、より最適な指定管理候補者を選定するため次の評価（審査）項目を設けることとする。

事業計画書の記載事項

- ・施設の管理運営を希望する理由
- ・運営方針（魅力ある施設とするためのサービス提供の考え方等）
- ・職員の配置
- ・施設の種別に応じた必要な体制
- ・自主的に行なう事業の内容
- ・利用者の要望等の把握
- ・集客の取組（広報等）
- ・防犯、防災の対策
- ・個人情報保護の取組
- ・利用者、住民の安全確保に関する事項
- ・損害賠償責任保険等の加入に関する事項
- ・労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮に関する事項
- ・管理運営業務の収支計画及び積算根拠
- ・使用料を徴収委託する場合の経理のチェック体制

(7) 募集に当たっては、充分な周知・検討期間を設けるとともに、必要に応じ、現場説明会の開催や募集要項に関する疑義照会事項に対する回答を公開するなど情報公開に努めるものとする。

3 適正な管理運営経費の負担

(1) 上限額（予定価格）の算定

① 施設使用料のみでは管理運営経費がまかなえないと考えられる施設は、原則として次のとおり上限価格を算定することとする。

- 7 -

- ア 使用料（利用料金）収入は、過去数年（5年程度）の平均額に施設稼働率の上昇を勘案して見積もることとする。
- イ 人件費及び大規模修繕費等の特殊要因を除く運営経費は、過去数年の平均額を見積もることとする。
- ウ 人件費は、所要人員に類似の事業における平均賃金を乗じて見積もるとともに、法定福利費の所要額を見積もることとする。
- エ イの運営経費に適切な間接経費比率（管理者の利益等）を乗することとする。
- オ 上限額は、イ、ウ及びエの合算額からアを差し引いた額とする。
- (2) 管理運営経費を大幅に上回る使用料収入があり、施設整備に係る県債償還に充てるため当該使用料を県の収入とする施設については利用料金制は採用せず、①のイ、ウ及びエの合算額を上限価格とする。
- (3) 民間と競合する施設で施設使用料等の収入で管理運営経費がまかなえると考えられる施設については、上限価格は設定しない。（提案金額はないことから、それ以外の項目で評価する。）
- (2) 業績等に応じた負担

民間と競合する施設で、指定管理者が施設を整備したものと仮定した場合に、減価償却費を費用化しても十分採算が採れると思われる施設については、指定管理者から事業収入の一定額を県に納付されることとする。県は、当該納付額を県債償還に充当するものとする。

4 指定管理候補者の選定

(1) 選定基準

- ① 選定に当たっては、事業計画等全ての項目を評価する総合評価方式により行うものとする
なお、評価（審査）の基準は、次の視点を踏まえるものとする。
ア 適格性：事業継続の主体としての適格性等
イ 効率性：県のコスト低減
ウ 効果性：サービスの維持向上
エ 収益性：稼働率アップ（集客等）の取組
オ 慶活性：適切な事業計画
② 管理運営経費を県が負担する場合の額については、上限額を設定することとし、指定管理候補者の選定に当たっては、当該上限額以下の提案をする事業計画の中から選定するものとする。
③ 選定の基準及び選定の結果は、原則として公表するものとする。
- (2) 指定管理候補者の選定に当たっての留意事項
① 選定に当たっては、最も効果的かつ効率的な管理が実施できるものを選定する。
② 評価に当たっては、サービスの維持向上の取組についても十分に配意する。
③ 評価に当たっては、指定管理者における労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮に対する取組についても十分に留意する。
- (3) 事業計画書の審査
① 指定管理候補者の選定の手順は、次の方法を参考に行うものとする。
ア 応募資格審査、事業計画書類の基礎審査及び定量審査の3段階で審査を行う。
イ 第1段階の応募資格審査において、資格を満たさない場合又は確認できない場合は、その時点で失格とする。
ウ 第2段階の事業計画書類審査において、県が管理運営経費を負担する上限価格（予定価格）を超過する場合又は募集要項、仕様書等で要求される基準を1つでも満たしていない場合は、その時点で失格とする。

- 8 -

知り努めることとする。

- ③ 公の施設の運営の効率性等を考慮した上で、より多くの民間事業者等が応募できよう、指定単位の規模や業務範囲等を設定することとする。
- ④ その他公の施設の機能や特性等を考慮し、より民間事業者等の応募を促進するための方策を検討するものとする。

(3) インセンティブの付与

- 民間事業者等の能力の活用を図るため、原則として、施設利用に係る料金を指定管理者の収入とする利用料金制を採用することとする。また、利用料金制を探らざる施設においては、過去の実績等を基にした標準的な徴収率を上回る場合は、指定管理者に対する委託料を報奨的に増額し、下回る場合は減額するなどの措置を行うものとする。

(4) 評価基準及び結果の公表

- 指定管理候補者を選定するための評価の基準及び評価の結果は、原則として公表することとする。

(5) 管理運営経費の考え方

- ① 民間と競合する施設で施設使用料等の収入で管理運営経費がまかなえると考えられる施設については、原則として県は管理運営経費を負担しないこととする。
- ② 施設使用料のみでは管理運営経費がまかなえないと考えられる施設については、管理運営に係る収支差の見込額で県が負担することとする。
- ③ 管理運営経費を大幅に上回る使用料収入があり、施設整備に係る県債償還に充てるため当該使用料を県の収入とする施設については利用料金制を採用せず、標準的な管理運営経費の範囲内で県が負担することとする。また、使用料の徴収成績を県の負担額に反映させる成果主義を採用するものとする。
- ④ 民間と競合する施設で、指定管理者が施設を整備したものと仮定した場合に減価償却費を費用化しても十分採算が採れると思われる施設については、指定管理者から事業収入の一定額を県に納付されることとする。県は、当該納付額を県債償還に充当するものとする。

2 募集要項の作成

- 募集要項は、別紙2に定める「沖縄県●●●●施設の指定管理者募集要項」を元に、以下の項目については必ず記載し、施設の実情に応じて作成する。ただし、次に掲げる事項について留意すること。

指定管理者者が遵守すべき保守点検の頻度等の具体的な業務内容を示す「仕様書」を示すとともに、使用料の徴収成績に応じて委託料を決定する方法等を採用する場合にあつては、その算定方法等についても参考資料として示すものとする。

募集要項に必ず記載する事項

- ・募集の目的
- ・施設の概要（名称、所在地、建物の概要、施設の設置目的）
- ・指定管理者が行う業務（使用許可等の県の代行業務の範囲を含む。）
- ・定期開閉
- ・施設使用料の帰属先（利用料金制の有無）
- ・管理運営経費に対する県の負担の有無
- ・応募資格
- ・欠格条項
- ・失格事項
- ・提出期限及び提出先

- ・提出書類（申請書、事業計画書、財務諸表、定款等団体の概要が把握できるもの等）
- ・審査基準、選定方針、選定方法（概要）及び選定結果の通知
- ・リスク（協定締結の時点では正確に想定できない不確実性のある事由によって損失が発生する可能性、以下同じ。）による追加的経費の分担
- ・その他募集要項に示すことが適当な事項

参考資料【例示】

- ・管理運営経費を県が負担する場合の上限額算定の考え方
- ・使用料の内容、過去数年間の使用料決算額及び徴収率
- ・県が施設で使用する頻度、その他使用料減免の頻度及び減免額
- ・過去数年間の管理運営経費（人件費及び修繕費を除く。）
- ・過去数年間の管理運営費及び職員ごとの事務分掌
- ・使用料を徴収委託する場合の事務手続

(1) 原則として、施設の利用に係る料金を指定管理者の収入とする利用料金制を採用することとし、料金の設定は次のいずれかにより行うものとする。

- ① 介護保険料、支給費等法律等に基づく料金は、当該料金を利用料金とする。
- ② 経費面を考慮する料金の設定は現行の使用料と大きなかい離がある場合は、当分の間、現行の使用料を勘案した基準額を設定する。
- ③ 施設管理の収支採算が均衡するような場合は、規模、形態等類似施設の状況を考慮して料金を設定する。
- ④ 料金を徴収しておらず、今後も料金徴収を予定しない施設については料金の設定は行わない。

(2) リスクの分担については、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、指定管理候補者選定後は、協定で取り決めることとする。

【例示】

- ・物価、計画変更等の要因による管理運営費用の増大に関する事項
- ・法令等の変更に関する事項
- ・管理運営事業と直接関係する法令等の変更
- ・一般的な民間事業者すべてに影響を及ぼす法令等の変更
- ・施設の損傷に関する事項
- ・風水害等の天災によるもの
- ・施設の設置に隣接する瑕疵から生ずるもの
- ・第三者の行為から生ずるもの
- ・管理運営に係る事故に関する事項
- ・施設の設置の瑕疵から生ずるもの
- ・施設の管理の瑕疵から生ずるもの

※ 施設内で事故等により利用者に損害を与えた場合の賠償責任は、国家賠償法により設置者である県が賠償責任を負うものと解される。上記の事故に関するリスク分担は、求償権に係るものである。

- (3) 応募資格については、次の要件を付すほか事業者の多寡等の実状に応じて要件を付すこととする。

- 5 -

- 6 -

- する保険
 ⑩ 不可抗力発生時の対応に関する事項
 ⑪ 施設の管理に関して知り得た個人情報の保護に関する事項
 ⑫ 業務の引継ぎに関する事項
 ⑬ 原状回復義務に関する事項
 ⑭ 暴力団排除に関する事項
 ⑮ その他協定を締結することが適当な事項

5 歳入の徴収又は収納の委託

利用料金制を採らない施設で使用料が発生する施設について、当該使用料の収納を指定管理者に行わせる場合は、地方自治法施行令第158条（昭和22年政令第16号）に規定する歳入の徴収又は収納の私人への委託が必要となるので、指定管理者と別途委託契約を締結することとする。また、同条第2項の規定により、使用料の収納に関する委託契約について告示するとともに、使用料の納入義務者の見やすい方法により公表することとする。

第6 指定管理者制度導入後の対応（モニタリングの実施）

1 業務記録及び事業報告書

- (1) 業務記録
 指定管理者は、日々の業務の実施状況、施設で生じた事故や課題等を記録した日報を作成することとする。
 指定管理者は日報を基に、月報を作成し県に提出することとする。
- (2) 事業報告書
 指定管理者は、上半期及び毎年度終了後、管理業務に関する事業報告書を作成し、県に提出することとする。
- 2 利用者等の意見の把握及び苦情等への対応
 (1) 指定管理者はアンケート調査等の方法により、施設利用者の意見や要望を把握し、県に報告することとする。
- (2) 指定管理者は、利用者等から寄せられた苦情等については、その対応状況とともに、県に報告することとする。
- (3) 県は、利用者等から寄せられた苦情等については、必要に応じて実地調査等により確認を行い、指定管理者に改善の措置を求めることがある。

3 業務の状況に関する調査等

- (1) 管理業務及び経営状況の調査、指示
 ① 県は、指定管理者が県との協定等に従い適正かつ確実なサービスの提供を行っているか隨時確認することに加え、サービスの質を評価し、必要に応じて適切な指示を行うこととする。施設の管理運営に関して、次の事項等に該当し、又は該当するおそれがある場合は、指定管理者に対し改善又は見直しの指示を行うこととする。
 ア 正當な理由なく利用者に対し施設の利用を拒み又は不当な差別の取扱いをするような行為がある場合
 イ 施設の形質を無断で変更するような行為がある場合
 ウ 要員の配置や施設の管理が施設の設置目的の達成に適切な状態となっていない場合
 エ 個人情報の適正な取扱いの確保に関し、必要な措置が採られていない場合
 オ 協定に定める内容の不履行等信義則に反する場合
- ② 指定管理者が安定的、継続的に施設サービスを提供することができるか、常

- に指定管理者の経営状況の把握に努めるものとする。
 (2) 運用委員会におけるモニタリングの実施結果の検証
 運用委員会において、モニタリングの実施結果の検証を行うこととする。

【モニタリングの定義及び目的】

モニタリングとは、指定管理者制度を導入した施設の管理運営に関して、地方自治法、条例及び協定書等に従い適正かつ確実なサービスが提供されているかを確認する手段である。

また、指定管理者が安定的、継続的にサービスを提供することができるかを監視するとともに、指定管理者の行う管理運営業務を評価し、必要に応じて改善に向けた指導、助言を行い、管理の継続が適当でないと認めるときは指定の取り消し等を行う一連の仕組みをいう。

モニタリングを的確に実施し、指定管理者による施設の適正な管理運営、更なるサービスの向上を期すことにより、適正かつ確実な公共サービスの提供を確保することを目的とする。

(3) 個人情報保護対策の徹底

県は、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第11条第1項の規定により、指定管理者が施設の管理運営にあたり保有する個人情報について、個人情報保護のために必要な措置を講ずることとする。
 また、協定書の締結に当たっては、沖縄県個人情報取扱事務委託等基準（平成20年2月13日総務部長決裁）を遵守することとする。

(4) 連絡調整会議の開催

県は、施設の管理運営業務の調整及び情報の交換を図るため、必要に応じて指定管理者との連絡調整会議を開催することとする。

4 事故、災害等発生時の対応及び安全管理の徹底

(1) 指定管理者は、危機管理体制を整備するとともに、施設において事故等が発生した場合、速やかに県に報告を行い、必要な対応を取ることとする。

(2) 県は、施設の安全管理には特に留意し、指定管理者に対して必要な指導、助言を行うとともに、緊急時に迅速に連絡を受けられる体制を整備することとする。

5 指定の取消、業務の停止措置

指定管理者による管理が、地方自治法第244条の2第11項、条例及び協定書における指定の取消し等に関する規定に該当する場合は、利用者への影響等も考慮した上で、指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜることとする。

6 モニタリングの実施結果の公表

県はモニタリングの実施結果について、各施設所管課及び総務部行政管理課ホームページにおいて公表を行うこととする。

第7 事前協議

この方針と異なる事務手続を行う場合又は定めのない事項については、総務部と事前協議を行うものとする。

第8 委任

この方針に定めるもののほか、指定管理者制度に関し必要な事項は別に定める。

- エ 基礎審査において全ての要件を満たす事業計画について、定量審査を行う。
 ② 定量審査は、運用委員会において、評価項目の点数をあらかじめ設定した上で、それぞれの事業計画を項目ごとに審査し、点数を付与するものとする。
 ③ 定量審査における点数の付与については、次に掲げる事項を参考に、施設の実状に応じて行い、サービスの質や適正な管理運営の確保を図る観点から最低基準点を設け、これを下回った者は選定しないものとする。

ただし、県が管理運営経費を負担する施設の場合は、当該負担の提案金額（以下「提案金額」という。）に評価の比重が高まるよう配意するものとする。

《絶対評価によるもの》

- ・ 評価項目の事業計画を優、良、可に区分し3、2、1点の点数を付与する方法
 (項目によっては、事業計画が全て3点、又は1点の場合がある。)
 - ・ 評価項目の数により点数を付与する方法
 (例えば、従事者1人当たりの料金收入を点数化する方法)
 《相対評価によるもの》
 - ・ 提案金額以外の評価項目の事業計画を順位付けし、最上位者に当該項目の満点、最下位者に0点を付与し、中間の者には満点と0点の間の点数を均等に配分する方法
 (例えば5点満点で5团体の応募であれば、4、3、2、1、0の配点となる。)
 - ・ 提案金額を点数化する場合は、最小のものを満点、その他の提案金額は最小の提案金額を基準にして点数化する。
- ④ 点数付与後の選定に当たっては、次のいずれかにより決定することとする。
 ア 全項目の合計得点数を提案金額で除した値が最も高い事業計画を提案する者を選定する。
 イ 提案金額も点数化し、全項目の合計得点数が最も高い事業計画を提案する者を選定する。

5 選定結果の公表

選定手続の公平性、透明性を確保するため、以下のとおり選定結果の公表を行うこととする。

(1) 公表時期及び公表方法

運用委員会終了後、指定管理者候補者の選定に係る知事決裁を経た後に県ホームページで公表を行う。

(2) 公表様式

別紙4の様式を参考に各施設所管課で作成を行う。

(3) 公表に当たっての留意事項

- ① 運用委員会における審議内容（委員からの質疑及び検討事項とされたもののうち主な事項等）については、各委員への説明又は了解を得た上で決裁し公表を行うこと
 ② 上記の審議内容については、決裁文書においても「委員会での意見等」として添付すること
 ③ 公表に当たっては、個人情報の保護に十分配慮すること

第5 指定管理者の指定

1 指定の議決

指定管理者を指定しようとすることは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経ることとする。

2 債務負担行為の設定

複数年度にわたる指定期間を設けて、協定を締結する場合は、債務負担行為の議決を得ることとする。ただし、利用者からの利用料金のみで運営され、県の経費の支出を伴わない場合には、この限りではない。

3 指定管理者の指定

指定管理者の指定は議会の議決後行うものとし、指定を行ったときは、遅滞なく条例の規定により告示を行うこととする。

4 協定書の締結

(1) 県と指定管理者の間において、それぞれが負う債務の詳細及びその履行方法を明らかにしておく必要があることから、次の事項についての協定を締結することとする。
 なお、協定の締結に当たっては、県と指定管理者の役割を、具体的かつ明確に取り決めることとする。

(2) 協定事項

- ① 指定管理に関する基本的な事項
 ア 施設の名称、所在地
 イ 指定期間
- ② 指定管理者の行う業務に関する事項
 使用許可等の権限の代行
 ③ 事業計画に関する事項
 ア 利用者の不当な差別の取扱いの禁止（公平、公正な施設運営）
 イ 指定管理者が提供するサービスの内容と質等
 ウ 施設の種別に応じた必要な体制
 エ 指定期間中における施設の改修
 オ 物品等の帰属
 カ 管理業務の全部委託の禁止
- ④ 利用料金に関する事項
 ア 利用料金の項目
 イ 利用料金の帰属先
 ウ 利用料金の減免
 エ 県が使用する場合の取扱い
- ⑤ 事業報告に関する事項
 ア 報告すべき内容及び提出期限
 イ 安定的、継続的な施設管理が可能かどうかを確認するための財務諸表の提出
 ⑥ 県が支払うべき管理費用に関する事項
 ア 支払い額及び支払い方法
 イ 徴収の実績を管理費用に反映させる場合等の算定方法
 ウ リスクに係る追加の支出の分担
- ⑦ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 事業計画又は協定に違反した場合の自主的改善、県の正通告、指定の取消し、損害賠償等
 ⑧ 利用者、住民の安全確保に関する事項
 ⑨ 損害賠償責任保険等の加入に関する事項
 管理物件の損傷等に係る損害賠償責任、第三者への損害賠償責任、求償権、付保

目次

指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル

第1 趣旨	1
第2 指定管理者が行う事項	1
1 業務記録及び事業報告書	
2 利用者等の意見や要望の把握	
3 労働条件等自主点検表及び料金徴収フロー図	
第3 県が行う事項	2
1 モニタリングシートの作成(別紙6)	
2 労働条件等自主点検表及び料金徴収フロー図の確認	
3 連絡調整会議の開催	
第4 利用者等からの苦情等への対応	3
第5 事故発生時の対応及び安全管理の徹底	3
第6 指定管理者制度運用委員会における検証	3
第7 モニタリングの実施結果の公表	4
第8 事前協議	4
附則	4
モニタリングの概要図	5
モニタリングに係る年間スケジュール	6
別紙1 日報（例示）	
別紙2 月報（例示）	
別紙3 上半期及び年次報告書（例示）	

附則

この方針は、平成19年4月1日から実施する。
 この方針は、平成20年4月1日から実施する。
 この方針は、平成24年5月23日から実施する。
 この方針は、平成29年3月17日から実施する。

指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル

〔平成29年3月17日総務部長決裁〕

第1 感覚

本マニュアルは、公の施設の指定管理者制度に関する運用方針（平成29年3月17日総務部長決裁。以下「運用方針」という。）第8の規定に基づき、運用方針第6で定めるモニタリングの実施に関して必要な事項を定める。

第2 指定管理者が行う事項

指定管理者は日々の業務の実施状況、施設で起こった事故や課題等を記録し、それを県に提出し、施設の管理運営等について県と情報共有を図る必要があります。

1 業務記録及び事業報告書

指定管理者は、日常・定期的に行う業務に加え、施設の利用状況、事故・苦情等の内容と対応、料金の収納状況等について、業務記録（日報、月報）及び事業報告書（上半期及び年次報告書）を作成し、県に提出（日報を除く）を行うこととする。

業務記録及び事業報告書は別紙1～3の例示を参考に、県と指定管理者で協議のうえ定めることとする。

(1) 日報（別紙1）

日報は指定管理者が内部で保管する資料で、県に提出を行う必要はありませんが、事故発生などの問題が生じた場合に、業務内容を確認できる業務記録となります。

指定管理者においても、責任者が業務全体について日報を確認することで、設備の不具合の兆候などを事前に把握し、事故防止につなげていくことができます。

(2) 月報（別紙2）

指定管理者は月報を作成し、翌月の10日までに県に提出を行うこととする。

(3) 上半期及び年次報告書（別紙3）

上半期及び年次報告書は、指定管理者が、利用状況、事業収支、業務実績、利用者アンケート結果等について、実態を整理し、分析を行う報告書として位置づけられます。

指定管理者は、上半期及び年次報告書を作成し、上半期報告書は上半期の翌月の10日までに、年次報告書は事業が完了したときに、県に提出を行うこととする。

2 利用者等の意見や要望の把握

指定管理者は、利用者等の意見や要望を把握するため、定期的（最低年1回）に利用者アンケート調査等を実施し、その結果を県に報告を行うこととする。

調査項目としては、接客対応、施設・設備、利用条件、企画内容等についての満足度を調査することとし、具体的な内容や実施方法については、県と指定管理者で

協議のうえ定めることとする。（参考：別紙3 4. 利用者アンケート結果）

3 労働条件等自主点検表及び料金徴収フロー図

(1) 労働条件等自主点検表（別紙4）

指定管理者による労働法令の遵守状況を確認するため、指定管理者は労働条件等自主点検表を作成し、事業が完了したときに県に提出を行うこととする。

(2) 料金徴収フロー図（別紙5）

指定管理者による料金徴収事が適正かどうかを確認するため、施設利用に係る利用料金や使用料を徴収する指定管理者は、料金徴収フロー図を作成し、実態に応じてその内容を修正し、施設に備え付けることとする。

第3 県が行う事項

施設所管課は、指定管理者から提出される事業報告書等の書面のみで、業務の履行確認や評価を行うのではなく、直接、施設を確認するとともに指定管理者と積極的にコミュニケーションを図ることにより、問題を共有化し、必要に応じて指導、助言を行なう必要があります。

1 モニタリングシートの作成（別紙6）

施設所管課はモニタリングの実施結果を元にモニタリングシートの作成を行う。

(1) 履行確認（別紙6-I）

県は、指定管理者から提出される業務記録及び事業報告書の内容を確認するとともに、定期的な施設への立入等により、提供されるサービスが協定書等で定められた水準を充足しているか否かの確認を行うこととする。

① 改善の指示

県は、履行確認の結果、当初の事業計画と不整合があると認められる場合は、指定管理者に対して書面で改善の指示を行うこととする。

② 改善の指示に基づく対応

指定管理者は、改善の指示があった項目について、対応策を書面で県に提出し、改善に取り組むこととする。

(2) サービスの質の評価（別紙6-II）

① サービスの質の評価

県は、指定管理者により提供されるサービスがどの程度の水準かを利用者アンケート結果等を参考に評価することとする。評価を通じて指定管理者の業務の中で何が高い成果を上げているのか、何が課題となっているのかを明らかにし、業務改善につなげていくこととする。

② 実施方法

県は、設定した評価項目について、利用者等による第三者評価、指定管理者の自己評価から分析を行うこととする。

第三者と指定管理者の評価に乖離がある場合は、その理由を分析し業務改善につなげることとする。

- 1 -

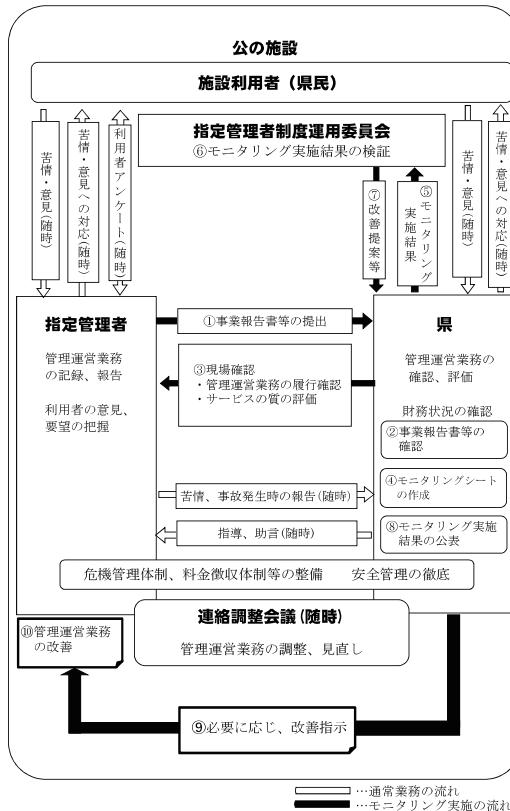
- 2 -

別紙4 労働条件等自主点検表

別紙5 料金徴収フロー図（例示）

別紙6 モニタリングシート

モニタリングの概要図



- 5 -

モニタリングに係る年間スケジュール

1 県への提出期日の指定のあるもの

	指定管理者の役割	県の役割
4月		
5月	・月報（4月）の作成・提出	→・月報（4月）の確認
6月	・月報（5月）の作成・提出	→・月報（5月）の確認
7月	・月報（6月）の作成・提出	→・月報（6月）の確認
8月	・月報（7月）の作成・提出	→・月報（7月）の確認
9月	・月報（8月）の作成・提出	→・月報（8月）の確認
10月	・月報（9月）の作成・提出 ・上半期報告書の作成、提出	→・月報（9月）の確認 →・上半期報告書の確認
11月	・月報（10月）の作成・提出	→・月報（10月）の確認
12月	・月報（11月）の作成・提出	→・月報（11月）の確認
1月	・月報（12月）の作成・提出	→・月報（12月）の確認
2月	・月報（1月）の作成・提出	→・月報（1月）の確認
3月	・月報（2月）の作成・提出	→・月報（2月）の確認
4月	・月報（3月）の作成・提出 ・年次報告書の作成、提出	→・月報（3月）の確認 →・年次報告書の確認
4月 ～ 7月		・モニタリングシートの作成 ・指定管理者制度運用委員会の開催

2 県への提出期日の指定のないもの

	指定管理者の役割	県の役割
毎日	・日報の作成	
随時	・連絡調整会議への参加 ・県の指導、助言に基づく業務改善 ・県の改善指示に基づく業務改善 ・利用者アンケート実施、報告	↔・連絡調整会議の開催 ↔・指定管理者への指導、助言 ↔・書面による業務改善指示 →・利用者アンケート結果の確認
緊急 時等	・危機管理体制の整備、緊急時（事故、苦情等）の対応、報告	↔・緊急時における連絡体制の整備 ↔・緊急時（事故、苦情等）の対応

- 6 -

(3) サービスの安定性評価（別紙6－III）

① 財務状況の確認

県は、指定管理者からの事業収支報告が、応募段階の収支計画と乖離していないかの確認を行うとともに、指定管理者となっている民間事業者等の財務状況の報告を求め、継続的にサービスが提供できる状態にあるかどうかの確認を行うこととする。

② 財務状況の確認結果に基づく適切な指導・助言

県は、指定管理者の財務状況の確認結果が芳しくない場合は、今後の対策等について、指定管理者から説明を受け、指定管理業務の継続的な運営を主眼として合理的・客観的な指導・助言を行うこととする。

ただし、指定管理者の財務運営の健全化に向けた対策は自己責任で行なうことが基本であることに留意することとする。

2 労働条件等自主点検表及び料金徴収フロー図の確認

(1) 労働条件等自主点検表の確認

県は、指定管理者の労働法令遵守状況について、指定管理者が作成する労働条件等自主点検表を元に確認を行う。

(2) 料金徴収フロー図の確認

県は、指定管理者による料金徴収事務が適正かどうかを確認するため、指定管理者が作成する料金徴収フロー図を元に確認を行う。

3 連絡調整会議の開催

県は、施設の管理運営業務を円滑に実施し、業務の調整及び情報の交換を図るために指定管理者との連絡調整会議を開催し、指定管理者の業務の履行状況や経営状況の確認、モニタリングについての協議等を行うこととする。

第4 利用者等からの苦情等への対応

- 指定管理者は、利用者等から寄せられた苦情等については、その対応状況とともに、県に報告を行うこととする。
- 県は、利用者等から寄せられた苦情等については、必要に応じて現地確認等を行い、指定管理者に改善の措置を求めることとする。

第5 事故発生時の対応及び安全管理の徹底

- 指定管理者は、危機管理体制を整備するとともに、施設において事故等が発生した場合、速やかに県に報告を行い、必要な対応をとることとする。
- 県は、施設の安全管理には特に留意して、指定管理者に対して必要な指導、助言を行うとともに、緊急時に迅速に連絡を受けられる体制を整備することとする。

第6 指定管理者制度運用委員会における検証

指定管理者及び県の行うモニタリングの実施結果について、運用方針に規定する指定管理者制度運用委員会において、主に次の視点での検証を行うこととする。

- 指定管理者及び県が実施するモニタリングは適正になされているか

2 指定管理者に対する県の指導・助言は適切に行われているか

3 利用者アンケートや苦情に対する指定管理者や県の対応は適切に行われているか

第7 モニタリングの実施結果の公表

施設所管課は作成したモニタリングシートに指定管理者が作成した労働条件等自主点検表と指定管理者制度運用委員会における検証結果を添えて、各部等主管課を経由して、翌年度の7月末日までに総務部行政管理課に提出することとする。

各施設所管課及び総務部行政管理課は県ホームページにおいて、指定管理者制度を導入した施設に係るモニタリングの実施結果の公表を行うこととする。

第8 事前協議

施設の特性等により、このマニュアルと異なる事務手続きを行う場合は、総務部行政管理課と事前協議を行うこととする。

附則

このマニュアルは、平成20年4月1日から実施する。

このマニュアルは、平成22年4月1日から実施する。

このマニュアルは、平成29年3月17日から実施する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--